

平成30年

第1回美濃市議会定例会会議録

平成30年 2月27日 開会

平成30年 3月22日 閉会

美濃市議会

平成30年第1回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (2月27日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	3
市長挨拶	4
開会・開議の宣告	5
諸般の報告及び行政諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
平成30年度施政方針並びに予算編成方針	5
休憩	16
再開	16
議案の上程	16
議案の説明	
承第1号・承第2号(総務部長 市原俊美君)	16
休憩	17
再開	17
質疑	17
委員会付託省略(承第1号及び承第2号)	17
討論	17
議案の採決	18
議案の上程	18
議案の説明	
議第1号(副市長 柴田徳美君)	18
議第2号・議第5号・議第6号・議第10号・議第11号・議第14号	
議第15号(民生部長 辻 幸子君)	22
休憩	29
再開	29
議第18号・議第20号・議第23号・議第25号・議第26号・議第27号	
議第28号・議第29号・議第30号(民生部長 辻 幸子君)	29

議第3号・議第4号・議第8号・議第12号・議第13号・議第17号	
議第19号・議第24号・議第35号（建設部長 古川雄太君）	36
休憩	42
再開	42
議第7号・議第16号（美濃病院事務局長 林 信一君）	42
議第9号・議第32号（総務部長 市原俊美君）	44
議第21号・議第22号（秘書課長 西部睦人君）	48
議第31号（産業振興部長 北村道弘君）	49
議第34号（教育次長 澤村 浩君）	49
議案の上程	50
議案の説明	
議第33号（産業振興部長 北村道弘君）	50
議第36号・議第37号（市長 武藤鉄弘君）	50
休憩	51
再開	51
質疑	51
委員会付託省略（議第33号、議第36号及び議第37号）	51
討論	52
議案の採決	52
岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	52
休会期間の決定	53
散会の宣告	53
会議録署名議員	54

第 2 号 （3月13日）

議事日程	55
本日の会議に付した事件	56
出席議員	56
欠席議員	56
説明のため出席した者	56
職務のため出席した事務局職員	57
開議の宣告	58
会議録署名議員の指名	58
議第1号から議第35号までと市政に対する一般質問	58
1 森 福子議員	58
1. 「笑顔あふれる元気な美濃市」の実現に向けての新たなまちづくりについて	58

① 武藤市政2期目にあたってのまちづくりに対する考えは、どのようなか。	
2. 健康日本一を目指した元気なまちづくりについて	59
① 年代別健康モニター事業の実施とその後の展開は、どうか。	
② (仮称)市民わくわくふれあいセンター建設の見直しと、新施設を利用した健康づくりへの取り組みをどのように考えるか。	
③ スポーツを通じた健康増進事業は、どのように進めていくのか。	
3. 子どもを生み育てやすい優しいまちづくりについて	60
① 幼児教育・保育の環境の充実に向けた今後の取り組みは、どのようなか。	
② 小学校の英語科実施に向けた取り組みは、どのようなか。	
③ 老朽化した小、中学校施設の改修等の見直しは、どのようなか。	
④ 学校給食センターの建設の見通しは、どのようなか。	
4. 男女共同参画の取り組みについて	62
① 「第3次男女共同参画いきいきプラン美濃～やろまいか！だれもが輝くまちづくり～」の基本目標と特長は、どのようなか。	
休憩	71
再開	71
2 辻 文男議員	71
1. 施政方針について	71
① 武藤市政2期目の船出にあたり、施政方針の中で、費用対効果を検証し、事業のスクラップアンドビルドなどにより、持続可能な財政運営に努めると述べられているが、スクラップアンドビルドにより構築された新規事業には、どのようなものがあるか。	
2. 平成30年度新年度予算の主要事業には「民間活力」をキーワードとして観光誘客を図る施策が盛り込まれているが、観光客を迎えるにあたっての課題について	72
① 旧牧谷街道と川湊灯台、美濃橋、小倉公園を周遊する散策コースの整備について、どのように考えるか。	
② 市営駐車場の管理・運営について、どのように考えるか。	
③ 狭隘な道路の電線地中化(無電柱化)について、どのように考えるか。	
④ 公衆トイレについて、どのように考えるか。	
休憩	83
再開	83
3 庄司義廣議員	83
1. サルによる農作物被害対策について	83
① 現状と対策方法は、どのようなか。	
② 捕獲状況及び追い払い状況は、どのようなか。	

③ 今後の対策は、どのようか。	
4 梅村辰郎議員	85
1. 古民家を活用した地域の活性化について	85
① 「うだつの上がる町並み古民家活用事業」の進捗と今後の展開は、どのようか。	
② 民間活力による古民家の再生・活用により期待される地域への波及効果は、どのようか。	
2. 認知症対策について	87
① 認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員の配置の状況について、どのようか。	
② 認知症カフェの開催と現状について、どのようか。	
5 岡部忠敏議員	93
1. 障がい者の雇用促進について	93
① 民間企業に対するこれまでの取り組みと、雇用促進に向けての今後の支援は、どのようか。	
② 市役所、教育委員会での障がい者の雇用の現状と、改正される法定雇用率と、職場環境への取り組みは、どのようか。	
2. 持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディー・ジーズ）について	95
① 市におけるSDGsの取り組みは、どのようか。	
3. 中小企業の設備投資を促すための固定資産税の軽減について	97
① 市の方針は、どのようか。	
休憩	98
再開	98
6 永田知子議員	99
1. 市長の平成30年度の施政方針中、健康日本一を目指した「元気なまちづくり」のもととなる「食」について	99
① 成長期にある児童・生徒の学校給食における「食育」の現状は、どのようか。	
② 市民のくらし支援の弁当配食の現状と今後増加が予測される高齢・独居の世帯の配食に関する生活支援の対策は、あるのか。	
2. 国民健康保険税、介護保険料の改正について	103
① 国民健康保険税は、主にどの点で見直され、改正されたのか。	
② 国民健康保険に「保険者努力支援制度」があるが、どのような制度か。	
③ 介護保険料が引き上げられたが、その背景はどのようか。	
④ 低い年金受給者への介護保険料の配慮は、どのようか。	
⑤ 平成27年4月の制度改正で、要支援1・2の認定者の訪問・通所介護が市の総合事業に移管されたが、実態はどのようか。また、出てきた問題はあるのか。	

か。

休憩	111
再開	111
7 太田照彦議員	111
1. 農地転用と太陽光発電施設について	111
① 農地転用の状況について、どのようか。	
② 太陽光発電への農地転用と許可基準について、どのようか。	
③ 太陽光発電施設設置への規制について、どのようか。	
2. 新たな防災対策について	114
① 土砂災害等に向けた対策は、どのようか。	
② 消防組織等の今後のあり方は、どのようか。	
委員会付託（議第1号から議第32号まで並びに議第34号及び議第35号）	117
休会期間の決定	117
散会の宣告	118
会議録署名議員	119

第 3 号 （3月22日）

議事日程	121
本日の会議に付した事件	122
出席議員	122
欠席議員	122
説明のため出席した者	122
職務のため出席した事務局職員	123
開議の宣告	124
会議録署名議員の指名	124
議案の上程	124
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 古田 豊君	124
民生教育常任委員会委員長 庄司義廣君	126
委員長報告に対する質疑	128
討論	128
議案の採決	128
休憩	133
再開	133
議案の上程	133
議案の説明	

議第38号（秘書課長 西部睦人君）	133
市議第1号（9番 古田 豊君）	133
休憩	134
再開	134
質疑	134
委員会付託省略（議第38号及び市議第1号）	134
討論	134
議案の採決	134
閉会の宣告	135
市長挨拶	135
会議録署名議員	137
総務産業建設常任委員会審査報告書	138
民生教育常任委員会審査報告書	139

美濃市告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成30年2月27日に平成30年第1回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成30年2月20日

美濃市長 武藤 鉄 弘

付議事件名

- 1、専決処分の承認について
平成29年度美濃市一般会計補正予算（第9号）
- 1、専決処分の承認について
工事請負契約の変更契約締結について
- 1、平成30年度美濃市一般会計予算
- 1、平成30年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 1、平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 1、平成30年度美濃市下水道特別会計予算
- 1、平成30年度美濃市介護保険特別会計予算
- 1、平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 1、平成30年度美濃市病院事業会計予算
- 1、平成30年度美濃市上水道事業会計予算
- 1、平成29年度美濃市一般会計補正予算（第10号）
- 1、平成29年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成29年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成29年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 1、平成29年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成29年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 1、平成29年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成29年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）
- 1、平成29年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）
- 1、美濃市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について
- 1、美濃市空家等の適正な管理及び利活用の促進に関する条例について
- 1、美濃市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 1、美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 1、中濃地域農業共済事務組合理約の変更に関する協議について
- 1、公の施設の指定管理者の指定について
- 1、市道路線の認定について
- 1、教育長の任命について
- 1、美濃市公平委員会委員の選任について

平成30年 2 月 27 日

平成30年第 1 回美濃市議会定例会会議録（第 1 号）

議 事 日 程 (第 1 号)

平成30年 2 月 27 日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 平成30年度施政方針並びに予算編成方針
- 第 4 承第 1 号 専決処分の承認について
平成29年度美濃市一般会計補正予算 (第 9 号)
- 第 5 承第 2 号 専決処分の承認について
工事請負契約の変更契約締結について
- 第 6 議第 1 号 平成30年度美濃市一般会計予算
- 第 7 議第 2 号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 8 議第 3 号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 9 議第 4 号 平成30年度美濃市下水道特別会計予算
- 第10 議第 5 号 平成30年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第11 議第 6 号 平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第12 議第 7 号 平成30年度美濃市病院事業会計予算
- 第13 議第 8 号 平成30年度美濃市上水道事業会計予算
- 第14 議第 9 号 平成29年度美濃市一般会計補正予算 (第10号)
- 第15 議第10号 平成29年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第16 議第11号 平成29年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第17 議第12号 平成29年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第18 議第13号 平成29年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第19 議第14号 平成29年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 第20 議第15号 平成29年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第21 議第16号 平成29年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第22 議第17号 平成29年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第23 議第18号 美濃市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について
- 第24 議第19号 美濃市空家等の適正な管理及び利活用の促進に関する条例について
- 第25 議第20号 美濃市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第26 議第21号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第22号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第23号 美濃市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について
- 第29 議第24号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第25号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第31 議第26号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 第32 議第27号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第33 議第28号 美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第34 議第29号 美濃市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第35 議第30号 美濃市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第36 議第31号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 第37 議第32号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第38 議第33号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更に関する協議について
- 第39 議第34号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第40 議第35号 市道路線の認定について
- 第41 議第36号 教育長の任命について
- 第42 議第37号 美濃市公平委員会委員の選任について
- 第43 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

第1から第43までの各事件

出席議員（13名）

1 番	豊澤正信君	2 番	梅村辰郎君
3 番	梅村栄一君	4 番	永田知子君
5 番	古田秀文君	6 番	岡部忠敏君
7 番	辻文男君	8 番	庄司義廣君
9 番	古田豊君	10 番	太田照彦君
11 番	森福子君	12 番	山口育男君
13 番	佐藤好夫君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	柴田徳美君
教育長	樋口宜直君	総務部長	市原俊美君
民生部長 (福祉事務所長)	辻幸子君	産業振興部長	北村道弘君
建設部長	古川雄太君	会計管理者	古田和彦君

教育次長	澤村 浩 君	美濃病院事務局長	林 信一 君
総務課長・ 選管事務局長	市原 義則 君	秘書課長	西部 睦人 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	篠田 博 史	議会事務局次長 兼議事調査係長	石原 まさる
議会事務局書記	平田 純也		

○議長（山口育男君） おはようございます。

開会に先立ちまして、本日の3月のこの議会は、武藤鉄弘市長が2期目就任後初めての議会でございますので、まことに僭越ではございますが、議会を代表いたしまして一言お祝いの言葉を申し上げたいと思います。

武藤市長におかれましては、このたびの市長選挙において無投票当選という栄に浴され、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

市政を取り巻く環境が大変厳しい中、地方創生に向けて美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進し、対話と現場主義のもと、人口減少の克服や地域経済の活性化を実現するため、施策を展開されているわけでございます。

今後とも、市と議会、市民が力を合わせながら「笑顔あふれる元気な美濃市」を目指し、誰もが健康で安全に安心して暮らせるまちづくりに邁進されますよう心からお願いを申し上げ、甚だ粗辞で意を尽くしませんけれども、お祝いの言葉とさせていただきます。まことにおめでとうございました。

市長挨拶

○議長（山口育男君） ここで、武藤市長より御挨拶をいただきます。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに平成30年第1回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には御多用にもかかわらず御出席を賜り、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

また、ただいまは山口議長から大変御丁寧なるお祝いのお言葉をいただき、身に余る光栄でございます。心からお礼を申し上げます。

これまで1期4年間、高齢者が元気で活躍できる社会や安心して子供を産み育てられる環境、教育環境の整備など安全・安心社会の実現、地域資源を生かしたまちづくり、大矢田トンネルの整備など2020年を見据えたインフラ整備の強化に取り組み、住みたい、住み続けたい、行ってみたいまちづくりを進めるため、公正・中立、健全財政、市民の皆様との協働・協創、対話と現場主義を基本姿勢とし、市政運営、財政運営を進めてまいりました。

2期目におきましても、これまでの基本姿勢を変えることなく健康年齢の向上など市民生活の安全・安心、子供を産み育てやすい子育て環境づくり、地域資源を生かした観光交流産業促進など、地方創生に向けて住み続けられる美濃市づくりに全力を挙げて取り組む決意でございます。

ここに改めて、市民の皆様並びに議員の皆様のご格別の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（山口育男君） 本日は、平成30年第1回美濃市議会定例会が招集されましたところ、

御参集いただきましてまことにありがとうございます。

本定例会に提出されます案件は、平成30年度予算を初め、いずれも重要な案件であります。どうか慎重に御審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

開会・開議の宣告

○議長（山口育男君） ただいまから平成30年第1回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時05分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（山口育男君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

また、市長から、報第1号、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告がありましたので、御承知をお願いいたします。

○議長（山口育男君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口育男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 梅村栄一君、4番 永田知子君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（山口育男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から3月22日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から3月22日までの24日間と決定いたしました。

第3 平成30年度施政方針並びに予算編成方針

○議長（山口育男君） 日程第3、平成30年度施政方針並びに予算編成方針について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは、平成30年第1回美濃市議会定例会の開会に当たり、平成30年度の市政運営について所信を申し述べさせていただきます。

これまで美濃市第5次総合計画、並びに美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現を目指しまして「笑顔あふれる元気な美濃市づくり」に取り組んでまいりました。

市長1期目には、市制施行60周年、「本美濃紙」が日本の手すき和紙技術としてユネスコ無形文化遺産に登録、曾代用水が世界かんがい施設遺産に登録、清流長良川の鮎が世界農業遺産に認定されるなど、美濃市の歴史、伝統文化、自然が国内外から評価され、注目を集めることとなりました。このすばらしい地域資源を最大限に活用するため、美濃和紙の里会館リニューアル、美濃橋の修復、旧松久邸の活用などに取り組み、周遊、体験、滞在型の拠点整備を進めてまいりました。

また、子育て環境の充実と子育て世代への支援のため、保育園、幼稚園、小・中学校の給食費補助制度を開始したほか、赤ちゃんの紙おむつ購入助成や高校生入院医療費の無料化の実施、市の将来を担う子供たちの教育環境の整備のため全小・中学校の給食用食器、机と椅子のリニューアルや、今年度からは美濃小学校の大規模改造に着手したところであります。

高齢者の生活支援としましては、旧上牧小学校を活用して特養ホームみのがみの郷をオープンし、老人福祉施設事業を推進したほか、縁側コミュニティの開設を通じて高齢者の生きがいづくりと健康増進を図るとともに、世代間交流を促進し、地域で日常的に支え合うことができる地域自助、地域共助の仕組みづくりを進めました。

さらに、医療と予防の充実に向け、小・中学生のインフルエンザ予防接種費用の一部助成や、美濃病院の外来棟の改修、健診棟の整備を進め、満足度の高い医療サービスの提供と人間ドックやがん検診などを快適に受診できる環境づくりに努めてまいりました。美濃病院のみの健康ホールでは各種健康講座や健康体操教室などを開催し、多くの市民の皆様にご参加をいただき、市民の健康年齢5歳アップに向けた事業を充実してまいりました。

このほか、アサヒフオージや鍋屋バイテック株式会社といった付加価値の高い製品を製造しておられる企業や、市民の生活に便利な商品を多く取り扱うホームセンターコメリといった企業にも進出をいただいたところであります。

2期目の最初の予算となります30年度には、これまで進めてきたこれらの施策をさらに深化させ、充実するとともに、「市民力を活かした絆づくり」「地域資源を活かした産業元気づくり」「歴史文化を活かした誇りづくり」を戦略の柱として、初心に返り、一層気を引き締めながら職員とともに全力を挙げて市政に取り組んでまいりたいと考えています。

議員の皆様方には、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、平成29年度も残すところ1カ月ほどとなりました。今年度は3つの重要項目として、防災力の強化、美濃和紙の振興、健康年齢の向上を掲げ、積極的に取り組んできたところであります。

防災力の強化につきましては、市庁舎に72時間対応の非常用電源を設置し、庁舎の屋根、外壁の防水工事も同時に進めながら、災害時に対策本部となる市役所庁舎の防災力の向上を図りました。また、昨年8月17日から18日にかけて、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報が発令され、近年にない大きな災害が発生し、現在復旧事業に取り組んでいるところであ

りますが、自治会、消防団を初め市民の皆様の御協力、御支援により、人的被害もなく最小限の被害にとどめることができたものと考えております。

美濃和紙の振興につきましては、9月に海外トップセールスとして岐阜県知事、山口議長とともにフランスにおいてユネスコジャパンウィークに参加し、本美濃紙の出展を初めルーブル美術館の修復責任者の方にも面談し、本美濃紙の販路拡大、世界遺産や美濃市の観光についてPRをしてまいりました。あわせまして、本美濃紙職人の後継者育成のため研修を開始し、美濃和紙産業の活性化にも努めてきたところでございます。

また、健康年齢向上への取り組みに関しては、美濃病院検診棟を活用した各種健診の推進、健康フェアや各種健康講座の開催、認知症予防のためのオレンジビクス体操の普及などを進め、健康年齢5歳アップを目指して取り組んでまいりました。

このほか、旧片知小学校を改装した、仮称であります美濃和紙用具類ミュージアムの整備、美濃小学校の大規模改造事業、旧松久邸の活用事業者の決定、市内中学生のアマルフィ市との交流事業、うだつ基金を活用した以安寺山整備の着手、徳川家康公の采配の復元、旧下牧小学校を改修した木のものづくり拠点の整備など、数々の事業を議員各位を初め市民の皆様のお支えと御協力によりまして着実に進められていますことに心から感謝を申し上げたいと存じます。

さて、我が国を取り巻く世界情勢は、連日報道で発表されておりますけれども、アメリカのトランプ政権が2年目を迎え、予測不能な言動に世界各国が振り回される中、景気押し上げが期待された減税やインフラ投資の拡大、規制緩和といった経済の政策の具体化がされており、世界経済回復の先導役として期待されておりました米国経済への不信感が広がっております。また、イギリスのEU離脱についても、与党保守党が選挙で大敗したことによる求心力の低下により政権与党内の足並みが乱れ、EUとの交渉が難航するなど、先進主要国の政治状況に安定感がなく、今後の政策変更などが世界経済に与える影響が最も懸念される状態にあります。また、北朝鮮情勢をめぐるリスクが経済に及ぼす影響についても注視が必要な情勢となっております。

その中で、国の平成30年度の予算は、経済財政再生計画における集中改革期間の最終年度であり、この計画に掲げる歳出改革等を着実に実行するため、歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進するとともに、地方においても国の取り組みと基調を合わせた徹底した見直しを求めるとする中、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、戦後最大の名目GDP600兆円の実現、希望出生率1.8、介護離職ゼロを目指すとともに、アベノミクス新3本の矢に沿った施策を推進することとしています。

このような方針に基づいて編成された国の予算は97兆7,128億円と前年比0.26%の増、6年連続で過去最大を更新しました。高齢化の進行により社会保障費が過去最大となり、北朝鮮情勢の緊迫化を受け防衛費も拡大している中、子育て安心プランを踏まえた保育の受け皿整備、保育士の処遇改善、給付型奨学金の拡充など人づくり革命の推進や、生産性革命の実現に向けた企業による設備や人材への投資、研究開発、イノベーションの促進など、重要な

政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、めり張りのきいた予算編成となっております。

一方、県におきましては一般会計の予算規模は8,129億7,000万円と対前年比0.2%増、6年連続の増額予算となり、人づくりと生産性向上、東京オリンピック・パラリンピックを見据えた岐阜ブランドづくりと内外交流戦略、安全・安心・健康づくりを3本の柱として政策を展開し、「清流の国ぎふ」づくりをさらに深化させ挑戦していくこととしています。

特に、美濃市に関連する予算としましては、美濃和紙の産地活性化を図るため、本美濃紙保存会への入会を目指す後継者の生活資金や新たな工房の立ち上げに必要な経費の助成、美濃和紙ブランドの販路開拓、ブランド力の向上など多くの施策が盛り込まれ、次世代を担う人材の育成、紙産業の振興に県としても大きな力を入れていただけることを心強く感じているところでございます。

なお、市の財政に影響します地方財政計画につきましては、国のほうでは平成30年度の地方財政計画の規模は86兆9,000億円と対前年度比では0.3%の増となっております。地方税収は0.9%の増、地方交付税につきましては2.0%の減、16兆85億円、また赤字地方債である臨時財政対策債は3兆9,865億円で対前年比1.5%の減となっており、一般財源総額全体では0.1%増の62兆1,159億円となっております。

歳出では、一般行政経費が社会保障費等の増加により1.3%増加し、地方創生に取り組むためのまち・ひと・しごと創生事業費は引き続き1兆円が計上されており、一般歳出の総額では0.9%増の71兆2,700億円となっており、総額では前年に比べ増額となりましたが、地方交付税は削減されており、社会保障関係費が年々増加する中で税収が伸び悩む多くの地方自治体では引き続き厳しい財政運営を余儀なくされることとなります。

そこで、美濃市の財政状況でございますけれども、平成28年度決算における財政の健全化を示す健全化判断比率は、行政改革や市債の発行抑制などの財政運営により実質公債費比率は11.2%と前年に比べ0.6ポイントの改善、将来負担比率は49.4%と前年に比べ7.7ポイント改善、いずれも前年度に比べ改善しているところでございます。

国が示す早期健全化の判断基準は、実質公債費比率が25.0%、将来負担比率が350.0%であり、現状におきましては大幅にクリアをしておりますけれども、県内他市と比較しますと高い水準にございます。平成28年度決算では、市税収入は29億8,000万円となり、対前年度比で4,000万円の増となりましたが、普通交付税は21億7,000万円となり、対前年度比9,000万円の大幅な減額となりました。

平成29年度の普通交付税交付決定額は20億7,000万円で、さらに1億円ほどの大幅な減額となり、2年連続の減収となったところであります。財政の弾力性を示す経常収支比率は経常的一般財源等の大幅な減額により89.7%から93.4%となり、3.7%上昇し、財政の硬直化を示しているところでございます。

また、市の市税収入につきましては歳入全体の約3割程度と少なく、地方交付税を初めとした国や県からの財源に大きく依存しているところであります。自治体の財政力を示す財政

力指数は0.534と低い状況にあり、県下の都市平均と比較しても約0.09ポイント下回っており、自主財源の確保が大きな課題であり、思い切った独自の施策の推進が必要でありますけれども困難な状況にあります。

こうした厳しい財政状況にあることから、限られた財源ではありますが市民生活の安定や将来への投資は積極的に実施し、その他の施策については選択と集中の観点に立ち、事業の重点化により真に必要な施策の展開を図ってまいります。

特に、近々の最重要課題である地方創生に向けた人口減少対策や地域の活性化につながる施策は積極的かつ優先的に実施をしてまいります。あわせて、積極的な行財政改革を進め、費用対効果を検証し、事業のスクラップ・アンド・ビルドや行政コストの縮減、将来の世代に過度の負担を残さない施策の選択などにより持続可能な財政運営に努めてまいります。

平成30年度の市の当初予算の規模につきましては、一般会計が93億9,600万円、特別会計が65億6,400万円余、企業会計36億2,600万円余で、総額195億8,700万円余となりました。前年度比では、一般会計が1.2%の増、特別会計が3%の減、企業会計では1%の増となり、全体では0.3%の減となりました。

各会計の主なものといたしましては、一般会計は平成29年度に比べ農林水産業費が以安寺山整備事業や県単土地改良事業などにより8.7%の増、教育費が美濃小学校大規模改造事業などにより7.9%の増、土木費が美濃橋の保存修理事業、生櫛土地区画整理事業、橋梁長寿命化修繕事業などにより5.8%の増となりました。一方、総務費では本庁舎改修事業の減などにより12%の減、衛生費は上水道事業会計負担金等の減や病院事業会計出資金等の減などにより5.9%の減、公債費は市債償還元金、利子の減により3.3%の減となっています。

特別会計の対前年度3%減は、交通災害共済事業の廃止による皆減と、国民健康保険会計の財政運営の主体が県に移行されることとなり、制度が改定されたことによるものであります。

企業会計の対前年度1%の増は、医療機器の整備事業によるものでございます。

今回、介護保険特別会計は21億5,700万円余で3.7%の増となりました。団塊の世代が75歳となり、国民の3人に1人が65歳以上となる超高齢社会を見据え、第7期の美濃市高齢者福祉計画、老人福祉計画・介護保険事業計画を策定しております。この計画の中で、向こう3年間の介護サービスに必要な額を算定した結果、利用者増などに伴う自然増分や介護報酬改定等による介護保険料の上昇の影響などにより、65歳以上の第1号被保険者の皆様には介護保険料の見直しをお願いすることとなりました。対象の皆様には御負担をおかけすることになりますが、ふえ続ける介護サービスに対応するためやむを得ない結果となりましたことを御理解願いたいと思っております。

厳しい財政状況の中ではございますけれども、優先順位をつけ、事業、施策の選択の観点に立ち、地方創生のもと地域の特性を生かした魅力ある施策の展開、子育て支援による人口減少対策や産業活性化による地域経済の進展、市民の安全・安心の確保に向け、美濃市第5次総合計画後期基本計画、並びに美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた6つの基

本目標を好循環させ、魅力ある施策と将来のまちづくりにつながる事業を展開し、「笑顔あふれる元気な美濃市」の実現を目指した予算としたところであります。

特に平成30年度の主な施策について説明させていただきます。

新年度は「住みたい、住み続けられる活力ある美濃市づくり予算」として3つの重点項目と5つの分野に絞り説明させていただきます。

最初に、1つ目の重点項目として、健康日本一を目指した「元気なまちづくり」についてであります。

健康は何物にもかえがたい財産です。市の施策を進める上でも、市民の皆さんが元気で活動的で安心して暮らすことができなければ市の発展も望めません。このため、これまで美濃病院健診棟を活用した人間ドックの推進、がん検診など受診率の向上、健康フェアの開催や美濃病院と連携した健康講座ラリーの実施、認知症予防のためのオレンジビクス体操の普及、乳幼児医療などの福祉医療の助成を初め小・中学生のインフルエンザの予防接種事業の助成など、健康年齢向上への取り組みを強化してまいりました。

今年度は、これまでの事業に加え各種健診の受診率向上に向けた取り組みの強化を図るとともに、小学校でのフッ化物洗口により幼少期からの虫歯予防の習慣づけと虫歯発生リスクの抑制を図ってまいります。

また、生活習慣病が気になる40歳代から70歳代の市民に健康モニターとなっていただき、おのおの健康状態にあわせた健康プログラムに取り組んでもらうよう「からだ改善プロジェクト」を実施します。これにより市民の生活習慣病に対する意識を高め、ライフステージに合わせた健康への取り組みや予防体制の充実に取り組んでまいります。

健康を維持するには適度な運動も必要でございます。広く市民がスポーツにかかわり、楽しんで健康な体づくりが行えるよう、新たに事業所での体力・運動能力出前事業を実施し、体力テストを通じて従業員の健康増進のきっかけづくりとします。また、スポーツ少年団の体験入団・実技講習を拡充し、子供だけでなく保護者も巻き込んでスポーツの楽しさを体験してもらおう事業や、各種スポーツ教室の開催などによりスポーツに参加する市民をふやし、健康年齢アップにつなげてまいります。これらの施策により、美濃市民が笑顔で生きがいを持って生活し、生涯を現役で活躍できる健康・長寿の日本一を目指して健康年齢5歳アップ事業を推進してまいります。

次に、2つ目の重点項目として、子供を産み育てやすい「やさしいまちづくり」であります。

少子・高齢社会が進行し、人口減少に歯どめがかからない中、子供を産み育てやすい環境を整え、子育て世代の流出防止に取り組む必要があります。政府が平成31年度から実施予定の幼児教育・保育の段階的無償化に先行して、現在、市内の5歳児を対象に保育料を助成する新たな制度を実施し、子育て世代の支援を拡充してまいります。また、保育所などにおける保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止につなげるため、国・県とともに補助事業を実施し、保育体制の強化にも努めてまいります。

2020年の東京オリンピックを控え、首都だけでなく地方も国際化の波が押し寄せる中、国際共通語である英語力の向上は将来を担う子供たちに欠かせないものとなっています。新学習指導要領による3年後の小学5・6年生の英語科新設と、3・4年生の外国語授業数の増加に対応するため、先行して5・6年生の英語の授業時間を年70時間に倍増し、3・4年生は外国語活動を年35時間にふやすための体制を整えてまいります。これにより、児童が早くから外国語になれ親しみ、確かな力を得ることにより広く海外に視野を広げ、グローバル化する社会に対応できる人材へと育てていくことを期待したいと思っております。

大学在学中の教育費などに重い負担を感じている家庭が多くあると思います。少しでも保護者の経済的負担を軽減し、美濃市から名古屋圏の大学などに通う学生を応援するため、岐阜バス高速名古屋線の通学定期券購入補助金を創設します。この制度により、保護者の経済的負担の軽減を少しでも図ることにあわせ、若者の市外への転出を抑制するとともに公共交通の利用促進も図ってまいります。

これらの施策により、幼児から大学生まで幅広い子育て世代の一助となり、少しでも子供を産み育てやすい「やさしいまちづくり」につながればと考えております。

次に、3つ目の重点項目として、地域資源を生かした「魅力あるまちづくり」です。

平成26年に本美濃紙がユネスコ無形文化財遺産に登録され、国内外から大きく注目されました。この機会を逃さず、1,300年培われてきた手すき和紙技術を後世に伝えるため、本美濃紙の振興とともに産業、観光、文化を含め、あらゆる面で美濃市の活性化につなげるため取り組んでまいりました。

新年度はユネスコ無形文化遺産に登録された3紙連携のもと、美濃和紙ブランドのさらなる知名度の向上やイメージアップを図るため、美濃市で和紙サミットを開催するなど、県とも連携し、国内外での展示会やPRを積極的に展開しながら美濃和紙や美濃和紙製品のブランド化を図り、需要の拡大や販路の開拓を目指してまいります。

また、寄附をいただきました旧松久邸など古民家を民間活力により有効利用を図るとともに、民間宿泊施設の誘致を推進し、立ち寄り型観光から世界遺産など市の観光資源を活用した滞在・体験型観光へシフトチェンジしていきたいと考えております。

魅力あるまちづくりを進めるためには、魅力ある働き場所の確保も欠かせません。当市の中心産業である金属産業、プラスチック産業、製紙業などの産業振興につきましては、商工会議所、県、関係団体と連携し人材の育成など地場産業の振興に努めるとともに、優良企業の誘致にも積極的に取り組んでまいります。

仮称、現在の名前はまだ池尻・笠神でございますが、実質笠神工業団地開発につきましては、事業の採算性を検討するため新たな基本設計を策定し、美濃市にとって最善の選択ができるよう取り組んでまいります。

次に、「住みたい、住み続けられる活力ある美濃市づくり」を進めるため、5つの分野について御説明させていただきます。

最初に、「市民のくらしの支援」でございます。

新規事業としては、からだ改善プロジェクトの実施や健康増進計画（第3次わくわく元気プラン美濃21）の策定を進めるとともに、人間ドックの推進、がん検診など各種健診の受診率の向上、健康講座の開催、ヘルスアップ教室などを実施するとともに、乳幼児医療など福祉医療費の助成を初めスポーツを通じた健康増進施策の充実を図ってまいります。

また、子育て環境の充実を図るため、保育園、幼稚園、5歳児の保育料支援や保育士の処遇改善による保育体制の強化のほか、引き続き赤ちゃん紙おむつ購入助成、給食費の助成、不妊治療に対する助成など子供を産み育てる環境の充実に努めてまいります。

高齢者への生活支援としましては、地域の高齢者が気軽に集まり交流できる場として定着しつつある縁側コミュニティをさらに推進するとともに、高齢者を見守りながら弁当を配食するサービスの支援や、寝たきりのお年寄りに紙おむつの購入を補助する事業などを引き続き行ってまいります。

また、地域で安心して暮らすことができるよう交通弱者対策として現行の公共交通手段である自主運行バス牧谷線、路線バス、高速バス、長良川鉄道に加え、乗り合わせタクシー「のり愛くん」を引き続き継続するとともに、さらなる市民の利便性の向上を図るため公共ネットワークについて引き続き研究してまいります。

福祉事業の推進としまして、障がい者の相談支援体制の強化を図る地域生活相談支援事業や心身障がい児小規模授産施設の運営委託、障がい者の補装用具購入助成事業などを実施してまいります。

また、災害時孤立する可能性の高い地区への防災物品の配備など、どの地区にどのような災害が起きる可能性が高いのか、そのためにはどのような備え、対策が必要なのかを十分検討し、無駄のない装備、備蓄の確保に努めてまいります。

大規模な災害が起こったときには、行政が行う救助活動には限界がございます。まずはみずからを守る自助、近隣の人たちと助け合う共助が大切なことを、防災訓練やふれあい消防祭などさまざまな機会を発信するとともに、防災ラジオの普及、防災アプリの活用により市民の安全・安心を守る地域防災力の強化を進めてまいります。

大きく2つ目に、「教育環境の充実」でございます。

新規事業としては、小学校の外国語授業の先行実施のほか、小・中学校における少人数指導講師やAETの配置、表現力を高め想像力豊かな児童・生徒を育てるための学校図書館の充実など、確かな学力づくりに引き続き力を注いでまいります。また、充実した学校生活を目指し、自主性を重んじる教育、一人一人の児童・生徒に応じた教育を推進するため、特別支援員、心の相談員などを配置し、学校内でのさまざまな出来事や課題に迅速に対応できる体制を整えてまいります。

明治31年に美濃市から入植が始まったとされる姉妹都市士幌町とのフレンドシップ交流事業は、既に27年目となります。親子2代で交流事業に参加したり、交流から10年以上もおつき合いの続く家族もあるなど、きずなが深まっています。大自然のすばらしさを味わい、北海道の名産品を味わい、ホームステイでの体験などさまざまな体験を通して豊かでたくまし

い心を育てるとともに、ふるさと美濃の再発見にもつながるこの事業を明治150年記念事業と位置づけまして今年度も実施してまいりますけれども、加えて土幌町交流訪問団を結成し、「しほろ7000人のまつり」への美濃市ブースの出展や、フレンドシップ交流事業でお世話になったホームステイ先との再会など、土幌町民との親交を深めていきたいと考えております。

また、本年度新たに実施したイタリア・アマルフィ市への中学生の海外派遣事業については、新年度はアマルフィ市の生徒を美濃市に招き、さらに両市の生徒間交流が盛んになり小学生の外国語教育の充実と相まって児童・生徒の国際化とコミュニケーション能力の向上に寄与するものと期待をしております。

今後も、教育大綱の基本理念であります「「ふるさと美濃」に誇りと愛着をもち、ふるさとの未来を担う人づくり」につながる事業を実施しながら、児童・生徒の個性に寄り添った細やかな指導、支援を展開してまいります。

今年度から始めた美濃小学校の大規模改造事業は、新年度においては主に南舎の改修となりますが、できるだけ授業に支障がないよう工事工程を組み合わせながら、年度内に完了できるよう進めてまいりたいと考えています。また、快適な教育環境の整備を図るため、大矢田小学校運動場の遊具の更新、屋外遊具更新なども引き続き計画的に実施をしてまいります。

3つ目の分野として、「元気な美濃市づくり」についてであります。

美濃市では高齢化と人口減少が続いており、人を呼び込み住み続けられるまちとなるため、新たな施策の検討や次期総合計画を見据え、市の未来の形を模索する必要があります。

新規事業として、観光・暮らしモニターによる美濃市の暮らしの体験や「未来のカタチ」創造ワークショップを開催し、外からの目線や若者の目線などさまざまな目線から将来の美濃市像「未来のカタチ」を創造していきたいと考えています。

美濃市には3つの世界遺産やうだつの上がる町並み、美濃橋、大矢田神社、洲原神社など文化遺産、清流長良川、板取川、片知溪谷、瓢ヶ岳、小倉山など自然や名所が豊富にあります。

これらの地域資源を活用した観光産業を振興するため、町なかの古民家活用によるうだつの町並みのにぎわいの創出、長良川の鮎と曾代用水のコラボ企画である鮎のつかみ取り大会など、世界遺産の推進もあわせて実施をしてまいります。

また、市内の80%を占めている森林資源を活用し、木を使ったものづくり拠点の整備により地域産業の振興を図るとともに、美濃市オリジナルのお土産の開発を目指して美濃市土産菓子コンテストを開催し、優秀商品のブランド化や販路拡大につなげていきたいと考えています。

毎年4月に開催される美濃まつりの主役である花みこしは、通常、祭り当日しか見られないため、観光客からもっと長い期間やってほしいとの要望が多くあります。花みこしを楽しみにしている方の声に応えるため、あわせて観光振興を図るため、花みこしの制作過程や、祭り当日まで1週間程度見学できる特設会場を設置し、新たな観光スポットとしてさらなる誘客につなげたいと考えています。

また、県の補助を受け、板取川でアウトドアを楽しむレジャー客が自然観察、水遊び、鮎釣りなどに親しむため、里川の水辺環境の整備を行ってまいります。

日本最古の近代つり橋である美濃橋の修復事業は3年目となりますが、いよいよ橋本体の修復となってきます。東京オリンピックまでにきれいに生まれ変わり、うだつの町並みから川湊灯台を経て美濃橋までの和紙の道への観光誘客につなげていきたいと考えております。

以安寺山は、平成17年度から親しみの森として整備されてまいりましたが、整備から10年がたち鬱蒼とした森となっています。この山を子供が安心して遊べる山、お年寄りが気軽に散策できる憩いの場所となるよう、以安寺山将来像策定プロジェクトにより選ばれた整備案をもとに、ふるさと美濃応援団うだつ基金を活用し整備してまいります。高低差も少なく、うだつの町並みにも隣接したこの山を市民の憩いの場所として、新たな観光名所として整備していくことが将来の元気な美濃市づくりにつながっていくことと期待をしているところでございます。

ユネスコ登録以来進めてまいりました美濃和紙伝承千年プロジェクトは、美濃和紙ブランドの価値向上への取り組みを進め、登録3紙連携の和紙サミットの開催など国内外でのPR、プロモーション活動を推進し、さらなる知名度、イメージアップの向上を図り、美濃和紙製品の需要の拡大や販路の開拓を目指してまいります。

美濃和紙職人の育成につきましては引き続き実施をしながら、紙すき用具職人の育成、研修生への集中研修などの支援の充実を進めるとともに、国産原料の安定確保のため美濃市産の楮栽培調査を実施し、良質な楮の生産量の増加を目指してまいります。

また、今年度整備をしております美濃和紙用具類ミュージアムにつきましては、駐車場などの周辺整備を行い、展示内容、運営方法は現在詰めておりますけれども、美濃和紙用具や民俗資料を活かした展示方法、地域住民と来場者との交流、美濃和紙用具製作者の育成支援、技術保存にも活かしてまいりたいと考えております。

核家族化が進む中、共働き世帯における放課後の子供の居場所づくりが課題となっております。新年度は、留守家庭児童教室とともに放課後子ども教室推進事業や土曜日教育支援体制構築事業を展開し、学校、家庭、地域が連携・協働して子供たちを育み、地域ぐるみでさまざまな活動を体験する機会を提供し、地域への誇りや愛着を持ち続ける心の育成につなげていきたいと考えております。

また、地域の住民がみずから企画立案し、地域の連帯・活性化につなげるための事業を支援する地域の絆づくり事業や縁側コミュニティの推進などにより地域の交流を進め、豊かで活力に満ちた地域づくりを推進してまいります。

次に、4つ目の分野として「移住・定住対策」であります。

美濃市の人口は、出生数の減少などによる自然減とともに、大都市や近隣市への人口流出が同時に発生をしております。移住・定住対策は待ったなしの状況となっております。

現在、美濃市に移住を希望している世帯は50世帯ありますが、賃貸または売却可能な空き家が不足している状態です。NPO美濃のすまいづくり地域協力員と連携し、空き家の確保

を積極的に進め、移住定住・交流施設を活用しながら人口増に引き続き努めてまいりたいと思っています。さらに、関市、郡上市との3市連携による移住定住促進事業をふるさと回帰支援センターを介して展開し、UIJターンを呼び込み、移住・定住を促進してまいります。また、新婚世帯に対する家賃補助、市外の子育て世帯が移住するための空き家改修への助成など、若い世代への移住・定住環境の充実を図ってまいります。

さらに、吉川並びに生櫛地区の土地区画整理事業を進めるとともに、優良住宅供給事業者への支援、市営住宅の計画的な改修などにより良質な宅地や住みやすい住宅の供給を推進してまいります。

次に、5つ目の分野として「社会資本整備の推進」であります。

市民の生活に欠かせない道路や橋梁などの社会資本整備につきましては、引き続き岐阜美濃線の4車線化や上野関線、美濃洞戸線などの県道整備に協力し、早期改良整備を目指してまいります。市道横越・大矢田線、須原・上河和線などの道路整備や、老朽化が激しい立花橋、長瀬橋の橋梁長寿命化修繕事業など道路や橋梁の整備とともに、自宅で安心して暮らしていただけるよう下須原地区での急傾斜地崩壊対策事業を進め、社会資本整備に力を注いでまいります。

快適な生活環境の維持と豊かな生活を保全するため、公園施設の長寿命化計画を作成し、老朽化した施設の更新、改修、延命化を進めてまいります。

また、市民に安全で安定した生活用水を供給し、上水道事業の経営の安定化を図るために、新たに作成した水道ビジョンや管路の耐震化・更新計画に基づき、次期拡張事業に向け取り組んでまいります。

公共下水道事業につきましては、快適な生活環境と公衆衛生の向上に寄与するため3処理区を整備し稼働していますが、認可区域における普及率は99.8%となっていますが、水洗化率は65%にとどまっています。引き続き、水洗化率の向上に努めてまいりたいと思っています。

また、今年度作成する長良川右岸浄化センター長寿命化計画実施設計に基づく下水施設の更新事業を実施することで維持管理経費の軽減に努め、施設の延命化もあわせて図ってまいります。

以上が平成30年度予算の主な施策の概要であります。

3つの重点項目に掲げる「元気で・やさしい・魅力あるまちづくり」を進めるため、市民の皆様を初め議員の皆様、国・県、関係各位の皆様に御理解と御協力を賜りながら、引き続き対話と現場主義のもと、市民の声に耳を傾け、現場で確認し、行動に移すことを基本としながら、これまでの手法、慣例が本当に正しいのか、無駄がないのか、ほかにもっとよいやり方がないのかを模索する姿勢「殻を破る」を合い言葉に、私を含め全職員が一丸となり「住みたい、住み続けられる活力ある美濃市」をつくり上げてまいりたいと考えております。

終わりに、今議会に提出をいたしました案件は、専決処分2件、当初予算8件、補正予算9件、条例制定2件、条例改正13件、人事案件2件、その他3件の合計39件であります。

上程させていただきました各議案につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。今議会に提出した案件は、いずれも美濃市民の安全・安心や地域の活性化など、現状の行政課題への取り組みや美濃市の将来にとりまして重要なものばかりでございます。議員の皆様には、慎重に御審議を賜りますようお願い申し上げます、平成30年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（山口育男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

第4 承第1号及び第5 承第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（山口育男君） 日程第4、承第1号及び日程第5、承第2号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

承第1号、承第2号の2案件について、総務部長 市原俊美君。

○総務部長（市原俊美君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承第1号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集の4ページをお開きいただきたいと思います。

専第2号 平成29年度美濃市一般会計補正予算（第9号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年2月9日付をもちまして専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

この補正は、生活保護経費及び道路維持管理経費が不足したことによります補正を行ったものでございます。

第1条は、予算総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加して、補正後の予算総額を99億4,641万7,000円にしたものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の3款 民生費は、生活保護経費の扶助費を1,200万円追加して29億2,821万円にしたものでございます。財源は、国庫支出金900万円、一般財源が300万円でございます。

8款 土木費は、凍結防止等道路維持管理委託経費300万円を追加して18億5,261万3,000円にしたものでございます。

以上、補正総額は1,500万円で、財源は、国庫支出金900万円、一般財源600万円で、一般

財源は、全額、地方交付税でございます。

7ページ以降の説明は省略させていただきまして、以上で承第1号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承第2号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

同じく赤スタンプ1の議案集10ページをお開きいただきたいと思います。

専第15号 工事請負契約の変更契約締結につきましては、平成29年第4回美濃市議会臨時会において議決をいただきました美濃小学校大規模改造工事請負契約につきまして、外壁工事箇所等の増による変更契約の締結が早急に必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年12月27日付をもちまして専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

変更契約の内容につきましては、変更前契約金額1億9,764万円を2億360万8,080円とするものでございます。

契約の相手方は、西村・高瀬特定建設工事共同企業体で、代表構成員は美濃市片知2716番地、株式会社西村工建、代表取締役 加藤公由、構成員は美濃市松森1034番地4、高瀬建設株式会社、代表取締役 高瀬寿一でございます。

以上で承第1号、承第2号の説明を終わらせていただきます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口育男君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時08分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に承第1号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、承第1号はこれを承認することに決定いたしました。

次に承第2号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、承第2号はこれを承認することに決定いたしました。

第6 議第1号から第37 議第32号まで並びに第39 議第34号及び第40 議第35号（提案説明）

○議長（山口育男君） 日程第6、議第1号から日程第37、議第32号まで、並びに日程第39、議第34号及び日程第40、議第35号の34案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第1号について、副市長 柴田徳美君。

○副市長（柴田徳美君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第1号 平成30年度美濃市一般会計予算について御説明を申し上げます。

先ほど市長が施政方針を申し述べましたが、それに基づいた予算編成といたしまして、平成30年度予算も引き続き地方創生に向けた着実な取り組みと主要な施策と事業のさらなる重点化及び優先性を考慮した内容としてございます。

特に、健康年齢5歳アップ事業や子育て支援と教育環境の充実及び高齢者の生活の支援を初めとする福祉事業の推進、地域防災力の強化や社会資本整備など市民の安全・安心な暮らしの支援のほか、美濃和紙を初めとする地域資源を活用した産業、観光事業の推進など第5次総合計画及び美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げております基本目標の達成に向け、事業の積極的な推進を目指すものでございます。

人口減少の克服と地域の活性化を実現するため、効果的な施策と取り組みを進め「笑顔あふれる元気な美濃市」に向けた持続可能なまちづくり予算として、1点目といたしまして、真に必要な施策を推進するための施策と事業の選択による予算の重点化、2点目といたしまして、美濃市版まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進と市民との協働によるまちづくり、3点目には、行財政改革の推進による持続可能な財政運営を基本方針としております。

それでは、予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

赤スタンプの2番、平成30年度美濃市予算書の1ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を93億9,600万円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担の行為に必要な事項を定めるものでございます。

第3条は、地方債の起債に必要な事項を定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の最高限度額を10億円とするものでございます。

第5条は、歳出予算流用の特例で、給料、職員手当及び共済費の予算に過不足を生じた場合に、同一款内での流用を認めるものでございます。

次に、2ページをお願いします。

2ページから8ページまでの第1表は、歳入歳出予算を款項の区分ごとに金額を定めたものでございまして、後ほど内容とあわせて御説明を申し上げます。

9ページをお願いします。

第2表、債務負担行為でございますが、公共用地等の取得費から新婚世帯家賃支援事業までの11項目について、表のとおり、その期間と限度額を定めるものでございます。

次のページ、10ページをお願いします。

第3表は、地方債の目的及び限度額を定めるもので、社会資本道路整備事業から臨時財政対策債までの8件に対し地方債を起こし、限度額の合計を5億6,510万円とするものでございます。

次に、赤スタンプの5番、平成30年度美濃市一般会計当初予算説明資料をお願いします。こちらの資料によりまして、歳入歳出予算の内容を御説明申し上げます。

1ページをお願いします。

この表は、歳入の当初予算の比較表でございます。

各款ごとに構成比の大きいものなど主要な歳入について御説明申し上げます。

最初に、第1款 市税は28億7,895万5,000円、構成比は30.7%で、前年度対比としまして0.6%、金額で1,575万4,000円の増額となりました。これは個人及び法人市民税の増額を見込んだものでございます。

第6款 地方消費税交付金は3億7,000万円で、構成比3.9%、前年度対比では5.7%、2,000万円の増額でございます。これは国の地方財政計画等を勘案して計上いたしました。

第10款 地方交付税は24億8,000万円を計上いたしました。構成比26.4%で、前年度対比としましてマイナス0.8%、2,000万円の減額となっております。

次に、14款 国庫支出金は11億8,851万7,000円で、構成比12.7%、前年度対比では7.8%のプラスで8,640万3,000円の増額となりました。これは保育所等施設型給付費、小学校大規模改造事業、美濃橋修復事業、橋梁長寿命化修繕事業に対する補助金などの増額によるものでございます。

第15款 県支出金は6億3,917万9,000円で、構成比6.8%、前年度対比では7.1%の増で4,252万9,000円の増額となりました。保健所等に対する補助金などの増額によるものでございます。

次に、第18款 繰入金は4億6,184万4,000円で、構成比4.9%、前年度対比ではマイナス13.1%、6,942万9,000円の減額となっております。これは公共施設整備改修等基金繰入額の減額などによるものでございます。

第21款 市債は5億6,510万円、構成比6.0%、前年度対比ではマイナス1.1%で620万円の減額となっております。この内容につきましては、先ほど説明いたしました予算書の10ページの第3表に記載のとおりでございます。

次に、2ページをお願いします。2ページの歳出について御説明申し上げます。

まず第1款 議会費でございますが、1億2,889万7,000円で、構成比1.4%、前年度対比では272万6,000円、2.2%の増額でございます。これは議会事務経費の増額でございます。

第2款 総務費は9億9,567万7,000円で、構成比10.6%、前年度対比ではマイナス1億3,516万2,000円、12.0%の減となりました。主な要因は、本庁舎施設改修事業の減などによるものでございます。主な事業の内容としまして、未来のカタチ創造事業、地域ふれあいセンター費、長良川鉄道設備整備補助経費、乗り合わせタクシー運行経費、地方創生推進事業などを計上してございます。

第3款 民生費は29億3,301万1,000円で、構成比31.2%、前年度対比では1億3,106万2,000円、4.7%の増となりました。主な要因は、自立相談支援事業、施設型給付経費及び子ども子育て5歳児保育支援事業の増によるものです。主な事業の内容としまして、福祉医療助成事業、障害者自立支援費や国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金などでございます。

第4款 衛生費は7億9,919万5,000円で、構成比は8.5%、前年度対比でマイナス4,999万5,000円、5.9%の減となりました。この主な要因は、病院事業会計への出資金及び上水道事業会計への負担金などの減によるものでございます。その他の主な事業の内容としまして、母子保健事業、予防接種事業、健康年齢向上事業、衛生センター補修経費及び中濃広域行政事務組合負担経費などを計上してございます。

第5款 労働費は650万円、構成比は0.1%で前年と同額でございます。この主な内容は、雇用対策事業補助経費、県勤労者生活資金融資預託金でございます。

第6款 農林水産業費は3億5,204万円で、構成比3.7%、前年度比較では2,822万9,000円、8.7%の増となっております。主な要因としまして、以安寺山整備事業の増額によるものでございます。その他の主な事業としましては、中濃地域農業共済事務組合への負担金、農業集落排水事業特別会計への繰出金、県単土地改良事業、有害鳥獣被害対策事業、間伐実施確保対策事業への補助金などでございます。

第7款 商工費は3億1,532万5,000円で、構成比3.4%、前年度対比ではマイナス801万9,000円、2.5%の減となりました。これは商工総務費の減額などが要因となっております。主な事業としましては、小口融資貸付事業、産業祭補助経費、商工会議所や観光協会への補助金、里川観光整備事業、本美濃紙職人育成支援事業、工業団地対策事務経費などでございます。

第8款 土木費は17億8,024万円で、構成比19%、前年度対比9,815万8,000円、5.8%の増となっております。主な要因は、美濃橋修復事業、橋梁長寿命化修繕事業、土地区画整理事業、公園長寿命化計画の策定経費の増によるものでございます。その他の主な事業としましては、社会資本道路整備事業、交通安全施設整備事業、下水道特別会計繰出金、新婚世帯家賃支援事業などでございます。

第9款 消防費は4億2,264万9,000円で、構成比4.5%、前年度対比マイナス1,063万4,000円で2.5%の減となっております。主な要因は、小型動力ポンプ付積載車更新事業で台数を前年度の2台から1台にしたことによる減額でございます。主な事業の内容として、中濃消防組合への負担金、消防団員報酬、消防団等運営補助経費、消防団員被服等貸与経費、防災無線維持管理経費などでございます。

第10款 教育費は10億815万2,000円で、構成比10.7%、前年度対比で7,347万1,000円、7.9%の増となっております。主な要因は、小学校大規模改造工事及び美濃和紙用具ミュージアム施設管理経費、幼稚園就園奨励経費などの増額によるものでございます。主な事業としまして、小・中学校特別支援員設置事業、小・中学校少人数指導等教育推進経費、文化会館指定管理経費、学校・家庭・地域連携協力推進事業、学校給食費の助成事業などでございます。

第11款 災害復旧費で102万円で、これは前年度と同額でございます。

第12款 公債費は6億4,279万4,000円で、構成比6.8%、前年度対比ではマイナス2,183万6,000円、3.3%の減となっております。

第13款は諸支出金50万円、第14款は予備費で1,000万円、いずれも前年度と同額でございます。

以上、歳入歳出の合計額93億9,600万円で、前年度に比べまして1億800万円、1.2%の増額となっております。

次に、3ページをお願いします。

この表は、歳出予算を性質別に分類したものでございます。

主な内容でございますが、1の人件費は14億4,910万3,000円で、前年度対比では4.0%の減となっております。

4の扶助費は16億7,518万4,000円で、前年度対比は5.4%の増でございます。これは保育園や認定こども園に対する施設型給付に係る費用、あるいは生活保護経費などの増によるものでございます。

5の補助費等は12億7,519万3,000円で、前年度対比0.4%の増でございます。これは病院事業会計に対する出資金、上水道事業会計に対する負担金などは減となっておりますが、子ども・子育て5歳児保育支援事業及び幼稚園就園奨励経費の増額が要因となっております。

6の普通建設事業費は11億5,796万7,000円で、前年度対比2.3%の増でございます。これは美濃橋修復事業、橋梁長寿命化修繕事業、土地区画整理事業、小学校大規模改造事業による増と、本庁舎施設改修事業の減によるものでございます。

8. 公債費は6億4,274万7,000円で、前年度対比3.3%の減でございます。

11の貸付金4,100万円は、前年度対比では2.5%の増となっております。

12の繰出金、これは特別会計に対する繰出金でございますが、16億3,677万7,000円で前年度対比1.4%の減、これは国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、下水道特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金の減によるものでございます。次に、4ページをお願いします。

この表は財源を比較したもので、平成30年度と平成29年度の歳入予算額を一般財源と特定財源、自主財源と依存財源に分けて比較したものでございます。

一般財源は66億1,756万円で、構成比は70.4%、伸び率はプラス0.9%となり、特定財源は27億7,844万円で、構成比は29.6%、伸び率はプラス1.9%となっております。表の一番下にありますように、自主財源は40億1,770万4,000円、構成比は42.8%、伸び率はマイナス0.7%、依存財源は53億7,829万6,000円で構成比は57.2%、伸び率はプラス2.6%となっております。

以上で、議第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口育男君） 次に議第2号、議第5号、議第6号、議第10号、議第11号、議第14号、議第15号、議第18号、議第20号、議第23号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第30号の16案件について、民生部長 辻幸子君。

○民生部長（福祉事務所長）（辻 幸子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、特別会計の新年度の予算関係で、最初に議第2号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明いたします。

予算書の157ページをお開きください。

初めに、国民健康保険を取り巻く状況ですが、国は財政の安定化を推進し、将来にわたり安定した制度を構築することが必要であるとして、平成30年度からは国保の運営主体を都道府県に置くこととしました。市では県への納付金から保険税の算定を行い、給付費に關しましては県から補助金として交付されることとなります。

平成29年度では、新しい制度に向けて準備を進めてまいりました。その結果、保険税の試算につきましては従来の4方式から資産割をなくす3方式へと、全体に個々の保険税はおおむね下がるものとなっております。県全体で国保財政を支援することにより、平成30年度予算につきましては前年度当初予算比で全体に約12.6%の減となりました。

美濃市における国保の加入状況ですが、平成30年1月末現在で世帯数が3,055世帯、前年の同時期より113世帯減少しております。被保険者数は5,140人で、これも223人の減少です。依然、加入者は減少傾向にあります。

予算の概要について、御説明いたします。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,405万5,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について、保険給付費にあっては款の中で流用できるものと定めてございます。

次に、163ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明いたします。

1款 国民健康保険税5億3,472万5,000円は、一般被保険者と退職被保険者等の現年度、過年度の保険税でございます。

2款 使用料及び手数料30万円は、保険税の督促手数料でございます。

3款 県支出金18億2,137万3,000円は、保険給付金等交付金と国庫負担金減額措置対策費補助金でございます。

4款 財産収入29万2,000円は、財政調整基金利子でございます。

5款 繰入金2億381万8,000円は、一般会計と基金からの法定内の繰入金となります。

6款 繰越金5,000万円は前年度からの繰越金、7款 諸収入354万7,000円は交通事故などによる第三者納付金等でございます。

次に、164ページをお開きください。

歳出の1款 総務費4,788万4,000円は、主に職員人件費などの一般管理費と賦課徴税費、特別事業費、国保運営協議会費等でございます。

2款 保険給付費18億1,649万9,000円は、療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費及び葬祭諸費等でございます。

3款 国民健康保険事業費納付金7億1,361万7,000円、県への保険税等の納付金で医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分等でございます。

4款 共同事業拠出金は12万1,000円でございます。

5款 保健事業費2,078万4,000円は、特定健康診査等事業費と健康づくりなど、その他保健事業費でございます。

6款 基金積立金30万円は、財政調整基金への積立金、7款 公債費74万円は一時借入れが生じたときの借入利子でございます。

8款 諸支出金は411万円、保険税の還付金等に充てるもので、9款 予備費は1,000万円を計上しております。

以上、歳入及び歳出の合計は、それぞれ26億1,405万5,000円といたしました。

165ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第2号の説明を終わります。

次に、議第5号 平成30年度美濃市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の237ページをお開きください。

介護保険事業につきましては、平成29年度から予防に関する事業につきまして給付の対象にならないなど、制度が一部見直されました。また、今後は在宅介護・医療への支援が一層見直されるものと考えております。そのために、市が地域の実情に合ったサービスを提供していくことが重要な課題となってきます。

美濃市の現状ですが、人口の高齢化に伴い要介護認定者数も年々増加しており、平成29年12月末現在の認定者数は1,034人であり、第1号被保険者数7,066人に占めます割合は14.6%となっております。

それでは、予算の概要について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ21億5,742万5,000円と定めるものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものでございます。

それでは、241ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 保険料は4億5,641万5,000円、65歳以上の第1号被保険者の現年度、過年度の介護保険料でございます。

2款 使用料及び手数料4万6,000円は督促手数料、3款 国庫支出金5億2,436万4,000円は介護給付費負担金と調整交付金、地域支援事業交付金、介護保険事業費補助金でございます。

4款 支払基金交付金は5億5,992万4,000円、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金でございます。

5款 県支出金は3億868万3,000円、介護給付費交付金と地域支援事業交付金でございます。

6款 財産収入15万1,000円は基金利子、7款 繰入金3億682万9,000円は介護給付費、地域支援事業事務費、低所得者保険料軽減に係る一般会計からの繰入金でございます。

8款 繰越金は100万円、前年度からの繰越金、9款 諸収入1万3,000円は第三者納付金や雇用保険料の個人負担金等でございます。

242ページをお開きください。

歳出の1款 総務費3,928万3,000円は、人件費等の一般管理費と国保連合会負担金、介護認定事業費等でございます。

2款 保険給付費20億2,331万6,000円は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費と介護給付費審査支払事務経費でございます。

3款 地域支援事業費9,346万6,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費等でございます。

4款 基金積立金16万円は基金の預金利子、5款 公債費20万円は、一時借入金が生じたときの借入利子でございます。

6款 諸支出金100万円は、過年度分保険料還付金等でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額は、それぞれ21億5,742万5,000円でございます。

243ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第5号の説明を終わります。

次に、議第6号 平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の263ページをお開きください。

後期高齢者医療に関しましては、予算編成に当たり岐阜県後期高齢者医療広域連合が算定しました療養給付費、保険基盤安定や保健事業費等の美濃市負担分と保険料徴収経費等を推計し、総額を算定しております。

予算の概要につきまして、御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ5億4,664万9,000円と定めるものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を6,000万円と定めるものでございます。

267ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 後期高齢者医療保険料1億9,851万5,000円は被保険者の現年度、過年度の保険料でございます。

2款 使用料及び手数料5万円は督促手数料、3款 後期高齢者医療広域連合委託金703万円は保健事業費委託金でございます。

4款 繰入金3億3,995万2,000円は、療養給付費、保険基盤安定、保健事業費、事務費等の一般会計からの繰入金でございます。

5款 繰越金40万円は前年度からの繰越金、6款 諸収入70万2,000円は預金利子、保険料等負担金過年度返還金でございます。

268ページをお開きください。

歳出、1款 総務費395万8,000円は保険料の徴収経費、事務経費等でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金5億3,496万1,000円は保険料、療養給付費、保険基盤安定、事務費等の美濃市負担分でございます。

3款 保健事業費703万円は健康診査の経費です。

4款 公債費20万円は一時借入金が生じたときの借入利子でございます。

5款 諸支出金50万円は過年度分の保険料還付金でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額は、それぞれ5億4,664万9,000円でございます。

269ページ以降の説明は省略させていただきます。議第6号の説明を終わらせていただきます。

次に、特別会計の平成29年度の補正予算となります。

最初に、議第10号 平成29年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3の補正予算書の58ページをお開きください。

今回の補正は、年度末を控えまして事業費の予算の執行状況及び決算見込みのほかに、交

通災害共済事業の廃止に伴い交通災害共済準備基金を取り崩し、一般会計、交通安全対策基金積立金への繰り入れ等をお願いするものでございます。

概要につきまして御説明いたします。

第1条は、歳入歳出それぞれ5,120万7,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ5,426万円と定めるものでございます。

また、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

60ページをお願いします。

予算の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳出の表により歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の1款 交通災害共済事業費は補正前の額に5,120万7,000円を増額し、補正後の額を5,426万円とするもので、主な内容は、交通災害共済給付金の減額と美濃市交通災害共済準備積立金を取り崩し、一般会計へ繰り出し、新たな基金へと積み立てをするものでございます。平成29年度の給付状況としましては、現在のところ申請は一件もございません。財源内訳は、繰入金を4,981万1,000円増額、前年度からの繰越金121万1,000円増額、その他財源としましては基金運用収入の利子及び配当金で18万5,000円を増額するものでございます。

61ページ以降の説明を省略させていただき、議第10号の説明を終わります。

次に、議第11号 平成29年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3、補正予算書の66ページをお開きください。

今回の補正も同様に、年度末を控えまして予算の執行状況及び決算見込みを検討し、補正をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ7,072万円を減額し、補正後の総額をそれぞれ29億4,215万7,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

69ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括により御説明いたします。

歳入の3款 国庫支出金は補正前の額から390万9,000円を減額し、補正後の額を4億6,832万5,000円とするもので、主に高額医療費共同事業負担金の決算見込みによる減額でございます。

5款 前期高齢者交付金は補正前の額に954万3,000円を増額し、補正後の額を8億1,682万5,000円とするもので、決算見込みによる増額でございます。

6款 県支出金は補正前の額から390万9,000円を減額し、補正後の額を1億1,970万5,000円とするもので、主に高額医療費共同事業負担金の決算見込みによる減額です。

7款 共同事業交付金は補正前の額から9,972万6,000円を減額し、補正後の額を5億

4,486万2,000円にするもので、本年度分の高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業の交付金の額が確定したことによるものでございます。

8款 財産収入は補正前の額に基金利子130万8,000円を増額し、補正後の額を156万3,000円とするものです。

9款 繰入金は補正前の額から4,843万5,000円を減額し、補正後の額を1億8,983万8,000円とするもので、主に基金からの繰入金の減額でございます。

10款 繰越金は補正前の額に7,440万8,000円を増額し、補正後の額を1億4,222万6,000円とするもので、決算見込みによるものでございます。

次に、歳出でございます。70ページをお開きください。

1款 総務費は補正前の額から252万4,000円減額し、補正後の額を5,140万5,000円とするもので、人件費の減額です。

2款 保険給付費は補正前の額から279万5,000円を減額し、補正後の額を17億3,454万円にするもので、一般被保険者高額療養費の決定見込みによる減額と、葬祭費の増額によるものでございます。

3款 後期高齢者支援金等は補正前の額から1,845万1,000円を減額し、補正後の額を2億9,787万5,000円とするもので、納付金の額の確定によるものです。

4款 前期高齢者納付金等は補正前の額に1,000円を増額し、補正後の額を111万7,000円とするもので、決算額の確定によるものです。

6款 介護納付金は補正前の額から1,437万6,000円減額し、補正後の額を1億1,426万7,000円とするもので、介護納付金の額の確定によるものでございます。

7款 共同事業拠出金は補正前の額から1億829万4,000円減額し、補正後の額を5億9,295万7,000円とするもので、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業の医療費拠出金の額の確定によるものでございます。

8款 保健事業費は額の増減はございませんが、財源内訳を変更しております。

9款 基金積立金は補正前の額に7,571万9,000円を増額し、補正後の額を7,597万9,000円とし、次年度以降の国保財政安定化を図るため基金に積み立てをするものでございます。

71ページ以降の説明は省略いたしまして、議第11号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第14号 平成29年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

赤スタンプ3、補正予算書の98ページをお開きください。

今回の補正は、平成29年11月までの実績から各介護給付費等の決算見込みを算出し、総額で減額をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ5,181万円を減額し、補正後の総額をそれぞれ20億4,433万4,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

102ページをお開きください。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたします。

1 款 総務費は補正前の額から介護保険事業事務経費等392万円を減額し、補正後の額を4,852万2,000円とするもので、財源内訳は全て繰入金となります。

2 款 保険給付費は補正前の額から4,320万9,000円を減額し、補正後の額を18億8,805万2,000円とするもので、内容は在宅介護サービス等給付費1,035万8,000円、地域密着型介護サービス等給付費1,010万4,000円、施設介護サービス等給付費2,713万4,000円、地域密着型介護予防サービス等給付費207万円の減額、高額介護サービス費260万円、特定入所者介護サービス等給付費385万7,000円を増額するものでございます。

財源内訳といたしましては、保険料115万3,000円の減、国県支出金1,686万6,000円減、支払基金交付金1,209万8,000円減、その他財源は一般会計からの繰入金の減額、繰越金の増額等で調整し、1,309万2,000円減額となります。

3 款 地域支援事業費は補正前の額から1,087万6,000円を減額し、補正後の額を8,706万6,000円とするもので、内容は介護予防・生活支援サービス事業費949万7,000円、包括的支援事業・任意事業費137万9,000円の減額でございます。

財源内訳といたしましては、保険料239万3,000円の減、国県支出金436万8,000円の減、支払基金交付金265万9,000円の減、その他財源、一般会計からの繰入金等145万6,000円を減額しております。

4 款 基金積立金は補正前の額14万円に619万5,000円を追加し、補正後の額を633万5,000円とするもので、介護保険給付準備基金積立金の増額でございます。財源内訳は、保険料で559万4,000円増、その他財源は基金利息を60万1,000円増額するものでございます。

103ページ以降の説明は省略させていただきます、議第14号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第15号 平成29年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

赤スタンプ3、補正予算書の112ページをお開きください。

今回の補正は、保険料につきまして世帯の所得が高い方の減額措置が見直されたことに伴い保険料が引き上げられたため、後期高齢者医療広域連合への納付金を追加するものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ1,659万8,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ5億3,305万2,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

114ページをお開きください。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあ

わせて御説明いたします。

歳出の2款 後期高齢者医療広域連合納付金は補正前の額に1,659万8,000円を増額し、補正後の額を5億2,198万5,000円とするもので、財源内訳は、保険料1,489万4,000円増額、その他財源は、過年度、広域連合に納めました納付金の精算による返還金が3,162万5,000円ありましたので、繰入金を2,992万1,000円減額しております。

115ページ以降の説明は省略させていただきます、議第15号の説明を終わらせていただきます。

○議長（山口育男君） これより、昼食のため休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

民生部長 辻幸子君。

○民生部長（福祉事務所長）（辻 幸子君） 休憩前に引き続き、よろしく願いいたします。

次に、条例関係になります。

それでは最初に、議第18号 美濃市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集11ページからと、赤スタンプ4、議案説明資料の1ページをお開きください。

現在、居宅介護支援事業者の指定は、事業者からの申請に基づいて都道府県が行っております。平成27年の介護保険法改正では、保険者機能の強化という観点から、市町村による介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの支援の充実を目的として、居宅介護支援事業者の指定権限を県から市に移譲、平成30年4月1日に施行することとなっております。そのため、今回新たに制定するものです。

内容としましては、指定居宅介護支援事業者の定義と基本方針、指定居宅介護支援事業者の指定、指定居宅介護支援事業者の人員・運営基準についてなど3点の規定が主な内容となっております。

附則では、第1項で施行日を平成30年4月1日、一部の規定においては平成30年10月1日からとしており、第2項は経過措置についてそれぞれ規定を定めております。

以上で、議第18号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第20号 美濃市印鑑条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集36ページからと、赤スタンプ4の議案説明資料の4ページをお開きください。

今回、改正をお願いします内容としましては、印鑑登録証明書には男女の別を記載するこ

ととされておりますが、総務省より、性同一性障がい、性的指向、性自認に配慮して印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取り扱いをして差し支えないという通知がありました。したがって、所要の改正を行うものです。また、あわせて外国人住民が法改正により住民基本台帳法の適用対象となり、外国人登録法が廃止となりましたことから所要の整備を行うものでございます。

議案説明資料、5ページの新旧対照表をお開きください。

第1条関係の美濃市印鑑条例の一部を改正する条例の外国人住民に係る印鑑証明事務の取り扱いに関する字句の整理等についてでございますが、第2条第1項、第2項につきましては文言の整理、第4条第3項第1号では不要な規定を削除しており、6ページにかけまして第5条第1項第1号では登録できない印鑑を明示するもので、非漢字圏の外国人住民の片仮名表記、氏もしくは通称、またはこれを組み合わせたものをあらわしていないものは登録対象から外すと記載しており、第2号でも、氏名や通称以外に職業、資格などの他の事項をあわせた場合も登録できないことを規定しております。

第2項では、氏名の片仮名を住民票の備考欄に記載できる取り扱いをしていることから、備考欄の記載により印鑑登録ができるとしています。

第6条第1項第3号は、通称を用いることを可能とし、新たに第7号として非漢字圏の外国人住民の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記、またはその一部を組み合わせたものの印鑑による登録を受ける場合は、氏名の片仮名表記を印鑑登録原簿に登録するものとしております。

7号追加により、号が1つ繰り下げられております。第2項では文言の整理をしております。

7ページに移りまして、第11条第1項第1号では、通称を用いることを可能とし、第5号では非漢字圏の外国人住民の備考欄に登録されている氏名の片仮名表記、またはその一部を組み合わせたものの印鑑による登録を受ける場合は、氏名の片仮名表記を印鑑登録証明書に記載するものとしております。

第13条では、住民基本台帳の届け出により異動があった場合は登録事項の修正を職権で行うことができること、8ページにかけまして第14条第1項各号では、外国人に関しては日本の国籍を取得した場合を除き、印鑑登録を受けている者が住民でなくなった場合は登録の抹消を職権で行うことができること、第2項では、職権により抹消した場合の本人への通知義務などを規定するものです。

次に、第2条関係の美濃市印鑑条例の一部を改正する条例の男女の別に関する規定の削除等についてでございます。

8ページ中段から9ページにかけて、お開きください。

第6条第1項第5号の性別の記載を削除、その後、1号ずつ繰り上げております。第2項では「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、第8条は字句の訂正、第10条は「請求」を「申請」に改め、第11条第1項では「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、第3号の性

別の記載を削除しましたので、1号ずつ繰り上げております。

附則では、施行日について、第1条を公布の日から、第2条を平成30年4月1日からとしています。

以上で、議第20号の説明を終わらせていただきます。

次に国民健康保険ですが、この制度につきましては平成30年度より財政主体が市から県へと移行し、岐阜県が責任主体となります。このため、美濃市国民健康保険に関する各条例につきまして改正をお願いするものでございます。

それでは、議第23号 美濃市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集の43ページと、赤スタンプ4の議案説明資料の14ページをお開きください。

国民健康保険の医療費支払いの円滑化と財政の健全な運営に資するため基金を設置しておりますが、県が財政主体となりますことで所要の改正を行うものです。

議案説明資料、15ページの新旧対照表をお開きください。

設置の目的に、給付等に不足が生じた場合、基金を充てられるとなっておりますが、給付に必要な費用は県が負担しますので不要となり、また新たに納付金が発生しますので、第1条で国民健康保険事業費納付金を加え、第2条第3項は不要となり、削除するものです。

附則では、施行日を平成30年4月1日からとしております。

以上で、議第23号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第25号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集45ページと、赤スタンプ4の議案説明資料の18ページをお開きください。

財政主体が岐阜県に移行することにより、国民健康保険運営協議会が県に設けられることとなります。そのため、現在市に設置されておりました美濃市国民健康保険運営協議会に関する規定を改正するものです。

議案説明資料、19ページの新旧対照表をお開きください。

平成30年度から国民健康保険運営協議会が県にも設けられることとなりますが、国民健康保険法の改正により県と市町村の協議会の位置づけが示されましたので、第1条の2として引用する条項を新たに加えるものです。第2条、第5条第4号では、文言の整理を行っております。

附則では、施行日を平成30年4月1日としております。

以上で、議第25号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第26号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集の46ページからと、赤スタンプ4の議案説明資料の20、21ページを

お聞きください。

県が財政主体となることにより、市は保険税と国・県からの市への支援金を合わせて県へ納付金として納め、市が医療費として医療機関に支払う必要な費用は全額県から市に交付されます。この納付金の額は、県が設定した標準保険料率により計算されます。これを参考に、さらに市は保険税を決定し賦課徴収することになります。

今年度までは、その保険税の策定方法として、所得割、資産割、被保険者1人当たりの均等割、1世帯当たりの平均割という4つの方式で計算しておりましたが、平成30年度からは県の算定方式となる所得割、均等割、平等割の3つの方式を取り入れることになりました。そのため、資産割の廃止と3方式の保険税率の改正をお願いするものです。

率に関しましてはおおむね引き下げとなりますが、今後も国民健康保険事業の経営安定化、健全化を考えてまいり所存でございますのでよろしくお願いいたします。

議案説明資料、22ページの新旧対照表をお聞きください。

23ページにかけまして、第2条第1項につきましては、国民健康保険税は医療費等に充てられる基礎課税額と後期高齢者医療制度を支援するための後期高齢者支援金等課税額、40歳以上64歳までの方の介護保険料相当分を納めていただく介護納付金課税額の3つの税で構成されておりますが、財政主体が県に移行することから1号から3号までを新設し、それぞれ県の負担額を除くことを規定するものでございます。

第2項、第3項、第4項では、改正しました第1項を適用しますので文言の整理と、3方式としましたのでそれぞれ資産割額を削除しております。

第3条第1項では、文言の整理と被保険者に係る所得割額算出の率の改正、第4条は資産割額に関する条文ですので削除、第5条では国民健康保険被保険者1人に係る均等割の額の改正。

24ページに移りまして、第5条の2第1号、第2号、第3号では文言の整理とそれぞれの区分に応じた世帯別均等割の額の改正、第6条では後期高齢者支援金等課税額の所得割額算出率の改正、第7条は資産割の規定ですので削除しております。第7条の2では、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の均等割額の改正。

25ページに移り、第7条の3、第1号、第2号、第3号では、後期高齢者支援金等課税額のそれぞれの区分に応じた世帯別平等割の額の改正、第8条では介護納付金課税被保険者に係る所得割額算出の率の改正、第9条は資産割の規定で削除しております。第9条の3では介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割の額の改正。

25、26、27ページにかけまして、第23条1号から3号までは、保険税率の改正により減額措置による額の改正をしております。

附則では、第1項でこの条例の施行日を平成30年4月1日からとし、第2項では適用区分を規定しております。

以上で議第26号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第27号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集、50ページからと、赤スタンプ4の議案説明資料の28、29ページをお開きください。

今回、一部改正をお願いするのは、1点目としましては介護保険法第177条の規定により、市町村において3年ごとに介護保険事業計画の策定を行っております。このときには、この先3年間の保険料の見直しも行うものとされておりますが、平成30年度からの保険料を算定するに当たり、現在65歳から70歳の方の人口が他の年代に比べて多く、それに伴い今後も特別養護老人ホームなどの福祉施設や在宅における訪問介護、通所介護の利用者の増加が見込まれること、また健康年齢向上に向けて介護予防の事業もふえてくることが想定されますので保険料増額の見直し、2点目としましては、国の介護保険法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、市の条例も一部改正をお願いするものでございます。

金額の改定の表がございしますが、左から、段階、対象者、基準割合、保険料年額の改正前と改正後となっております。標準月額額は第5段階になっておりますが、年額6万4,800円、月額にして5,400円に改定いたします。

条文の改正につきましては、30ページの新旧対照表をごらんください。

第2条第1項では、該当の期間を平成30年度から平成32年度までとし、1号から9号までの保険料額の改定と引用条項を改めております。旧第5項を削除するなど、新たに第2項から第5項では所得の限度額等の見直しと条文を整理しております。

31ページ、第3条第3項は端数処理の規定、第4条第3項は引用する条項の整理と文言の整理、第5条、32ページに移りまして第7条、第10条は文言の整理。

33ページ、第13条は第1号被保険者に属する世帯の所得状況について申告書を提出しなければならない義務がありますが、未申告の場合の規定を新設しております。新設により、その後条文が繰り下がり、引用条項の整理をしております。

第16条では、介護保険法において市の質問検査権、いわゆる保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときには質問・調査ができるという規定があり、その対象者を65歳以上の第1号被保険者のみとしておりましたが、サービスの給付が増加してきております40歳から64歳までの第2号被保険者に対しても把握する必要があることから、範囲を拡大するため第1号を削除するものです。

第17条は文言の整理。

34ページ、第18条は引用する条文を訂正しております。

附則第1項では、施行日を平成30年4月1日、ただし第15条の改正規定は公布の日からとするもので、第2項は経過措置について、それぞれ規定を定めております。

以上で、議第27号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第28号 美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

赤スタンプ1の議案集、53ページからと、赤スタンプ4の議案説明資料の35ページをお開きください。

現在まで介護保険と障がい福祉のサービスは別々に考えられておりましたが、介護保険法の改正により、この2つのサービスを同一の事業所にて提供できる共生型地域密着型サービスと病院等の病床のうち要介護高齢者に対して長期療養と生活施設としての機能を持った介護医療院が新設されることになりました。また、平成30年度より介護報酬が引き上げられることに伴い、あわせて所要の改正を行うものです。

それでは、こちらも赤スタンプ4の議案説明資料の36ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。

目次中、第3章の2、第5節として共生型地域密着型サービスに関する基準を加えましたので、現行の5節が6節に繰り下がります。

第1条では法律名の改正を、37ページに移りまして、第2条では第6号を第7号として新しい第6号に共生型地域密着型サービス関係を加えております。

38ページにかけまして、第8条関係では巡回型サービスのオペレーターに係る基準の見直しをしています。定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、利用者からのコールを受けて必要に応じて相談対応や訪問の指示を行うオペレーターという介護職がありますが、専任要件の緩和と夜間・早朝に認められていた訪問介護職員としての業務や、その他同一敷地内の事業所の職員を日中兼務できることを認めるものです。また、第34条では夜間・早朝の要件が削除、また同様の事業所間の連携が図られているときはオペレーターの協力ができるものとなっております。いずれも担い手の拡大、人材の有効活用等を推進する観点からの改正となっております。

39ページ、第41条第1項は事業所が地域の代表者等に状況報告をし、評価を得る協議会の実施指定の改正、第4項は地域の利用者に対するサービス提供を改正しております。

40ページ、第49条はオペレーターの要件の緩和。

第5節共生型地域密着型サービスに関する基準ですが、40、41、42ページの第61条の20の2と3と4では共生型地域密着型サービスに関する基準を新たに設けており、第6節の第61条の25では療養通所介護事業所において地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する観点から利用定員を引き上げております。

43ページ、第61条の27と38では文言の整理、第63条では介護医療院を加え文言整理しております。

44、45ページ、第67条は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員の見直し等に係る改正。

46ページ、第84条第1項は、サービス供給量をふやす及び効率化を図る観点から、看護小規模多機能型居宅介護サテライト事業所の基準の創設、第6項は看護小規模多機能型居宅介護事業所に介護医療院を加え、47ページ、第7項では文言を整理しております。

第85条第3項は介護医療院を加え、48ページ、第86条でも介護医療院を加え、指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の基準を改めております。

第105条第3項、第113条第2項、49ページの第114条は介護医療院を加え、第119条第7項

では指定認知症対応型共同生活介護の取り扱い方針として、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から運営基準を新たに設置しました。そのため、現行第7項が第8項に繰り下がっております。

第127条第3項は介護医療院を加え、50ページ、第132条第4項は文言の整理と介護医療院を加え、第7項第1号はサテライト型特定施設に配置しないことができる職員を加えております。

51ページにかけまして、第140条第6項では指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所での身体的拘束等の適正化を図るために講じる措置等を新たに設置。

52ページにかけまして、第153条第3項は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設）の従業員は、専ら当該施設の職務に従事する者でなければならないとなっておりますが、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでないことを規定しております。第4項では介護医療院を加え、第8項ではサテライト型指定看護居住施設に配置しないことができる職員を加えております。

53ページ、第155条は介護医療院を加え、第159条第6項は地域密着型介護老人福祉施設での身体的拘束等の適正化を図るために講じる措置等の設置、第167条の2では、指定地域密着型介護老人福祉施設での緊急時の医師との連携等対応方法を新たに設けております。

54ページ、第170条第6号に緊急時における対応方法を新設、第184条第8項にはユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設での身体的拘束等の適正化を図るために講じる措置等の設置。

第188条第7号に緊急時の対応を加え、55、56ページにかけまして、第193条第1項、第6項ではサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の創設により本体事業所との関係を加えており、また文言の整理を行っております。

57ページの第7項第5号では介護医療院を加え、第8項、第9項、第10項、58ページ、第13項、第194条第2項ではサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における看護職員等の基準を定めており、59ページ、第3項では文言の整理と介護医療院を加え、第195条でも介護医療院を加えております。第196条は第1項、第2項では、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所のそれぞれの定員を改正しております。

60ページ、第197条第2項第2号オでは、指定看護小規模多機能型居宅介護の指定に関する規定の緩和、第201条では看護小規模多機能型居宅介護計画、報告書の作成について規定。

61ページ、第204条では文言の整理を行っております。

附則では、施行日を平成30年4月1日からとしております。

これで議第28号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第29号 美濃市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

介護保険法の改正により、新たな介護保険施設として介護医療院が創設されたことに伴う

改正でございます。

赤スタンプ1の議案集、64ページからと、赤スタンプ4の議案説明資料の63ページからの新旧対照表をお開きください。

各条文中、施設の種類が入るところで介護医療院が加えてございます。また、第10条では、グループホームにおいて共用スペースを利用して認知症の方のみのデイサービスを可能とし、各施設による利用者の定員の規定を定めており、66ページに移りまして、第79条第3項として、各施設の事業者は身体的拘束等の適正化を図るために講じる措置等が追加されました。

附則では、施行日を平成30年4月1日からとしています。

以上で、議第29号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第30号 美濃市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集66ページと、赤スタンプ4の議案説明資料の68ページ、69ページの新旧対照表をお開きください。

国民健康保険・後期高齢者医療の適用は住所地で行うことを原則としていますが、施設等に入所のため市外に住所が移った場合は、前住所地の市町村が引き続き保険者となる住所地特例制度を設けています。

現行制度において、国民健康保険の住所地特例者が75歳到達等により後期高齢者医療に加入する場合、後期高齢者医療制度では住所地特例が適用されないため、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正が行われ、同法55条の2として新たに規定が設けられることになりました。そのため、美濃市後期高齢者医療に関する条例にも同法を適用するため改正させていただくものです。

附則では、施行日を平成30年4月1日からとしております。

以上で、議第30号の説明を終わらせていただきます。

民生部所管の特別会計新年度予算関係3件、平成29年度補正予算関係4件、条例関係9件の説明を終わりました。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山口育男君） 次に、議第3号、議第4号、議第8号、議第12号、議第13号、議第17号、議第19号、議第24号、議第35号の9案件について、建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 皆さん、こんにちは。

それでは、初めに議第3号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2、予算書の193ページをお開きください。

農業集落排水事業は、農業用水路や公共用水域の水質保全、農村の生活環境の向上を図るため、市内では7地区で供用開始しております。引き続き、経費の節減と効率のよい運営に努めるとともに、水洗化率の向上を図ってまいります。

また、今年度は施設最適化整備構想を策定し、その計画に基づき適正な維持管理に努め、施設の延命を図ってまいります。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,203万5,000円とするものであり、予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるもので、196ページの「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

193ページに戻っていただきまして、第3条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

それでは、197ページの歳入歳出予算事項別明細書の1. 総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金90万円は、新規加入者に伴う分担金でございます。

第2款 使用料及び手数料4,646万7,000円は、農業集落排水使用料等でございます。

第3款 県支出金800万円は、施設最適化構想策定事業に係る国庫補助金でございます。

第4款 財産収入7万9,000円は、農業集落排水事業減債基金の利子でございます。

第5款 繰入金1億7,658万6,000円は、一般会計及び農業集落排水事業減債基金からの繰入金でございます。

第6款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入2,000円は、預金利子でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

第1款 農業集落排水事業費1億989万1,000円は、事務経費及び施設維持管理経費等でございます。

第2款 公債費1億2,214万4,000円は、市債の元利償還金でございます。

以上、歳入及び歳出予算の総額はそれぞれ2億3,203万5,000円でございます。

なお、198ページ以降の説明は省略をさせていただきます、以上で議第3号の説明を終わります。

次に、議第4号 平成30年度美濃市下水道特別会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2、予算書の213ページをお開きください。

公共下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全を図るため市内では3処理区で整備を進め、認可区域に対する整備率は99.8%となっておりますので、さらなる水洗化率の向上に努めてまいります。

また、今年度は長良川右岸浄化センター長寿命化計画に基づく計装設備更新事業を実施することで維持管理経費の節減に努め、施設の延命を図ってまいります。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,445万8,000円とするものであり、予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるもので、216ページの「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

213ページに戻っていただきまして、第3条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、216ページの「第3表 地方債」のとおり定めるものでございます。

213ページに戻っていただきまして、第4条は、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

それでは、217ページの歳入歳出予算事項別明細書の1. 総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金1,222万円は、区域外流入分担金及び受益者負担金でございます。

第2款 使用料及び手数料2億3,491万6,000円は、下水道使用料等でございます。

第3款 国庫支出金4,048万円は、国からの下水道補助金でございます。

第4款 財産収入6万2,000円は、下水道事業減債基金の利子でございます。

第5款 繰入金6億4,390万2,000円は、一般会計及び下水道事業減債基金からの繰入金でございます。

第6款 繰越金1,000円は前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入97万7,000円は、左岸雨水排水ポンプ維持管理負担金収入等でございます。

第8款 市債8,190万円は、管渠整備事業及び処理施設更新事業を対象とした市債でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

218ページをお開きください。

第1款 総務費5,398万円は、事務経費等でございます。

第2款 下水道事業費3億703万6,000円は、施設維持管理経費、管渠建設費、処理場整備費でございます。

第3款 公債費6億5,344万2,000円は、市債の元利償還金でございます。

以上、歳入及び歳出予算の総額はそれぞれ10億1,445万8,000円でございます。

なお、219ページ以降の説明は省略をさせていただきます。以上で議第4号の説明を終わります。

次に、議第8号 平成30年度美濃市上水道事業会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2、予算書の311ページをお開きください。

上水道事業は、平成12年度から実施しております第5次拡張事業計画に基づき、安定した生活用水を供給するため事業を推進しております。

今年度は、管路施設の耐震化・更新計画を踏まえた事業変更認可を取得いたします。また、配水管布設替工事や施設の保守点検、漏水修繕対策を実施することにより安定した給水の確保と経費の節減を図り、健全な経営に努めてまいります。

それでは、予算書により御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 水道事業収益の予定額を4億3,852万円と定めるものでございます。

次ページをお開きください。

また、支出の第1款 水道事業費用の予定額を3億9,952万4,000円と定めるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 資本的収入の予定額を320万円、また支出の第1款 資本的支出の予定額を2億3,542万2,000円と定めるものでございます。

したがいまして、資本的収入額が資本的支出額に対し2億3,222万2,000円不足いたしますので、第4条本文の括弧書きにおいて、不足額は減債積立金、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填する旨定めるものでございます。

次ページをお開きください。

第5条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を3,422万7,000円と定めるものでございます。

314ページ以降の説明は省略をさせていただきます、以上で議第8号の説明を終わります。

次に、議第12号 平成29年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3、補正予算書の82ページをお開きください。

今回、補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、事業費の確定などに伴い所要の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ271万4,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ2億4,347万4,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、84ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は補正前の額から271万4,000円を減額し、補正後の額を1億2,002万2,000円とするもので、その内容は減債基金積み立ての増額、施設維持管理経費の減額によるもので、財源内訳は繰入金355万5,000円の減額、その他の財源84万1,000円の増額でございます。

なお、85ページ以降の説明は省略させていただきます、以上で議第12号の説明を終わります。

次に、議第13号 平成29年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3、補正予算書の88ページをお開きください。

今回、補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、事業費の確定などに伴い所要の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,125万7,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ9億2,943万9,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、91ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費は、補正前の額から448万6,000円を減額し、補正後の額を5,916万7,000円とするものであり、その内容は人件費の減額、基金積立金の増額によるもので、財源内訳は、一般会計からの繰入金472万1,000円の減額、その他の財源23万5,000円の増額でございます。

第2款 下水道事業費は、補正前の額から2,596万3,000円を減額し、補正後の額を2億1,953万8,000円とするものであり、その内容は立花地内管渠移設工事等の減額によるもので、財源内訳は、一般会計からの繰入金2,530万8,000円の減額、その他の財源65万5,000円の減額でございます。

第3款 公債費は、補正前の額から80万8,000円を減額し、補正後の額を6億5,073万4,000円とするもので、財源内訳は、一般会計からの繰入金421万8,000円の減額、その他の財源341万円の増額でございます。

なお、92ページ以降の説明は省略をさせていただきます。以上で議第13号の説明を終わります。

次に、議第17号 平成29年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3、議案集の136ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、事業費の確定などに伴い所要の調整を行うものでございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算の第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の第1款 水道事業費用は既決予定額に321万1,000円を増額し、補正後の額を4億2,317万5,000円とするものでございます。

第3条は、予算の第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもの

でございます。

収入の第1款 資本的収入は既決予定額に14万3,000円を増額し、補正後の額を384万3,000円とするものでございます。

支出の第1款 資本的支出は既決予定額から3,660万6,000円を減額し、補正後の額を2億1,746万9,000円とするもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,362万6,000円は、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填する旨、改めるものでございます。

なお、138ページ以降の説明は省略をさせていただきます、以上で議第17号の説明を終わります。

次に、議第19号 美濃市空家等の適正な管理及び利活用の促進に関する条例の制定について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の28ページをお開きください。あわせて赤スタンプ4、議案説明資料の2ページをお開きください。

本条例の制定趣旨は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以降、特別措置法といいます）、この特別措置法の施行に伴い、同法の趣旨を踏まえ、空き家等の適切な管理に関し同法に定めるもののほか必要な事項を定めるものでございます。

主な内容としましては、大きく分けて7つあります。

1つ目として、第1条には、目的として、空き家等の適正な管理及び利活用の促進を図るため、市及び所有者等の責務を明らかにするとともに、特別措置法第4条の規定に基づく空き家等に関する対策の実施、その他空き家等に関する措置について必要な事項を定めることにより、防災、防犯、衛生、景観等の市民の安心で安全な生活環境を保全し、もって魅力あるまちづくりの推進に寄与すると規定しております。

2つ目として、第2条に用語の定義、第3条に空き家等の適正な管理及び利活用を行うときの基本理念、第4条、5条、6条、7条及び8条には、市、所有者、事業者、市民、自治会及び市民団体等の責務、役割を規定しております。

3つ目として、第11条に空き家等の発生の予防、第12条に空き家等の活用、第13条に空き家等の適正な管理、第14条に空き家等が管理不全状態となることを予防するための措置、第15条には空き家等への立入調査等について規定しております。

4つ目として、第16条には特定空家等に対する措置について規定しております。

5つ目として、第18条と第19条には、急を要する場合の安全措置について規定しております。

6つ目として、第20条には、やむを得ない場合の安全代行措置について規定しております。

7つ目として、第24条には空家等対策協議会の設置について規定しております。

また、附則第2項では、空家等対策協議会の設置に伴う美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年美濃市条例第6号）の一部改正を規定しており、それに基づく新旧対照表を赤スタンプ4、議案説明資料の3ページにお示ししております。

以上で、議第19号の説明を終わります。

次に、議第24号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の44ページをお開きください。あわせて赤スタンプ4、議案説明資料の16ページ及び17ページをお開きください。

本条例の改正趣旨は、地方分権計画に基づく見直しにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正では、砂利採取法第16条の規定に基づく砂利採取計画の認可申請に対する事務手数料を3万3,900円に、同法第20条第1項の規定に基づく砂利採取計画の変更認可申請に対する事務手数料を1万5,000円に改めるものでございます。

なお、附則は条例の施行日を平成30年4月1日からとするものであります。

以上で、議第24号の説明を終わります。

次に、議第35号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の72ページをお開きください。

今回、市道認定をお願いします路線は、道路法第8条第2項の規定に基づき、下の表の整理番号1番、極楽寺52号線と整理番号2番、美濃210号線の2路線でございます。

表には認定する路線名と区間の起点・終点、重要な経過地を掲載しております。

また、73ページ及び74ページには市道（認定）要図を掲載しておりますので御参照ください。

以上で、議第35号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山口育男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第7号、議第16号の2案件について、美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第7号 平成30年度美濃市病院事業会計予算について御説明申し上げます。

美濃病院では、平成30年度におきましても安心して安全、健康なまちづくりにつながるため、地域から選ばれる満足度の高い医療サービスの提供を目標に、2次救急医療機関としての医療体制を維持し、住民生活に不可欠な医療の適切な提供に努めてまいります。また、健康年齢5歳アップを目指し、みの健康管理センターの有効活用を図り、福祉及び保健部門と連携して、健診業務、予防医療の強化・充実を進めるとともに、引き続き経営面ではコスト管理を徹底し、経営の安定化に努めてまいります。

それでは、赤スタンプ2、平成30年度美濃市予算書の277ページをお開きください。

予算書に従いまして御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでございます。病床数は122床、入院患者数は年間で4万150人、1日平均入院患者数は110人、外来患者数につきましては年間7万1,736人、1日平均294人を見込んでおります。なお、主な建設改良事業では医療機器整備事業を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入の第1款 病院事業収益は26億3,457万4,000円で、対前年度比約1.58%、額にして4,108万6,000円の増額でございます。

第1項 医業収益は25億6,497万1,000円で、入院及び外来の収益が主なものでございます。

第2項 医業外収益は6,960万3,000円で、一般会計からの負担金及び補助金が主なものでございます。

支出の第1款 病院事業費用は26億3,440万9,000円で、対前年度比は約1.65%、額にして4,273万2,000円の増額となっております。

第1項 医業費用は25億4,652万6,000円で、給与費、材料費、経費、減価償却費が主な内容でございます。

第2項 医業外費用は8,188万3,000円で、企業債利息、雑支出が主なものでございます。

このほか、第3項 特別損失は過年度損益修正損で500万円、第4項 予備費は100万円でございます。

278ページに移りまして、第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入の第1款 資本的収入1億5,968万円は、第1項 出資金で一般会計からの出資金でございます。

支出の第1款 資本的支出は3億5,744万7,000円で、第1項 建設改良費9,971万4,000円は、医療機器の老朽化などに伴う医療機器購入費でございます。

第2項 企業債償還金2億5,773万3,000円は、企業債の償還元金でございます。

なお、資本的収支において不足する額及び補填財源は本条括弧書きのとおりでございます。

第5条は債務負担行為で、美濃病院看護職員奨学金の期間、限度額をこの表のように定めるものでございます。

第6条は、予定支出の各項間の流用について定めるものでございます。

279ページに移りまして、第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、職員給与費と交際費を、また第8条は棚卸資産であります医薬品等の購入限度額をそれぞれ定めるものでございます。

第9条は、重要な資産の取得について定めるもので、医療機器の取得として一般撮影用フラットパネル、眼科部門システム及び光干渉断層装置を上げております。

280ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第7号の説明といたします。

続きまして、議第16号 平成29年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）について御説

明申し上げます。

赤スタンプ3、補正予算書の120ページをお開きください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額について、それぞれの執行状況及び年度末までの見込みから補正をお願いするものでございます。

初めに、収入の第1款 病院事業収益は、既決予定額から408万6,000円減額し25億8,940万2,000円とするもので、この内容は、第2項 医業外収益で企業債利息の確定による他会計負担金及び児童手当の確定による他会計補助金の減額が主なものでございます。

次に、支出の第1款 病院事業費用は、既決予定額を82万9,000円増額し27億1,212万5,000円とするもので、この内容につきましては、第1項 医業費用で職員の異動等による給与費の減額、また増改築事業完了に伴う備品の減価償却額確定による減価償却費の増額、そのほか固定資産の異動に伴う資産減耗費及び訪問看護ステーション費の賃金などの増額でございまして。

また、第2項 医業外費用では、企業債の支払い利息の確定による減額と、消費税の増額をお願いするものでございます。

121ページに移りまして、第3条は、予算第4条に定めております資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、初めに収入でございます。

第1款 資本的収入の既決予定額を406万7,000円増額し1億8,187万円とするもので、その内容は、第1項 出資金では、年度中に支払います企業債元金の額の確定により一般会計から繰り入れます出資金を減額するものでございます。

また、第2項 補助金では、自治体立優良病院総務大臣表彰受賞に伴う公益財団法人 地域社会振興財団からの補助金交付を受けましての増額でございます。

次に、支出でございます。

第1款 資本的支出の既決予定額を186万7,000円減額し3億2,290万3,000円とするもので、これは第2項 企業債償還金を償還元金の確定により減額するものでございます。

なお、この補正に伴い、予算第4条本文括弧書きの資本的収支において不足する額及びその補填財源を記載のとおり改めるものでございます。

第4条は、予算第5条に定めております美濃病院看護職員奨学金に係る債務負担行為の期間、限度額をこの表のように改めるものでございます。

第5条は、予算第7条に定めた経費のうち職員給与費について、今回の補正により既決予定額を820万円減額し14億1,943万7,000円とするものでございます。

122ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第16号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口育男君） 次に、議第9号、議第32号の2案件について、総務部長 市原俊美君。

○総務部長（市原俊美君） それでは、議第9号 平成29年度美濃市一般会計補正予算（第10

号)について御説明申し上げます。

赤スタンプ3番の補正予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算は、年度末に当たり、各種事務事業の決算見込みによる予算整理を初め、公共施設整備改修等基金等への積み立て等の補正をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,705万9,000円を追加するもので、補正後の予算総額を99億9,347万6,000円とするものです。

補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、繰越明許費で「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正で「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第4条は、地方債の補正で「第4表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、9ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の繰越明許費につきましては、工業団地対策事務経費、美濃橋修復事業、小学校大規模改造事業、町並み保存整備事業、農林水産施設災害・公共土木施設災害に係る現年補助災害復旧事業で、それぞれの繰越額は表のとおりでございます。

10ページをお願いします。

次に、「第3表 債務負担行為補正」につきましては、文化会館指定管理者委託を追加し、公共用地等の取得費、金融機関の美濃市土地開発公社に対する貸付金の債務保証、工場誘致奨励金、美濃手すき和紙後継者育成奨励金の廃止をするものでございます。

11ページに移りまして、「第4表 地方債補正」につきましては、小学校大規模改造事業を追加し、本庁舎施設改修事業、社会資本道路整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、交通安全施設整備事業、小型動力ポンプ付積載車更新事業、河川災害復旧事業の限度額をそれぞれ減額するものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明いたしますので、13ページをごらんいただきたいと思います。

1款 議会費は、62万4,000円を減額し、補正後の額を1億2,641万円にするものでございます。内容は、議会事務経費、議会運営経費を減額するもので、財源は一般財源でございます。

2款 総務費は、2億7,008万8,000円を追加し、15億4,905万3,000円とするものです。内訳といたしましては、財政調整基金積立金、公共施設整備改修等基金積立金、ふるさと美濃応援団うだつ基金積立金、交通安全対策基金積立金、長良川鉄道運営補助経費等を増額し、本庁舎施設改修事業、市長選挙経費、衆議院議員総選挙経費のほか決算見込みにより人件費等を減額するものでございます。財源につきましては、交通災害共済事業特別会計繰入金、

ふるさと応援寄附金、財政調整基金利子等のその他財源を7,901万3,000円、一般財源を2億1,193万2,000円それぞれ増額し、国県支出金915万7,000円、地方債1,170万円をそれぞれ減額するものでございます。

3款 民生費は、1億1,269万円を減額し、28億1,552万円とするものです。内訳は、福祉医療助成事業、生活保護経費等を増額し、介護給付事業、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、児童手当給付経費等を減額するものでございます。財源は、社会福祉基金繰入金等の減額によるその他財源の423万6,000円減額のほか、国県支出金を4,059万2,000円、一般財源を6,786万2,000円それぞれ減額するものでございます。

4款 衛生費は、3,059万6,000円を減額し、8億6,272万4,000円とするものです。内訳は、病院事業会計負担金、病院事業会計補助金、指定ごみ袋関係経費、人件費等を減額するものでございます。財源は、国県支出金79万9,000円、家庭ごみ処理手数料等のその他財源37万5,000円、一般財源2,942万2,000円をそれぞれ減額するものでございます。

第5款 労働費は、100万円を減額し、補正後の額を550万円にするもので、岐阜県勤労者生活資金融資預託金を減額するものです。財源は、勤労者生活資金預託金戻し入れ金のその他財源を100万円減額いたします。

6款 農林水産業費は、1,816万1,000円を減額し、3億3,055万1,000円とするものです。内訳は、有害鳥獣被害防止事業補助経費、間伐実施確保対策事業補助経費等を減額するものでございます。財源は、ふるさと農村活性化基金利子等のその他財源2万1,000円の増額、国県支出金392万6,000円、一般財源1,425万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

7款 商工費は、3,578万6,000円を減額し、3億705万9,000円とするものです。内訳は、民間活力創生事業、小口融資貸付経費等を減額するものでございます。財源は、県支出金を253万8,000円増額し、民間活力創生基金繰入金等のその他財源を1,695万4,000円、一般財源を2,137万円、それぞれ減額するものでございます。

8款 土木費は、2億1,279万9,000円を減額し、16億3,981万4,000円とするものです。内訳は、市民わくわくふれあい施設整備基金積立金等を増額し、社会資本道路整備事業、吉川土地区画整理受託事業、下水道特別会計繰出金等を減額するものでございます。財源は、国県支出金1億9,238万2,000円、地方債9,950万円、都市計画事業基金繰入金、吉川土地区画整理事業受託事業収入等のその他財源5,034万8,000円を減額し、一般財源を1億2,943万1,000円増額するものでございます。

9款の消防費は、467万1,000円を減額し、4億2,963万2,000円とするものです。内訳は、消防団員退職報償経費、小型動力ポンプ付積載車更新事業、自主防災組織育成事業等の減額によるものでございます。財源は、国県支出金47万9,000円、一般財源109万円の増額、地方債350万円、消防団員退職報償金等のその他財源274万円を減額するものでございます。

10款の教育費は、2億509万6,000円を増額し、11億7,574万7,000円とするものです。内訳は、美濃小学校大規模改造事業2億3,330万円の増額、そのほか決算見込みによる人件費等の減額でございます。財源は、国県支出金が5,842万2,000円、地方債1億1,680万円、一般

財源が3,059万8,000円をそれぞれ増額し、ふるさと美濃応援団うだつ基金繰入金等のその他財源72万4,000円を減額するものでございます。

11款 災害復旧費は、138万2,000円を減額し、8,675万2,000円とするもので、現年補助災害復旧事業の減額によるものです。財源は、一般財源461万3,000円の増額、国県支出金399万5,000円、地方債200万円をそれぞれ減額するものでございます。

12款 公債費は、1,041万6,000円を減額し、6億5,421万4,000円とするものです。市債償還元金、市債償還利子を減額するものでございます。財源は、市営住宅使用料のその他財源167万7,000円、一般財源873万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

以上、今回の補正でお願いいたします総額は4,705万9,000円を追加するもので、その財源内訳は、国県支出金が1億8,941万2,000円の減額、地方債10万円、その他財源98万円、一般財源2億3,539万1,000円をそれぞれ増額いたします。一般財源は、市税が8,700万円、地方交付税1億1,583万1,000円等でございます。

14ページ以降につきましては説明を省略させていただきます。議第9号の説明を終わります。

次に、議第32号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集では68ページから、あわせて赤スタンプ4番の議案説明資料では73ページからをごらんください。

なお、文言整理等につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議第32号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴いまして、美濃市消防団員等における損害補償算定の基礎となる額の加算額等について改正を行うものでございます。

主な内容は、配偶者に係る加算額の引き下げ及び子に係る加算額の引き上げ等でございます。

74ページ、75ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第5条第3項では、補償基礎額の加算額に、第1号の配偶者について「333円」を「217円」に引き下げ、第2号に該当する22歳までの子については「267円」を「333円」に引き上げるものでございます。

附則第1項では、施行日を平成30年4月1日と定めております。

第2項では、経過措置を定めております。

以上で、議第9号及び議第32号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山口育男君） 次に、議第21号、議第22号の2案件について、秘書課長 西部睦人君。

○秘書課長（西部睦人君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第21号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の39ページをお開きください。また、あわせて赤スタンプ4、議案説明資料の10ページ、11ページの概要及び新旧対照表を御参照ください。

今回の改正は、これまで国家公務員に準拠しておりました時間外勤務手当等に係る職員の勤務時間1時間当たりの給与額の算定方法を、労働基準法に準拠するために行うものであります。

内容といたしましては、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た金額を勤務時間1時間当たりの給与額としておりましたが、給料の月額に初任給調整手当及び月額の特種勤務手当を加えたものに12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た額から年度中の土曜日、日曜日を除く祝日及び年末年始の日数に1日当たりの勤務時間を乗じたものを減じて得た額とするものです。

11ページの新旧対照表をごらんください。

条文といたしましては、条例第15条の勤務1時間当たりの給与額の算出について、現行条文に規則で定める時間を減じたものを除して得た額としています。また、第2項を追加し、初任給調整手当及び美濃市職員特種勤務手当支給条例に規定する特種勤務手当のうち、市の規則で定める支給対象となる勤務に従事した場合、勤務1時間当たりの給与額は、第1項に定める給与額に、第1号では、月額で定められている手当の支給を受けているときは、その手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額、第2号では、日額で定められている手当の支給を受けているときは、その手当の日額を1週間における1日平均所定労働時間数で除して得た額とするものでございます。

附則では、施行期日を規定しています。

続きまして、議第22号 美濃市職員特種勤務手当支給条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の41ページをお開きください。またあわせて赤スタンプ4、議案説明資料の12ページ、13ページの概要及び新旧対照表を御参照ください。

提案理由につきましては、職員の特種勤務手当の支給につきまして、美濃病院関係業務のうち、診療手当の支給額の算出方法を改めるとともに、業務手当のうち宿日直業務従事中に救急車の受け入れを行った場合の支給額について、医師の処遇改善のため、平日と平日以外の支給額について均衡を図るものでございます。

主な改正内容は、これまで月額で算出していた診療手当を年額で算出するもの、また美濃病院関係業務の業務手当の平日以外の宿日直業務中に4台以上の救急車の受け入れを行った場合の支給額を2万円に改めるものでございます。

13ページの新旧対照表をごらんください。

条文といたしましては、第3条第1項第2号の表中、医師に対する診療手当の支給額を「診療収益月額100分の1以内で市長が定める額」を支給総月額としていたものを、「前年度年間診療収益額100分の1以内で市長が定める額」を支給総年額に改めるものでございます。また、同表中、平日以外の日の宿日直業務従事中に救急車の受け入れを4台以上行った医師に対し、業務手当として「1万円」の支給を行っていたものを「2万円」の支給に改めるものでございます。

附則では、施行期日を規定しています。

以上で、議第21号及び議第22号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（山口育男君） 次に、議第31号について、産業振興部長 北村道弘君。

○産業振興部長（北村道弘君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第31号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集の67ページをお開きください。また、あわせて赤スタンプ4の議案説明資料の70ページを御参照ください。

今回の改正につきましては、中小企業信用保険法の改正により貸付限度額の引き上げを行うこととされ、また同時に小口零細企業保証制度要綱に準じた岐阜県信用保証協会の市町村小口零細企業融資保証取扱要綱の改正に基づき、貸付期間を改めることとされました。そのため、小口零細企業保証制度に準じて融資を行う美濃市小口融資制度において、所要な改正をするものでございます。

改正内容につきましては、美濃市小口融資条例で規定する融資条件を改正し、貸付限度額を「1,250万円」から「2,000万円」に、貸付期間を「96月」から「120月」に改めるものでございます。また、小口融資の申込人の資格を改正し、法人が融資を受ける際の条件から法人代表者が連帯保証人となる規定を削除し、関係条項の文言の整理を行うとともに、融資の条件中、連帯保証人は「協会の定めるところによる」に改めるものでございます。

なお、附則では、施行期日を平成30年4月1日からと定めております。

以上で、議第31号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（山口育男君） 次に、議第34号について、教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第34号 公の施設の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の71ページをごらんください。

美濃市文化会館の指定管理期間が平成30年3月31日をもって終了いたします。地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設の指定管理者を指定することにつきましては、同条第6項の規定により議会の議決が必要となるため、美濃市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きの規定により、公募を行わないで指定管理者を指定するものでございます。

施設の名称は「美濃市文化会館」、指定管理者の名称は「特定非営利活動法人四つ葉のコウゾ」で、引き続き指定するもので、指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とするものであります。

以上で、議第34号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山口育男君） 以上で、34案件の説明は終わりました。

第38 議第33号、第41 議第36号及び第42 議第37号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（山口育男君） 次に、日程第38、議第33号、日程第41、議第36号及び日程第42、議第37号の3案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第33号について、産業振興部長 北村道弘君。

○産業振興部長（北村道弘君） それでは、議第33号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更に関する協議について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集の70ページをお開きください。また、あわせて赤スタンプ4の議案説明資料の76ページを御参照ください。

今回の規約の変更は、地方自治法第286条第1項の規定により、中濃地域農業共済事務組合理約を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正の内容は、農業災害補償法の改正に伴い、中濃地域農業共済事務組合理約について所要の改正を行うものでございます。

主な協議内容につきましては、組合の共同処理する事務を「共済事業」から「農業共済事業及び農業経営収入保険事業」とするもの、また引用する法律名の改正により、「農業災害補償法」から「農業保険法」にするもの及びそれに伴う条項の移動による改正を行うものでございます。

なお、附則では施行期日を平成30年4月1日からと定めております。

以上で、議第33号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山口育男君） 次に、議第36号、議第37号の2案件について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは、議第36号 教育長の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案集の75ページをごらんください。

平成27年4月1日から教育長を務めております樋口宜直教育長の任期が平成30年3月31日で満了を迎えることから、同氏を引き続き任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

樋口教育長は、住所が美濃市3999番地7、年齢は昭和30年12月9日生まれの62歳です。郡上市三城小学校長を務めた後、美濃市立中有知小学校長、美濃中学校長を歴任し、平成27年4月に教育長に任命をいたしました。

就任当初から、本市の実情に合った教育、学術及び文化の振興に関する教育大綱の策定に中心となって取り組み、「「ふるさと美濃」に誇りと愛着をもち、ふるさとの未来を担う人づくり」を基本理念に掲げ、現在はその実現に向けて先頭に立って美濃市の教育行政を進めているところであります。

同君は市教育行政に精通し、研究熱心で責任感が強く、教育行政に関して識見を有しております。また、人柄が高潔で、教育委員及び学校等の教育関係者からの信頼も厚く、教育長の職に適任であると考えております。

つきましては、美濃市の教育、子供たちの健全育成のために引き続き教育長に任命することについて御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

続きまして、議第37号 美濃市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

議案集の76ページをごらんください。

現在、公平委員会委員としてお務めいただいております小坂善紀さんの任期が本年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き小坂さんを委員として選任いたしたく御同意をお願いするものでございます。

小坂さんは、住所が美濃市2482番地、生年月日は昭和40年2月26日生まれの53歳で、平成13年9月から委員を務めていただいております。美濃青年会議所理事長、顧問などを歴任されており、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関しての識見も高く、公平委員会委員として適任であると存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により選任の御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、任期は平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間でございます。

○議長（山口育男君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時54分

再開 午後2時55分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の3案件につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の3案件につき

ましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第33号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第33号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議第36号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第36号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第37号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第37号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

第43 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（山口育男君） 日程第43、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は議長において行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項に規定する広域連合議会議員に武藤鉄弘市長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました武藤市長を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました武藤市長が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました武藤市長が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、本席から当選を告知いたします。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから3月12日までの13日間休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから3月12日までの13日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については2月28日の午後4時までに、質疑については3月2日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（山口育男君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月13日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時59分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年2月27日

美濃市議会議長 山 口 育 男

署 名 議 員 梅 村 栄 一

署 名 議 員 永 田 知 子

平成30年3月13日

平成30年第1回美濃市議会定例会会議録（第2号）

議 事 日 程 (第 2 号)

平成30年 3月13日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 1 号 平成30年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 2 号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議第 3 号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議第 4 号 平成30年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 6 議第 5 号 平成30年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第 7 議第 6 号 平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議第 7 号 平成30年度美濃市病院事業会計予算
- 第 9 議第 8 号 平成30年度美濃市上水道事業会計予算
- 第10 議第 9 号 平成29年度美濃市一般会計補正予算 (第10号)
- 第11 議第10号 平成29年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第12 議第11号 平成29年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第13 議第12号 平成29年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第14 議第13号 平成29年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第15 議第14号 平成29年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 第16 議第15号 平成29年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第16号 平成29年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第18 議第17号 平成29年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第19 議第18号 美濃市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について
- 第20 議第19号 美濃市空家等の適正な管理及び利活用の促進に関する条例について
- 第21 議第20号 美濃市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第22 議第21号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議第22号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第24 議第23号 美濃市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第24号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第26 議第25号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第26号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第27号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第29 議第28号 美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第29号 美濃市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 第31 議第30号 美濃市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
 第32 議第31号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について
 第33 議第32号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
 第34 議第34号 公の施設の指定管理者の指定について
 第35 議第35号 市道路線の認定について
 第36 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第1から第36までの各事件

出席議員（13名）

1 番	豊 澤 正 信 君	2 番	梅 村 辰 郎 君
3 番	梅 村 栄 一 君	4 番	永 田 知 子 君
5 番	古 田 秀 文 君	6 番	岡 部 忠 敏 君
7 番	辻 文 男 君	8 番	庄 司 義 廣 君
9 番	古 田 豊 君	10 番	太 田 照 彦 君
11 番	森 福 子 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	柴 田 徳 美 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	市 原 俊 美 君
民 生 部 長 (福祉事務局長)	辻 幸 子 君	産 業 振 興 部 長	北 村 道 弘 君
建 設 部 長	古 川 雄 太 君	会 計 管 理 者	古 田 和 彦 君
教 育 次 長	澤 村 浩 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
総 務 課 長・ 選 管 事 務 局 長	市 原 義 則 君	秘 書 課 長	西 部 睦 人 君
総 合 政 策 課 長	近 藤 宗 由 君	市 民 生 活 課 長	西 部 生 男 君
健 康 福 祉 課 長	永 田 幸 泰 君	産 業 課 長 (農業委員会事務局長)	成 瀬 孝 子 君
美 濃 和 紙 推 進 課 長	瀨 瀨 敬 久 君	土 木 課 長	後 藤 幸 泰 君
都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	井 上 博 司 君
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	山 口 敏 則 君	教 育 委 員 会 人 づ くり 文 化 課 長	早 戸 智 也 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	篠田博史	議会事務局次長 兼議事調査係長	石原まさる
議会事務局書記	平田純也		

開議の宣告

○議長（山口育男君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いをいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにされるなど、音の出ない配慮をよろしくお願いいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（山口育男君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口育男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 古田秀文君、6番 岡部忠敏君の両君を指名いたします。

第2 議第1号から第35 議第35号までと第36 市政に対する一般質問

○議長（山口育男君） 日程第2、議第1号から日程第35、議第35号までの34案件を一括して議題といたします。

日程第36、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、会派代表質問を行います。

美濃市議会市政クラブ、11番 森福子君。

○11番（森 福子君） 皆さん、おはようございます。

私は、議長にお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して大きく4点について市長に代表質問を行います。

武藤市長におかれましては、2期目の御就任に際し、無投票の当選の栄に浴されましたことに心からお喜びを申し上げます。

武藤市政の1期4年間は、市制60周年の記念すべき年から始まりました。市民とともに、住みたい、住み続けたい、行ってみたいまちづくりを進めるために、高齢者が元気に活躍できる社会、安心して子供を産み育てられる環境と教育環境の整備や地域資源を生かしたまちづくりなどに全力で取り組まれてきました。市民の声に耳を傾け、現場主義を基本姿勢に、多様化する行政ニーズにスピーディーに対応する強いリーダーシップの4年間であったと思います。

一方で、市政運営、財政運営を進められる中で、日本の発展をこれまで支えてきた中央集権の時代から地方自治体本来の姿である地方分権へと進む転換期の市長就任でありました。本市を取り巻く厳しい社会情勢の中でスタートした武藤市政の新たなまちづくりは、地方自治体の意識改革や自己改革が求められる、みずから道を開いていく難しいかじ取りであった

ことと思っております。

平成27年度に策定された美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第5次総合計画、特に後期基本計画と連動した今後5年間に市で取り組む政策を計画したもので、地方創生の命題として人口減少と地域経済縮小に歯どめをかけるため、仕事をつくり、人をふやし、好循環を支えるまちを活性化させる戦略を着実に進めるとされています。

平成30年度当初予算、笑顔あふれる元気な美濃市の実現に向けて活力ある美濃市づくり予算として、予算規模は、一般会計93億9,600万円、特別会計65億6,400万円余、企業会計36億2,600万円余で、総額195億8,700万円余となり、特に一般会計においては、対前年度比1.2%、金額にして1億800万円の増額の予算を計上されました。

施政方針には、厳しい財政状況の中で限られた財源を、市民生活の安定や将来への投資は積極的に実施し、事業の重点化により真に必要な施策の展開を図るとされ、特に最重要課題である地方創生に向けた人口減少対策、地域の活性化につながる施策は積極的かつ優先的に実施するとあります。

そこで、武藤市政2期目に当たって、笑顔あふれる元気な美濃市の実現に向けての新しいまちづくりに対する市長のお考えはどのようなか、お尋ねいたします。

次に2点目、平成30年度、笑顔あふれる元気な美濃市の実現に向けて、住みたい、住み続けられる、活力ある美濃市づくり予算として、重点項目1の健康日本一を目指した元気なまちづくりについて3つお尋ねいたします。

我が国は、世界有数の長寿国になり、平均寿命は世界最高の水準にありますが、一方で少子・高齢化の進行、がん、糖尿病、心臓病などの生活習慣病の増加や、ストレスに起因する心身の虚弱、フレイル症状の増加などについて、医療費の増加につながる深刻な問題になっています。また、寝たきり状態、認知症などの要支援・要介護者の増加は多くの高齢者を支える現役世代の負担の増加につながるなど、医療費のみならず、介護においても将来的に過大な負担になるものと懸念されています。

こうした状況から、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指した21世紀における国民健康づくり、健康日本21が策定され、これを支える健康増進法が施行されました。

本市においても、みずからの健康づくりに主体的に取り組むことを目指すわくわく元気プラン美濃21を平成15年に策定、現在は第2次わくわく元気プラン美濃21として、「元気で長生き日本一～笑顔あふれるまち～」の実現を目標に、市民が安全で安心して暮らすための健康づくりに取り組まれてきました。こうした取り組みから、市民の皆様も健康に対する意識は高揚していますが、市が実施する健康診査や健康づくり教室やイベントなどの参加者数については、残念ながら固定化と減少傾向にあると分析されています。ライフステージが多様化する中で、市長は、市民が笑顔で生きがいを持って生活し、生涯を現役で活躍できる健康・長寿日本一を目指した市民総参加の健康づくりに取り組んでいくとされています。

そこで1つ目の、平成30年度、健康年齢5歳向上プロジェクトとして各種の健康増進事業

が盛り込まれていますが、年代別健康モニター事業の実施とその後の展開はどのようにしていくのか、お尋ねいたします。

次に2つ目ですが、（仮称）市民わくわくふれあいセンターの基本構想において、市民の誰もが利用しやすい総合施設を目指すこととされ、平成26年度に考える会、平成27年度に整備推進委員会を開催し、市民と協働して大型事業の整備を進めてきました。構想の基本的な考え方として、市民の健康、福祉の増進等、暮らしの活性化を図るとし、建築計画概要において保健センター機能も集約対象になりました。保健センターは、市民への健康施策を推進していく重要なポジションになることから、市長お考えの健康年齢5歳向上プロジェクト事業の推進を初め、各健康相談の支援や各年代の健康事業などの充実につながるものと建設に期待をしています。

美濃市の一般会計借入残高は、平成29年度末に約65億円の見込みとなり、残高の大半を占める臨時財政対策債を除く実質的な一般会計の借入額は、平成29年度末で約19億の見込みとなります。また、建設に向けての施設整備基金として、平成28年度までに約6億余に、平成29年度末には施設整備基金残高は約7億8,000万円の見込みとされています。将来的にも、次世代に過度の負担にならないよう計画をされていると思っております。

そこで、（仮称）市民わくわくふれあいセンター建設の見通しと、新施設を利用した健康づくりへの取り組みをどのように考えるか、お尋ねいたします。

次に3つ目、健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義され、男性の健康寿命は71歳、女性の健康寿命は74歳になると言われております。

日本は世界トップクラスの長寿国で、私たちの寿命は延び続けていますが、平均寿命と健康寿命の差は、男性は9年、女性は12年と統計ではされており、この差をできるだけ短くして自立して暮らせる健康寿命を延ばす研究が進められています。

平昌で行われた冬季オリンピックは、日本選手の大活躍で、メダルの数も最多の13個で、日本中の期待の中で全力をかけて戦った選手の爽やかなコメントに感動した日々でした。多くの皆様がスポーツのすばらしさを感じられた、明るい話題満載の大会になりました。現在行われているパラリンピック大会にも注目したいと思っております。

少子・高齢化、人口減少化、国際化、情報化などの進展は、人々の価値観も生活の質的な充足や自己実現を求める方向に変化しつつあって、健康やスポーツのイベント等の実施についても参加者数の伸び悩みなどが課題となっています。2020年に東京オリンピックの開催など、スポーツに関心が高まっている今、市民の皆様がスポーツを通じた健康づくり事業の大切さ、楽しさを感じていただき、興味を持って参加し、楽しみながら健康な体づくりができるよう、そしてスポーツにかかわり、継続できるよう取り組んでいただきたいと思います。

そこで、スポーツで新陳代謝を上げる健康法など、スポーツを通じた健康増進事業はどのように進めていくのか、お尋ねいたします。

次に3点目、重点項目の2、子供を産み育てやすい優しいまちづくりについて4つお尋ねいたします。

1つ目ですが、施政方針において、少子・高齢化が進行し、人口減少に歯どめがかからない状況の中で、子供を産み育てやすい環境を整え、子育て世代の流出防止に全力で取り組むとされています。これまで、子育て世代への経済的支援、特に美濃市独自の子育て支援、赤ちゃんの紙おむつの購入助成、保育園、幼稚園、小・中学校の給食助成など、できる限りの取り組みをされてきました。今後も子育て支援の充実に向けて、対話主義と現場主義を基本姿勢に、時代を先取りすると同時に、前例にとらわれることなく課題や問題に対応していきたいと述べられています。

そこで、5歳児の保育料の支援について、国に先駆けて本市は実施するとされ、平成30年度の事業に計上されています。幼児教育・保育の環境の充実に向けた今後の取り組みはどのようなか、お尋ねいたします。

次に2つ目ですが、文部科学省は平成32年度から小学校において新学習指導要領を実施し、英語に親しむ開始学年を小学3年生に早めることなど、英語教育の充実を求めています。

これを受けて、本市においては、平成29年3月議会で、小学校における英語教育のあり方について検討し、平成32年度から本事業実施に備えると御答弁をいただいたところでございます。

本市は、平成29年10月、美濃市の中学生3名が美濃市と紙の文化交流友好協定を結ぶイタリア・アマルフィ市を訪問し、現在の中学生と交流するアマルフィ市中学生交流事業が実施され、参加した中学生から貴重な体験談やコミュニケーションによる情報発信などについて発表がありました。

また、滞在型観光を目指して、民間活力による市有財産の整備や観光産業の活性化を図る中で、国際共通語である英語力が一層求められるものと思います。

そこで、平成30年度から本市においては新学習指導要領の先行実施をする対応として、小学校の英語科の実施に向けた取り組みはどのようなか、お尋ねいたします。

次に3つ目、本市は平成28年度に美濃市公共施設等総合管理計画を策定しました。本市の公共施設等において、建物系施設の現状について、平成28年現在で施設数は209施設、総棟数は392棟、平均築年数は29.1年とされ、今後40年間に建物系施設及びインフラ系施設の改修、更新、修繕などに係る費用は約1,116億円と推定され、年平均では約27億円と想定されています。今後の人口構造の変化やそれに伴う市民の利用ニーズの変化に対応した公共施設のあり方への対応が求められ、現在、教育環境の整備として、平成29年度、30年度の2年間で美濃小学校の大規模工事が行われています。

そこで、学校教育系施設として、小学校・中学校7施設について、これは先ほど申し上げました美濃小学校も入っておりますが、7施設について、美濃市学校施設長寿命化計画に基づき順次改修を行うとされていますが、老朽化した小・中学校施設の改修等の見通しはどのようなか、お尋ねいたします。

次に4つ目、平成26年3月議会において、市長は、学校給食センターの老朽化の課題を解決するために、給食センターを建てかえる方向で検討し、あわせて少子・高齢化が進む中で

高齢者に対する給食の提供も考慮した検討委員会を立ち上げると答弁されました。また、美濃市公共施設等総合管理計画においても、学校教育系施設として、学校給食センターは設置場所も含めた改築の検討を行い、維持するとされています。

平成29年、民生教育常任委員会は岩手県遠野市の食育センターを視察し、いろいろな機能を持っている複合施設の運用について、機能の活用等、難しい課題もあることなど、説明をいただきました。限られた財源の中であれもこれもはできませんが、市長におかれては、2期目に就任され、必要な施設である給食センター建設に向けてお考えを進めていただきたいと思います。

そこで、給食センターの建設の見通しはどのようなか、お尋ねいたします。

次に、4点目の男女共同参画の取り組みについてお尋ねいたします。

男女共同参画社会基本法が平成11年に制定され、基本理念として、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会とあります。

本市においては、平成8年にいきいき女性室を設置され、平成10年に第1次男女共同参画いきいきプラン美濃が策定されました。基本的な考え方として、自分らしさを発揮できるような時代にしたいという願いを込めて、男女の区別なく個人として尊重され、パートナーとして認め、ともに支え合う社会に向けて、市民との協働による啓発活動や女性団体への活動支援などを行い、働くための環境づくりなど、男女共同参画社会の推進・拡充に大きな成果がありました。

平成20年には、男女共同参画を実現するために、時代に即した第2次男女共同参画いきいきプラン美濃が策定されました。基本的な考え方として、これまでの取り組みを継承しつつ、社会情勢の変化から生じている新たな課題等に対応した将来に希望が持てるような社会づくりを、行政のみならず、市民、企業、学校など、民間と一体になって諸施策を計画的に推進するとされています。

また、国においても、女性活躍推進法の制定を初め、平成27年に第4次男女共同参画基本法が新たに制定され、あらゆる分野における女性の活躍、安全・安心の暮らしの実現など、基本的な方針として掲げています。

今後の本市の男女共同参画の取り組みについて、第5次総合計画、特に後期基本計画と連動した地方創生総合戦略、地域活性化等の施策の推進とつながるところもあって、女性が活躍できる社会にともに生きる、ともに創造していくものと思われれます。

そこで、「第3次男女共同参画いきいきプラン美濃～やろまいか！だれもが輝くまちづくり～」の基本目標と特徴はどのようなか、市長にお尋ねいたします。

○議長（山口育男君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） おはようございます。

ただいま、市政クラブの代表といたしまして、森議員より今後のまちづくりについて大き

く4つの項目について御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

先般の施政方針でもお話しさせていただきましたけれども、このたびの市長選挙におきまして、無投票での再選により、引き続き2期目の市政を担わせていただくこととなりました。このことは身に余る光栄であり、改めて責任の重さを痛感しているところでございます。

これまでの4年間、公正・中立、健全財政、市民の皆様との協働・協創、対話と現場主義を基本姿勢として、地方創生の実現に、あるいは市民福祉の向上に全力で取り組んでまいりました。人口減少、少子・高齢化が進む大変厳しい状況ではございますが、2期目の市政運営に当たりまして、これまでの基本姿勢を変えることなく、市民力、歴史・文化、自然などの地域資源を十分に活用しながら、地方創生の実現に重点を置いて、第5次総合計画、あわせて美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる諸施策を着実に実行してまいりたいと思っておりますので、引き続き御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

そこで1点目の御質問であります、2期目に当たってのまちづくりに対する考え方についてお答えをさせていただきます。

一言で言えば市民が住み続けられるまち、さらには笑顔あふれる元気な美濃市づくりをしていきたいということでございます。そのためには、健康年齢の向上など、市民生活の安全・安心、子供を産み育てやすい子育て環境づくり、地域資源を活用した観光交流産業の促進など、地方創生の実現に向けて引き続き取り組んでまいります。

そこで、最初の年となる平成30年度予算につきましては、特に3つの重点項目に力を入れて取り組んでまいります。

1つ目は、健康日本一を目指した元気なまちづくりです。

健康は何物にもかえがたい財産であり、全ての方々が健康であることが望まれます。市の施策を進める上においても、市民の皆さんが元気で活動的で安心して暮らすことができなければ、市の発展は望めません。そこで、健康日本一を目指した健康年齢5歳アッププロジェクトを積極的に展開をしていきたいと思っています。

2つ目は、子供を産み育てやすい優しいまちづくりです。

少子・高齢化が進行し、人口減少に歯どめがかからない中、子供を産み育てやすい環境を整備する必要があります。そこで、特に子育て世代の経済的負担を軽減するため、保育園や幼稚園に通う5歳児の保育支援に取り組みます。

3つ目は、地域資源を生かした魅力あるまちづくりであります。

本美濃紙の手すき和紙技術など世界に誇る3つの世界遺産や、清流・里山など豊かな自然環境とその恵み、歴史ある町並みや貴重な文化財といった美濃市特有の魅力を市民が再認識し、市民の誇りとして次世代へ守り伝えてまいります。そして、これらを磨き、国内外へ発信していくことで、観光客や移住者の増加、産業の活性化を図りたいと思っています。特に古民家の再生や美濃和紙ブランド力強化には積極的に取り組んでまいります。

今後4年間、笑顔あふれる元気な美濃市の実現に向けて、長期的な視野に立ち、まずは市民に美濃市に住み続けたいと思っただくことを第一に考えて、施策を推進してまいりた

いと考えています。そして、住みやすい魅力ある美濃市を発信していくことで、市外からの転入者や観光客の増加を目指し、市外へ流出してしまった若者層にも将来は美濃市で暮らしたいと思っていただける、住みたい、住み続けられるまちづくりを進めたいと考えております。

次に、2つ目の健康日本一を目指したまちづくりに関する質問の1点目でございます。年代別健康モニター事業について、お答えをさせていただきます。

繰り返しになりますけれども、地方創生に取り組むためには、まず市民の皆様が健康でなければなりません。健康は何物にもかえがたい財産です。市の施策を進める上でも、市民の皆さんが元気で活動して、安心して暮らせなければ、市の発展も望めないところであります。

これまで、市におきましては、美濃病院健診棟を活用した人間ドックの推進、がん検診などの受診率の向上、健康フェアの開催や認知症予防のためのオレンジビクス体操の普及、乳幼児医療など福祉医療や小・中学生のインフルエンザ予防接種に係る費用の助成など、健康年齢向上の取り組みを強化してまいりました。また、美濃病院と連携した健康講座ラリーなどの各種生きがい講座も開催をしております。大変多くの方に御参加をいただき、健康に関する知識への理解を深めていただいているところでございます。

しかしながら、森議員も御指摘のとおり、各種健診の受診率がなかなか上がらないことや、さまざまな健康講座や講習を企画しても、参加者の固定が見受けられ、特に40歳から50歳代の方がなかなかこうした健康講座に参加いただけないといった課題が明らかであります。

また、先般、森議員から御質問をいただきましたけれども、フレイル予防の観点からも、若いうちから健康に意識を持っていただき、体の異常に早目に気づいていただき、適切な対処をすることが重要だと考えております。

こうしたことから、健康の見える化ができるような新たな意識啓発の取り組みとして、健康モニター事業を実施することとしました。

この事業は、生活習慣病が気になる40歳代から70歳代の方に、各年代別で男女10名ずつ、80名程度の方に健康モニターとなっていただくものであります。モニターの方に対しましては、年間を通じてからだ改善プロジェクトに取り組んでいただくことで、健康の見える化ができるとよいのではないかと考えております。その後、実績を見ながら、引き続き同様のモニター事業を行うことや、実践したプログラムを市民の皆様にも取り組めるよう広げていくことも考えております。最終的には、市民全員が健康の見える化といったことについて理解をいただき、一人一人が自分の健康は自分で守るということを自覚いただけることを願うものでございます。

制度の中身としましては、現在、最終的な詰めを行っておりますけれども、最初にはモニターの方々の健康状態を確認し、それぞれに必要なプログラム、例えば運動療法あるいは食事療法、食事体験、こういったものを実施していただくことを考えております。実践期間の中間で一度状況を確認し、必要であればさらにアドバイスを実施していくということであり、最終的に、身体状況がどのように改善されたのか、あるいは維持できたのかというこ

とをお示ししていこうと考えております。また、取り組みの結果を公表することで、最終的には市民一人一人が健康に対しての意識を持っていただけるようなことを御期待しております。

なお、モニターの募集につきましては、ホームページ、広報紙などを通じて募集し、5月下旬から事業に着手できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目の質問であります市民わくわくふれあいセンターの建設の見通しと新施設を利用した健康づくりへの取り組みに対してお答えをさせていただきます。

市民わくわくふれあいセンター、仮称でありますけれども、この整備につきましては、平成29年度、今年度に建物の詳細設計を進めておりまして、一応年度末までに完成をすることとしております。

整備を進めるに当たりましては、将来に過度な負担を残さないよう、できる限り外部資金の導入をしていくということをいろんな機会を通じまして申し上げているところでございますが、活用する資金として予定しておりますのは公共施設最適化事業債であります。実はこの事業債の制度要件が変更されたことによりまして、既に策定済みの美濃市の全体の公共施設等の総合管理計画に加えまして、今回、集約対象となるそれぞれの施設の個別施設計画の策定が必要となりました。このため、30年度の上半期中には、集約対象であります老人福祉センター、児童センター、保健センター、勤労青少年ホーム及びグリーンプラザ小倉山の各施設の集約後の取り扱い、例えば建物を取り壊して土地を売却するとか、別な建物と土地を民間に売却するとか、こんなような方針を個別に定めなければならぬとなりましたので、この策定を上半期中に実施をしたいと思っております。したがって、市民わくわくふれあいセンターの建設工事の着工につきましては、平成31年度の外部資金の導入を目指し、着工を予定することとしております。

次に、この施設で行う健康づくりについての取り組みの考え方でございますが、現在の施設計画では、1階に機能回復訓練室、談話スペース、娯楽スペース、遊戯室、児童ルーム、木育ルーム、児童図書コーナー、会議室、防音室、多目的ホールなどを、2階には調理実習室、栄養指導室、健康相談室、問診室、身体検査室、保健指導室、診察室、歯科診療室などを配置することとしています。

例えば機能回復訓練室には、歩行訓練や筋力トレーニングといった健康器具を設置し、自由に使っていただくことを予定しております。また、こうした健康器具を活用した健康づくりの講習会の開催も計画をしたいと考えております。

また、子供からお年寄りまでが一緒に過ごすことのできる施設となりますので、世代を超えた交流もでき、子供たちにはいろいろなことを教えてもらったり、高齢者には生きがいになったりと、心の健康増進にもつながるものと考えております。

次に、3つ目のスポーツを通じた健康増進事業についてお答えさせていただきます。

健康を維持するためには、生活習慣の中に適度な運動・スポーツを取り入れることが重要であります。このため、平成30年度は、市民の皆様がスポーツを通じて心身の健康保持と増

進を図り、健康で活力に満ちた元気なまちづくりを進めるため、誰もがいつでもどこでも気軽にスポーツにかかわることができる環境整備に取り組んでまいります。

美濃市におきましては、現在、スポーツ少年団や体育協会などのスポーツ団体を初め、職場や地域の仲間によるサークル活動や、地域の公民館などが主体となったさまざまなスポーツイベント、あるいは市などが主催する軽スポーツ大会やウォークラリー、健康体操など、子供からお年寄りまで誰もが参加できる数多くのスポーツ活動が行われています。しかし、これらの活動は広く市民の皆様知られておらず、また会場や回数が限られているものもあり、活動自体が知られていなかったり、参加者が思うように集まらなかったり、あるいは対象が限定されているということで、参加したくても参加できなかったというような御意見をお聞きすることもございます。

このため、今後はより多くの皆様に御参加いただき、スポーツの大切さや楽しさを感じていただくとともに、スポーツを通じた健康な体づくりに取り組んでいただけるよう、これらの活動の情報発信や参加しやすい仕組みづくりなどを進めてまいります。また、事業所におけるスポーツを通じた健康増進の取り組みのきっかけづくりとなるよう、曾代体育館で毎年開催しております市民の体力・運動能力テストを市内事業所などを対象に出張開催をすることとしています。さらに、スポーツ少年団活動の活性化や、スポーツの好きな方はもちろん、日ごろスポーツをしていない方にもスポーツの楽しさを知ってもらうよう、スポーツクラブの開催や初心者向けの市民スポーツ教室を引き続き開催するなど、スポーツを通じた健康増進事業を進めてまいります。そして、これらのスポーツ事業を円滑に進めるため、スポーツ推進委員を初め、体育協会やスポーツ少年団、地域や職場で活動されているスポーツ団体、あるいは特定非営利活動法人美濃うだつアップクラブなどと連携し、スポーツに参加する市民をふやし、健康年齢の5歳アップにつなげてまいりたいと考えております。

次に、大きく3点目ではありますが、子供を産み育てやすい優しいまちづくりについてお答えさせていただきます。

そのうちの1つ目であります幼児教育・保育の実現に向けた今後の取り組みについて、お答えをさせていただきます。

子育て環境の充実につきましては、少子・高齢化社会にあって大変重要な施策の一つだと考えています。幼児から大学生まで幅広い子育て世代の支援を拡充することで、美濃市が少しでも子供を産み育てやすい優しいまちになればとの思いであります。

そこで、幼児教育・保育環境の充実に向けた今後の取り組みでございますが、これまでの市の取り組みとしましては、先ほど森議員からも御紹介いただきましたけれども、2歳未満の赤ちゃん紙おむつ助成、病児・病後児保育の実施、プレーパーク・ウッドスタート事業の実施、また地域の子育て支援としましては、24時間対応のファミリーサポート事業、中有知遊童館や各留守家庭児童教室の実施、保育園に設置されております子育て支援センターの整備や木育ひろば事業の実施のほか、健康面では、幼児・児童期からの虫歯予防対策として、歯科健診やフッ化物塗布に加えまして、保育園や小学校でフッ化物洗口も開始をしたところ

であります。また、保育園と認定こども園の保育料につきましては、従前より国の基準額より4割程度の軽減措置を行い、子育て世代の経済的支援を行ってまいりました。

昨年12月に政府が閣議決定しました政策パッケージにおいて、5歳児については平成31年4月から無償化、平成32年度からは、ゼロから2歳児までは低所得世帯、また3歳から5歳児は、保護者の所得に関係なく、認可保育所、幼稚園、認定こども園の利用料を無償化するとされたところであります。

美濃市では、この幼児教育・保育の段階的無償化に先行して、来年度、保育園・幼稚園などに通う市内在住の5歳児を保育する保護者に対し、保育料等の負担額を助成することといたしました。このほかにも、認定こども園や保育所における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止につなげるため、保育士の処遇改善や保育補助員の雇用に要する費用、また特別な配慮が必要な児童の保育に係る保育士の追加配置に要する費用などに対する補助事業を実施し、保育体制の強化にも努めてまいります。

大きな3点目の2つ目であります小学校の英語科実施に向けた取り組みについて、お答えさせていただきます。

最近の急速なグローバル化が進む中で、英語力をつけていくことは重要な課題であります。国際共通語でもある英語力の向上は、将来を担う子供たちに欠かせないものとなっております。

このため、平成32年度から完全実施される学習指導要領では、現在、小学校5・6年生で行っている外国語活動を英語科として新設し、年間35時間の授業を70時間に、また3・4年生には外国語活動を取り入れ、年間35時間の授業を位置づけています。

市では、これに対応するため、また英語教育の重要さという観点から、平成32年度からではなく、移行期間である来年度より、5・6年生には英語科として年間70時間、3・4年生には外国語活動として年間35時間の授業を完全実施してまいりたいと思っております。

実施に当たっては、教職員で構成する小学校外国語教育準備委員会が中心となり、指導計画の検討や指導方法を学ぶ研修会を行い、教師の指導力向上を図ってまいります。また、授業時間の増加に対応するため、AET、アシスタント・イングリッシュ・ティーチャーでございますが、これまでの2名から3名に増員し、担任教師とAETによる複数で授業をする体制を整えてまいります。

これにより、市内の児童が早くから英語になれ親しみ、興味・関心を高めながら英語でのコミュニケーション力の基礎を身につけるとともに、広く海外に視野を広げ、グローバル化する社会に対応できる人材を育成する教育環境を整備してまいりたいと考えております。

次に、3点目の3つ目ですが、老朽化した小・中学校施設の改修等の見通しはどのようなことについてお答えさせていただきます。

市内には、御承知のとおり7校の小・中学校がありますが、校舎の建築経過年数は、40年以上が2校、30年以上が4校、20年以上が1校となっております。また、昭和中学校を除く6校の学校体育館は、築30年以上が1校、20年以上が5校と、いずれも経年劣化による老朽

化が進んでおります。このため、平成27年度に策定した美濃市学校施設長寿命化計画に基づいて、順次、長寿命化を図るための改修を進めているところでございます。まずは最も老朽化が著しい美濃小学校の大規模改修に平成29年度から着手し、平成30年度中に改修を完了する予定でございます。

美濃小学校の大規模改修は、平成29年度に校舎の外装塗装改修及び南校舎西側の2階、3階の教室、廊下等の改修を実施しました。平成30年度には、教室等の内部改修、校内放送・非常用放送などの設備改修、校舎屋上改修を行い、教育環境の整備を図っていくこととしております。

予算につきましては、平成29年度の3月補正及び30年度の当初予算に計上しておるところでございますが、今後は老朽化が著しい学校から順次改修をしていく計画としておりますけれども、厳しい財政状況の中であります。また、改修には多額の事業費が必要になりますので、詳細な調査を実施しながら事業費を精査してまいります。また、安定した財源を確保していくことも必要になりますので、校舎と体育館の同時改修あるいは2校を同時期に改修するなど、効果的に国庫補助金等を得られるようなことも検討し、早急な改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、大きい3つ目の4つ目でありますが、学校給食センターについてお答えをさせていただきます。

学校給食につきましては、安全で安心な学校給食の安定した提供実施をしているところでございますけれども、既存の学校給食センターは稼働から38年が経過し、施設や設備の老朽化、最新の学校給食衛生管理基準等への適合が課題となっております。

現在、関係課で構成する学校給食センター建設調査委員会を立ち上げて、建てかえに向けた調査・検討を行ってきております。この建設調査委員会では、既存施設の課題や近年の学校給食を取り巻く課題の整理及び検討のほか、最近建設されました池田・大野町、岐南町、笠松町の学校給食センターへの現地視察を実施してきております。

具体的には、学校給食を安定して安全に提供するための調理数、あるいはその調理能力、あるいは現在調理に使用しているエネルギー源、主に重油を使用しておりますけれども、ほかにも電気あるいはガスなどもございます。経済性が高く、供給が安定して確保できるエネルギーの検討も行っております。

衛生管理面におきましては、食中毒などの原因となる細菌の繁殖や拡散を防ぐため、床面を水でぬらさないドライシステムの導入のほか、調理の効率化と衛生面を考慮した作業動線、設備配置等に関する検討を行っております。

また、食物アレルギー対応では、通常食からのアレルギー物質の混入を防止するため、専用調理室などの整備を考えてきております。調理した食物アレルギー対応給食を学校給食センターから対象児童・生徒へ安全かつ確実に提供する方法が課題となっております。こういったことも、今、検討の中身に入っております。

また、現在は米飯は外部委託でございますけれども、自前で炊飯した場合、炊き込み御飯

などのメニューをふやすことができることなどのメリットがありますけれども、調理員の増員、こういった課題もあります。こういったいろんな課題を現在出しながら、どういう方向で行くのかということを検討しているところでございます。

また、少子・高齢化社会が進む中で、高齢者に対する給食提供につきましては、高齢者への食物アレルギーなどの持病などの健康状態への対応など、提供に対する安全確保への課題や学校給食と高齢者給食の両方に活用ができる補助金等の財源に対する課題、こういったものも今現在整理をしているところでございます。

また、建設には非常に多額の費用が必要になります。さまざまな財源の調査を行うとともに、学校への配送時間を考慮して、施設の位置をどこにするのかといったところも全般的に現在検討しております。

新たな学校給食センターの整備は最優先課題と考えておりますので、今後はこの建設調査委員会での調査及び検討結果を整理し、施設規模や附帯機能などの基本的な事項をまとめ、それらを踏まえながら建設用地を確保し、将来にわたって安全で安心な学校給食の提供ができるよう早急に進めてまいりたいと考えております。

次に、大きく4点目でございますけれども、男女共同参画の取り組みについて、第3次男女共同参画いきいきプラン美濃の基本目標と特徴についてお答えをさせていただきます。

笑顔あふれる元気な美濃市の実現に向けましては、市民一人一人が健康で子供を産み育てやすい魅力あるまちづくりを重点に取り組むこととしておりますが、この前提として、全ての方が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、かつ性別にかかわらず個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりも引き続き進めてまいりたいと考えております。

市では、男女共同参画社会基本法に基づく市町村計画として、今年度、平成30年度から10年間を計画期間とする第3次男女共同参画いきいきプラン美濃の策定を進めております。

策定に当たりまして、昨年度に市民や事業所を対象に男女共同参画に関する意識調査を実施したところで、その結果、10年前に比べると、特に家庭において、食事の支度や後片づけ、掃除、洗濯といった家事を夫婦で協力して行うという意識が浸透してきております。これは、女性の社会進出に伴って、性別による役割分担意識が薄らいでいることが考えられます。一方で、家庭内で身体的・精神的な暴力、DVと呼ばれておりますけれども、こういったことを受けたことがあると認識されている方の割合もふえてきていることもあります。また、職場における平等感に余り変化が見られないこと、女性が仕事を続けることへの対策が必要であることなどの課題を把握しております。

こうした現状のもと、今年度は関係団体の代表者ら12名の委員から成る男女共同参画推進協議会を開催いたしまして、新たな計画の内容を議論してまいりました。計画案につきましては、1月から2月にかけて1カ月間のパブリックコメントを実施し、市民の皆様から御意見をいただいたところでありまして、今年度中の公表を予定しておりますが、市といたしましては、人口減少が進む中で、性別や年齢などに関係なく、さまざまな分野にできる限り多くの市民が参画し、お互いに支え合っていくことが必要であるとの考え方から、ともに歩み、

ともに支え合い、誰もが活躍できる男女共同参画社会の実現を基本理念として、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり、男女がともに活躍できる環境づくり、男女がともに担う地域づくりの3つの基本目標を掲げて、市民生活にかかわる幅広い分野で各種施策を展開することといたしました。

また、第3次計画には、市の現状を踏まえ、2つの特徴を持たせております。1つ目は、計画の一部をDV防止法に基づく美濃市DV防止基本計画に位置づけ、医療機関や警察などの関係機関と連携した相談窓口、支援体制を明確化したことです。2つ目は、家庭と仕事の両立や男女平等の職場づくりを推進することとした部分を、女性活躍推進法に基づき、美濃市女性活躍推進計画に位置づけ、ワーク・ライフ・バランスの実現や子育て・介護支援環境の整備、男性の家事・育児の参加の促進、男女が働きやすい職場づくりなどを市役所も一事業所として率先して取り組み、事業者などへ啓発をしていくこととしたことであります。

副題でございます「やろまいか！だれもが輝くまちづくり」については、基本理念に沿った美濃市らしい計画にしたいとの思いで、協議会の委員の皆様で検討いただいていたのでございます。

今後、教育機関を含む市の関係部署が連携することはもとより、市民、事業者、地域団体など全ての方々が一体となって、市民一人一人が自分らしく生きることが出来る地域社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

[11番議員挙手]

○議長（山口育男君） 11番 森福子君。

○11番（森 福子君） 御答弁ありがとうございました。

今回の代表質問は、平成30年度の予算に向けたソフト事業、そして以前から継続しておりますハード事業について、市長のお考えや進めていくことについて御質問をいたしました。

特に健康について、健康日本一を目指した元気なまちづくりについて、健康は何事にもかえがたい財産、そして市の施策を進める上でも、市民の皆様が元気で活動的で安心して暮らすことができなければ市の発展も望めません。全く同感でございます。今後、こうした健康についての事業をしっかり進めていただくことをお願いいたします。

おおむね了解といたしますが、3点目の子供を産み育てやすいまちづくりについての4つ目、学校給食センター建設の見通しはどのようなかについて、要望をさせていただきます。

市長の答弁にもありましたように、非常に新たな学校給食センターの整備は最優先課題として考えておりますと述べられております。そういう中で、さまざまな検討事項等を今この答弁でお答えいただきました。非常に努力されているということは理解いたしておりますが、やはり今回の質問に対して具体的な整備に向けた答弁と感じ取れないということが今の私の思いでございます。今後、いただいた課題をこれから1つずつクリアして進めていくという考え方の中で、例えば3年度中に建設用地の取得と、こういうふうに積極的に進めていただくことを要望いたしまして、私の代表質問を終わります。本日はありがとうございました。

○議長（山口育男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一般質問に入ります。

一般質問に先立ち、7番 辻文男君より資料の配付依頼がありましたので、これを許し、お手元に配付してあります。御承知をお願いいたします。

7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） おはようございます。

質問に入る前に、一言お断りをしたいと思います。

発言通告書は、私は一問一答で答弁を求めるものを市長としてお願いしたんですけれども、一括質問で答えたいということがありまして、私は今回はどうしても市長に答弁をいただきたかったので、一括質問で受けました。そういうことで、ちょっと最初、私のほうの発言が一方的にしばらく続くと思いますけれども、しばらくの間の御清聴をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、発言通告に従ひまして、一般質問2点を一括質問にて行ひ、武藤市長に答弁を求めます。

今期定例会の冒頭に市長が述べられました施政方針は、平成23年に10年の計画期間をもって定められたまちづくりの最上位計画、美濃市第5次総合計画の基本構想に基づいて、前期5年、後期5年の2期に分けた基本計画をさらにブレークダウンし、毎年見直しの上、3カ年のローリングということで作定された実施計画をその原点としています。

平成30年度の施政方針では、武藤市長1期目に当たる4年間の総括から始まりまして、今年度の主な出来事、世界経済の情勢、国の予算、県の予算、地方財政計画、持続可能な財政運営について触れられ、市の予算規模を笑顔あふれる元気な美濃市の実現を目指した予算として、主要施策について3つの重点項目と5つの分野について、対話と現場主義、そのもとで市民の声に耳を傾け、現場で確認し、行動に移す、そのことを基本にした事業実施に向け、住みたい、住み続けられる活力ある美濃市づくり予算として具体的かつ詳細に説明をされました。まさに武藤市政の第2期目に当たって、4年のスパンを見据えた施政方針であると受けとめさせていただきます。

と同時に、この2期目は、次の世代へバトンを渡すべく美濃市第6次総合計画を策定するという非常に重要な4年でもあります。特に持続可能な財政運営につきましては、厳しい財政状況であることを踏まえ、限られた財源の中で、市民生活の安定や将来への投資は積極的に実施をし、選択と集中の観点に立ち、真に必要な施策の展開を図り、あわせて徹底的に行財政改革を進め、費用対効果を検証し、事業のスクラップ・アンド・ビルドや行政コストの縮減、将来の世代に過度の負担を残さない施策の選択など、そういったものによって持続可能な財政運営に努めるというふうにつながっております。さらに、施政方針の最後には、これ

までの手法・慣例が本当に正しいのか、無駄がないのか、ほかにもっとよいやり方はないのかということを探る姿勢、「殻を破る」を合い言葉に一丸で取り組むという決意も述べられています。

昨年9月定例会後の10月にいただきました平成30年度予算編成方針についてにおいても、基本方針の1. 真に必要な施策を推進するための施策と事業の選択による予算の重点化の中で、事業の費用対効果を検証した上で、必要不可欠な事業の優先順位づけを行い、特殊要因を除き、原則として平成29年度当初予算額対比ゼロシーリングとすると明記されていました。まさにおっしゃるとおりだと思います。

市民は、議決された事業について報告があっても、どのような経緯を経て、市民が望み、期待している事業が決定され、適切な予算が組まれ、執行されていることについては、なかなか知ることができません。行政や議会を信用して見守っているにすぎません。市民の自主的な勉強機会として毎月開催されている財政カフェでも、興味深く真剣に理解をしようとする方がお見えになります。

やはり一つの施策を策定するとき、現在から将来に向けての必要性はとても大事な視点ですが、今まで行ってきた数多くの施策について、その成果はもちろんのこと、なぜを繰り返し、どこがよかったのか、それでも改良すべきところはなかったのか、費用対効果は求める要求を満たしていたのか、継続すべきか、だとしたらいつまでを期間と定めるのかなどなど、多くの検証課題があり、この課題に対してどのように取り組むのか、まさにPDCAのC（チェック）に裏づけられたA（アクション）こそ、予算の出発点にならないといけないと思っています。

この点を重点とした予算編成から費用計上まで取り組まれた結果として、今議会に上程されました平成30年度一般会計当初予算は29年度当初予算対比1.2%増とはなりましたが、提出予算にまとまるまでには大きな苦労を伴ったものと推察し、これから始まる予算審議には誠意を持って臨みたいと思っています。

こうした状況を踏まえ、武藤市政2期目の船出に当たり、施策方針の中で費用対効果を検証し、事業のスクラップ・アンド・ビルドなどにより持続可能な財政運営に努めると述べられていますが、上程された平成30年度当初予算において、スクラップ・アンド・ビルドにより構築された新規事業にはどのようなものがあるのか、これを第1点の質問にしたいと思います。

次に、2番目の大きな質問の題目として、市として取り組む課題について述べたいと思います。

今議会で審議いたします平成30年度当初予算の主要事業には、民間活力をキーワードとして、市民の皆さんを初めとする多くの方々の参画や協働により、魅力あるまちづくりを目指しながら観光誘客を図る、そういった施策が盛り込まれています。いろいろと工夫を凝らしながら観光を目玉にして国内外の観光客を誘致しようとする施策ですが、観光客の目線でこの美濃の市街地を見た場合にはどうでしょうか。自家用車や観光バス、長良川鉄道、加えて

名古屋・岐阜方面からの高速バス等を利用してうだつの上がる町並みへ足を踏み入れたとき、現在の状況でお越しになった観光客の皆さんに満足していただき、また来よう、また来てみたい、そういうリピーターとなる獲得につながるには、何か物足りなさを感じる方も多いのではないのでしょうか。

この2番目の質問では、観光客を迎えるに当たって、こうした現況を考察した中で行政として取り組むべきと考えられる課題を4つほど上げました。その4点についてどのように考えているかについて、それぞれ答弁を求めたいと思います。

配付してありますこの地図を見ながら、また聞いていただけるといいかなあというふうに思っておりますが、市街地を美濃駅から大体美濃橋までが見えるようなものになっておりまして、中央に目の字が配置されまして、ハート型のものが今観光の施設というような形で見られているような部分です。黄色いハートに緑で囲んであるのが、これから整備を予定されている旧松久邸であったり、旧須田万右衛門邸であったり、あるいはもう営業を間近に控えている**b a i s o n**という宿泊施設であったりというものです。緑色の四角は、現在使われている無料の駐車場の場所です。ピンクの四角は、協力金という形で有料化という形の試行運営をされている駐車場になります。白にピンクで囲ってあるのは、市民わくわくふれあいセンターでは300台ほど駐車場が要ということで、そこも当然駐車場になるだろうということで、想定枠で囲んであります。もう一つ、ちょっと見づらいですが、星印は公衆トイレということで、これは観光地図の案内なんかにも載っているものです。もう一つ、写真が見えますのは、観光協会のところから下のほうをちょっと見ていただいた永重町の通りの様子でございます。こんなものを見ながら、またこれからの質問を聞いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

2番目の質問の第1点になりますが、旧牧谷街道と川湊灯台、美濃橋、小倉公園を周遊する散策コースの整備についての質問です。

ただいまの地図でいうと、この細長い、ちょっと曲がっていますが、こういう形のところを見ていただきながら聞いていただきたいと思います。

目の字地区には、うだつの上がる町並みと和紙を扱ったお土産や飲食できる店舗があり、ゆっくりとした歩調で散策しながら、落ちついた雰囲気味わっていただけるというふうに思っております。

今年度に完成する施設ではありませんけれども、道の駅「にわか茶屋」の隣接地に誘致が進められているホテルや、旧松久邸を改修して宿泊や和紙に特化した商業施設、既に内覧会を終えた**b a i s o n**、旧須田万右衛門邸も民間に委ねた観光客を対象にする施設に生まれ変わる計画があります。黄色のハートに当たる部分ですね。

宿泊するお客さんは、私たちがそうするように、宿泊施設を起点に1時間程度以内で散策をし、土産物を物色したり特産品を口にするなど、そういった楽しみを持っています。目の字地区だけでは、宿泊した翌日の朝にはもう手持ち無沙汰になってしまっていて、早くチェックアウトして次のどこかへ行こうということで、郡上や飛騨の方面へ向かわれることになって

しまうのではないかなあというふうに思っております。

b a i s o nと道の駅「にわか茶屋」の隣接地に誘致が進められているホテルの宿泊客を例にとって考えた場合に、朝食前に、あるいはチェックインしてから夕食の前までに、永重町から殿町、港町を抜けて、川湊灯台から美濃橋まで歩いて、帰りに岩陰遺跡あたり、あるいはそのあたりから小倉公園の歩経路、もしくは河鹿荘さんのところから市道をさかのぼりながらトンネルを抜けて文化会館まで来て、また本住町方面を経由してそれぞれの宿泊のほうへ戻っていくと。ホテルの場合は、ほぼこの逆のコースをたどって、美濃橋のほうからスタートしていただいて、目の字を一部経由して、また戻ってみると、こんなふうにコースをとられるのではないかなあというふうに思っております。春には桜、夏の早朝には朝霧漂う河畔、秋にはもみじに彩られ、それぞれ四季折々の変化に感動していただける、そんなコースではないかと思えます。

そういったコースができていくわけで、第5次総合計画の基本構想に基づいた美濃市都市計画マスタープラン、美濃市景観計画、日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想、美濃市歴史的風致維持向上計画にそういったコースが示されていますが、残念ながらこれは継続した事業になっておらずに、絵に描いた餅とは言いませんが、なかなか継続した状態にはなっておりません。

そこで、これらの整備についての考えをお聞きするのが1番目の質問になります。

2番目の質問の2つ目になるのは、市営駐車場の管理・運営についての質問です。

観光誘客で成り立っているほとんどの観光地には、立派な駐車場が整備されていることが当たり前です。市営も民間も目玉になる施設に上手にアクセスできるような駐車場が配置をされております。

美濃市の場合はどうでしょうか。今、この地図で緑の四角とピンクの四角あたりをちょっと見ていただけるといいと思いますが、あるにはあるけれど、施設の性格によって市民生活課と美濃和紙推進課の管轄に縦割りをされた管理で、観光広場と加治屋町の駐車場には協力金を設定して、それ以外の以安寺山、殿町、小倉公園、本玄寺の横、文化会館、あかりアート館裏、広岡町などは無料で誰でも自由に駐車ができる、そういった場所になっています。

観光で訪れた皆さんは、どこに駐車をされているのでしょうか。全ての駐車場を案内する看板や標識が設置されていることもなく、それでも問題が起きていないのは、入り込み客が少ないからでしょうか。これから観光誘客を掲げた施策を進めていく上で、必ず駐車場の問題が出てくることは予見できると思います。

私もこれまでの一般質問で、駐車場の管理・運営に関しては、有効活用し、維持管理費を捻出する上でも有料化を進めるべきであるという提案をしてきましたが、さきにも述べましたように、協力金をお願いする駐車場を試験運用するというところにとどまっており、有料化への進展も、一元管理についても、なかなか進んできませんでした。

ここに来て、その原因に思い当たりました。担当課が縦割りになっているために、非常に視野の狭い、そういう狭義な視点に立っての調整しかできていないということに原因がある

のではないかというふうに思い当たりました。

今、整備が進んでいる（仮称）市民わくわくふれあいセンターでは、駐車場台数を300台確保するために区画整理組合から用地も購入しています。現状のような管理・運営の状況を続けていけば、また沿線・近隣の市民の人が我が物顔で駐車をすることになってしまって、市税を投入して行う誘客推進が軌道に乗ってくる近い将来には駐車場問題が浮上してくるものと考えられます。

そこで、先を見据えた駐車場の管理・運営についての考えを質問するのが2点目です。

3つ目の課題については、狭隘な道路の電線地中化、いわゆる無電柱化についての質問になります。

この質問の最初に述べた旧牧谷街道の中でも、観光協会から坂をおりて国道に至る永重町の市道は大変狭く、道路整備が進められて、側溝の内側、つまり道路上に電柱が立っています。

ちょっと見づらいかもわかりませんが、この地図にある写真が、まさに観光協会から国道のほうを見たところですが、遠くに、小さいですけど、車が通っているのが見えるんですが、見た目でもなかなかスムーズに車が通れないし、そんな写真です。永重町の市道を国道方面に見た写真を見ていただければと思います。

私も結構この通りを車で通りますが、前方に対向車が見えると道路いっぱいまで車を幅寄せしてすれ違いますが、歩いている方が見えるときには、徐行するのはもちろんですが、その方も電柱の陰に身を隠すようにして車を避けておられます。周りの景色や建物に気を奪われながら歩かれる観光に来てくださったお客さんには、まさに危険を肌で感じる、そういう道路になるに違いないと確信できるほど通行しづらい道路になっています。

国道を越えて川湊灯台に至る殿町や港町の坂道にある電柱も、また歩行者と車両には通りづらい障害物になっています。

道路の拡張は到底できない状況下で、この問題を解決するには、電柱を撤去し、電線を地中化するなどの無電柱化事業が必要だと考えます。無電柱化による都市景観向上については、国土交通省も推奨しており、現在パブリックコメントにも上がっています。この無電柱化事業では、とても高額の工事費が必要になる事業ですが、一度に進めるのではなく、数年がかりで取り組む事業として考えるべきでしょう。

近隣では、美濃市の町並みと共通点が多い犬山市が約8億円をかけて電線地中化を行っていますが、このとき電線地中化の参考になったのは目の字地区の無電柱化事業だったともお聞きしました。当初猛反対があった事業だったと聞いていますが、最近の犬山市の観光入り客数は急激に伸びており、この電線地中化の決断・実行が引き金となり、誘客に大きく役立っていると、現在の山田市長さんの言葉として実際にこの耳で聞かせていただきました。

犬山市の数年前の状況は、観光客のさらなる増加を願っている今の美濃市の状況に酷似している点もあり、美濃市における無電柱化施策は将来の観光誘客増加に向けて呼び水の予感さえします。

そこで、永重町の道路に見るような狭隘道路において、人にも車にも優しい無電柱化事業についての考えをお聞きしたいのが3番目の質問です。

2番目の質問の最後は、公衆トイレについての質問になります。

観光地で訪問客の一番意見の多いのがトイレということをよく耳にします。実際のところ、お年寄りや障がいをお持ちの方々にとってトイレ問題は深刻です。股関節に障がいを持つ私にとっても、トイレの状況は常に気になるところであります。

気がかりといえば、一般的には和式か洋式かという点だと思われそうですが、観光地に限って話題になるのはトイレの清潔さだと言われています。

観光誘客を図る美濃市にとって、やはりこのトイレ問題にしっかり取り組んでおく必要があるとの考えから、この最後の課題として取り上げました。

星のマークで示してあります。

目の字地区を中心に、誰でも利用できる公衆のトイレは、設置する数としては特段の問題はないように感じています。しかし、トイレの内部の状況については、小まめな清掃はもちろん、季節の花を飾るなど、そういったおもてなしの心があふれ、清潔感あふれるトイレには至っていないような気がしています。小倉公園のトイレも、乳幼児用に使うベッドは、マットにしみが目立ち、鉄製の骨組みは塗装が剥がれたりさびがあつたりして、ちょっと利用する気にはならないように感じます。また、旧美濃町駅のトイレは、利用する気にならないトイレになっています。

故障の処置や破損に対する修繕は、即対応が求められるということは言うまでもありません。現在の管理は、公園の職員さんやシルバー人材センターへの委託管理になっているようですが、常に100%気持ちよく利用・使用できる状況を維持する必要があると思います。

こういった現況を踏まえ、これからの公衆トイレの維持管理について、取り組みについての考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山口育男君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 辻議員から大きく2点について御質問いただきました。

最初に、施政方針と市の予算編成についてお答えをしたいと思います。

まず、平成30年度の市の予算編成に当たりましては、1つ目に、真に必要な施策を推進するための施策のバランスと事業の選択と優先順位ということで予算の重点化を図ると、2つ目には、総合計画後期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進と、そして3つ目には、行財政改革の推進による持続可能な財政運営と、こういった大きな3つの基本方針に基づいて編成を行ったところであります。

地方創生のもと、市の人口減少対策、地域経済の活性化対策を意識しながら、美濃和紙の伝承、健康年齢の向上、子育て環境改革、地域活力の創出などをテーマとして、市の特色を生かした事業、あるいは将来の発展と魅力あるまちづくりにつながる事業について、限られた財源の中で重点化を図り、効果的な施策となるよう事業展開をしていく予算としたところであります。

特に3つの重点項目として、健康日本一を目指した元気なまちづくり、子供を産み育てやすい優しいまちづくり、地域資源を生かした魅力あるまちづくりにつながる事業に優先的に予算配分を行ったところであります。

今回の予算につきまして分析をしてみますと、一般会計の全体予算93億9,600万円のうち、人件費や生活保護などの扶助費、公債費の義務的経費、介護保険や後期高齢者医療や下水道事業などの特別会計への拠出金、病院事業などの企業会計への補助金など、経常的な経費や、デマンドタクシー事業や小・中学校での少人数指導体制充実のための経費など、欠かすことのできない事業が多くあります。普通建設事業費を除くこれらの経費は82億7,000万円ほどとなり、全体予算の88%を占めております。残りの12%の普通建設事業費の中におきましても、美濃小学校大規模改造事業や美濃橋修復事業など、継続的に財源が必要となる事業が含まれており、限られた財源の中、裁量の働く予算は非常に限られているのが現状でございます。

予算査定に当たりましては、事務事業評価のもと、スクラップ・アンド・ビルドを基本方針に掲げ、予算編成に取り組んでおりますけれども、実質的には見直しのできる事業は限られているのが現状であります。

このような現状でありますけれども、新年度予算の中では、花とリサイクル運動推進事業など類似事業の統合、各種協議会の加入の見直し、これは実質は加入から外れるということでもありますけれども、見直し、各種委託事業の業務内容の見直しによる経費の削減、細かい見直しの積み上げ、削減額としては、今年度で廃止した交通災害共済事業を含めまして18件、総額で1,300万円ほどとなっております。こうした詳細な見直しをしながら、健康年齢5歳アップ事業の充実や5歳児の保育料の支援、小学校での英語教育の強化など、新しい事業を展開し、元気で優しい魅力あるまちづくりにつなげる予算としたところでございます。

今後も、限られた予算ではありますが、国・県など外部資金の確保を目指しながら、地域の特性を生かした魅力ある事業や将来の美濃市につながる事業、市民の安全・安心につながる事業などにつきましては、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大きく2つ目の、民間活力をキーワードとして観光誘客を図る施策が盛り込まれているが、観光客を迎えるに当たっての課題についての御質問をいただきました。

最初の1点目でございますが、旧牧谷街道と川湊灯台、美濃橋、小倉公園を周遊する散策コースの整備についてどのように考えるかということでございますけれども、美濃市では従来から、美濃和紙とうだつの上がるまちをテーマに、伝統的建造物が立ち並ぶうだつの町並み整備と和紙の里である牧谷地区に美濃和紙の里会館の整備を行うとともに、美濃橋、洲原神社、大矢田神社などの文化遺産や、清流長良川、板取川、片知溪谷などの豊かな自然を生かした観光振興の施策を推進してまいりました。それに加えて、平成26年11月には本美濃紙が日本の手すき和紙技術としてユネスコ無形文化遺産に登録され、その後、曾代用水が世界かんがい施設遺産に、「清流長良川の鮎」が世界農業遺産というふうに認定をされてまいりました。

現在は、これらの従来からある資源に加えまして、地域資源を最大限に活用した観光産業の振興を推進し、美濃市への観光誘客と地域の活性化に努めているところでございます。

そこで、周遊コースの整備ということでございますけれども、平成19年度から22年度にかけて、伝建地区から道の駅「にわか茶屋」までの道路延長約1.3キロメートルのカラー舗装の施工を初め、自転車での周遊者向け案内標識等を設けてきたところであります。

平成23年には、旧牧谷街道、川湊公園周辺地域を含む市域全体の特有の歴史や文化、伝統的活動を一体的に捉え、整備促進を進めるため、美濃市歴史的風致維持向上計画を策定し、この計画に沿って、少しずつではありますけれども、整備に努めているところであります。

平成25年には川湊公園内の水車小屋の改築工事、平成27、28年度にかけては、小倉山トンネルから美濃橋までの道路の舗装工事、平成28年度から29年度にかけては、岐阜県の支援を受け、川湊公園のあずまやとトイレの改修、駐車場の新設、案内看板の設置及び小倉山斜面の雑木の伐採、並びに350年前の曾代用水の原形をとどめている立ヶ岩を見ていただけるよう展望デッキの設置を行ったところでございます。

さらには、平成28年度から31年度末を目標に、現在、重要文化財である美濃橋の保存修理工事を進めておるところであります。

また、小倉公園につきましては、平成11年度に展望台が建設され、平成12年度には大規模駐車場等の整備、桜の植栽などを行っておりますが、来年度は都市公園全体の長寿命化計画を策定いたしまして、その中で公園のあり方や施設などの更新と、こういったものの検討をしてみたいと考えております。

大きく観光に係る2つ目の質問でございますが、市営駐車場の管理・運営についてどのように考えるかということでございます。

現在、市の管理をしている駐車場は、観光ふれあい広場、小倉公園駐車場など、うだつの上がる町並み周辺に10カ所、約500台分のスペースを持っております。特に観光客を専用としている駐車場はございませんけれども、いずれの駐車場も一時的な利用は可能となっております。

以前は、観光客が駐車場を探し、目の字通りを多く通過をしておりましたけれども、目の字通り入り口に臨時駐車場の案内看板を設置したことから、現在はスムーズに誘導ができていると考えております。また、観光協会が中心になりまして観光マップが作成され、駐車場の位置が示されているところであります。

なお、美濃まつり、あかりアート展、クラシックカーミーティングなどの大型イベントの開催時には、駐車場の絶対数が不足していますので、台山広場の駐車場や民間にもお願いをして対応をしているところでございます。

特に観光客の皆様からは、駐車場の不足についての問い合わせをいただいたことはございませんが、市の管理している駐車場は、旧今井家、あかりアート館来館者用、文化会館来館者用、小倉公園利用者用など、それぞれ目的に基づき担当課が管理をしていることから、無料・有料など、一元的な管理運営となっていないのも現状でございます。また、無料駐車場

を車庫がわりに利用されている方も散見されまして、注意チラシあるいは広報でのお願いを行っておりますけれども、その対応に苦慮しているのも現状でございます。

現在、関係課で協議を重ねておりますが、原則として、観光客が一時的に利用できる駐車場につきましては、管理運営の一元化を図るとともに、民間活用の方向で検討してまいりたいと、このように考えております。

2つ目の観光に関する3つ目の御質問であります狭隘な道路の電線の地中化について、お答えをさせていただきます。

無電柱化につきましては、道路の防災性の向上、あるいは安全・快適な通行空間の確保、良好な景観の形成、こういったもので観光振興などに資するものであるということで認識をしております。市としましても以前より無電柱化について検討をしておるところでございます。

その中、美濃橋のすぐ上流で長良川を横断していた電線を撤去していただけないかということで中部電力にお願いをしましたところ、昨年10月に撤去をいただいたところでございます。

また、御指摘の旧牧谷街道以外におきましても、美濃まつりで花みこしとか山車でにぎわう広岡町の交差点、小倉公園からうだつの上がる町並みへの文化会館前の交差点、こういったところにつきましても無電柱化が必要であるのではないかと考えておりますが、無電柱化の整備方法については2つの方法がございまして、一つは電線の共同溝方式といたしまして、電線とか電話線とかそういったものを一つの溝の中に埋めるという工法。もう一つは、裏側へ電柱を持っていきまして、民家の軒下等を活用して行う方法ということで、無電柱化につきましては2つの方法があるわけですが、いずれにしましても、電線地中化につきましては非常に多額の費用がかかるということと、事業者が実施をしてくれないということで行政も相当程度の負担をしなきゃならんと、こんな課題がございまして、もう一つの電線を裏側へ持っていくということにつきましては、民間の家の軒下を違う方の電線が通ると、これもまた一つ大変難しい問題でございまして、非常に配慮が必要と、協力が得られるのかと、こんなようなこともございまして、なかなかどれをとっても十分にできるというふうにないのが現状でございます。

したがって、現在、国のほうもこれにつきまして非常に危惧をしております。日本全体の電線の地中化率が非常に低いということで、今、国のほうはもっと安易に電線の地中化ができないかということで検討がなされておまして、今、たしか筑波だと思っておりますが、筑波のほうで電線の地中化の方法を考えています。例えばトラックが通ってもその電線の地中化に問題はないのかと、こんなこともやられておりますけれども、実はこういった管の中に電柱を入れて30センチぐらい埋めればできると。ただ、その場合、大型トラックが通っても電線に問題はないと、こんなようなことの調査がされておりますので、もうそろそろその結果が出るのかなあと私も期待をしておりますけれども、そういったことを、実験が成功したならば、安易に低価でできるということがなされますので、その結果を見ながら無

電柱化にも取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

そして2つ目の4つ目でありますけれども、公衆トイレということであります。

特に我々も、議員の言われたとおり、観光地へ行ってトイレが汚いという、やはりちょっと気分が悪くなるなあと、これは十分認識をしているところでございますけれども、現在、観光客に供するためのトイレにつきましては、観光ふれあい広場、泉町ポケットパーク、観光協会、小倉公園、道の駅、神洞ほたるの里公園、運動公園など、計19カ所に公衆トイレを整備しているところでございます。また、トイレが利用できる観光施設には、旧今井家住宅、美濃和紙あかりアート館、和紙の里会館など6カ所でございます。

なお、トイレには、洋式、和式の便器のほか、ベビーチェア、ベビーシート、車椅子用の手すりなどを設置しておりますが、老朽化した施設につきましては、必要に応じ、随時改修を行ってきているところであります。

また、清掃や消耗品の補充など日常の管理につきましては、市が直接管理したりシルバー人材センターに委託したりして管理をしておりますが、できるだけ利用者の方が快適に利用できるように心がけているところでございます。

今年度は旧今井家住宅のトイレを洋式に改修いたしました。他のトイレにつきましても、高齢者等から洋式化の要望も多くお聞きしておりますので、順次改修を行っていきたいと考えております。

今後も、利用者の方に気持ちよく使っていただけるよう、十分な注意を払い、施設の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 丁寧に答弁いただきました。ありがとうございます。

2番目の観光客を迎えるに当たっての課題についての答弁について再質問したいと思しますので、よろしくお願ひします。

散策コースの整備について、それぞれのポイントにおいては整備に着手されているという状況を答弁いただきました。それぞれの拠点をつなぐ全体のコースということで一体的な取り組みについての今後の考え方、及び小倉公園の長寿命化計画策定の予定があるという答弁をいただきましたが、策定をする予定の計画の中に観光誘客につながる内容があるのかどうか、あるならその概要について、この2点をお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（山口育男君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 旧牧谷街道の周遊コースの一体的な取り組みという面につきまして、あるいは長寿命化計画の策定につきましての質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

それぞれの拠点をつなぐ全体コースということにつきましては、平成23年度に、歴史的景観の保全・活用、美濃和紙の保護と和紙の里の活性化などにより、誰もが訪れたいくなる元気で魅力あるまちを創出するために、歴史的風致維持向上計画を策定しております。

その中で2カ所を重点地区として整備をしておりますけれども、1つ目は城下町上有知地区で、この地区では、重要伝統的建造物群保存地区と旧牧谷街道、港町の長良川を含む川湊地区及び小倉公園を含めておるところであります。もう一つは和紙の里牧谷地区でありまして、長蔵寺及び紙屋、川屋、歴史的価値の高い建造物等が所在する蕨生、上野地区、及びそれに面した板取川の河川地区であります。

城下町の上有知地区では、先ほどの説明のとおり、道路のカラー舗装、川湊公園の改修、美濃橋の保存修理、須田万右衛門邸の活用につきましても現在進めているところであります。

こういった拠点につきましては、今後、観光パンフレットに掲載をしていくとともに、観光客が道に迷わないように、例えば道の駅に総合案内看板の設置や、道路には案内標識の設置なども検討する必要があると考えております。このように、観光客への情報提供に努めていくことによりまして、一体的な取り組みについてやっていきたいというふうに考えております。

また、2つ目の小倉公園の長寿命化計画についてでございますが、国土交通省では、特に都市公園の施設の老朽化ということの問題としておりまして、公園施設の計画的な維持管理方針を定め、安価なコストで施設・工作物の補修・更新を図ることを目的に、各自治体に対しまして公園施設長寿命化計画の策定を推奨しております。

この計画を推奨することにより、例えば本市において、小倉公園では、野外ステージや展望台、トイレ、遊具等が対象になりますし、曾代運動公園では、体育館、プールなどの公園施設を補修・更新する際の費用が補助金の対象となるとされております。

現在、来年度予算の中で御審議をお願いしているところでございますけれども、本市におきましても、この計画を策定することによりまして、都市公園施設の遊具あるいは各種施設の補修、維持、改修、新築はだめですけれども更新と、こういったものに対応していけるようなことを考えております。この中で、観光誘客という点も十分に念頭に置きまして、計画としていきたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 今回の質問に対する私の所見及び期待すること並びに提案について述べたいと思います。

最初の施政方針についての答弁では、交通災害共済事業の廃止による繰出金を初め、18件、総額1,300万円ほどの成果を上げたものの、しかしスクラップ・アンド・ビルドといっても実質的には見直しのできる事業は限られている、そういう状況であるということは理解しましたし、新規事業に取り組むとしても、非常に自由度の厳しい予算編成になっているということもあわせて理解をさせていただきました。

2番目の観光客を迎えるに当たっての課題についての答弁では、1つ目の散策コースの整備については、再質問の答弁もあわせ、散策コースを道の駅に総合案内看板、道路には案内標識などの設置をそれぞれ検討して、観光客への情報提供に努めるということですので、私

のほうとしては、提案として、散策コースを一体化して取り組む一つの方策として、例えばこの周遊コースに名称をつける、あるいはそういったものを公募すると、こういったことで皆さんの関心を集めたりするというのも一つの方法だと思いますので、提案をさせていただきたいと思います。

また、小倉公園の長寿命化計画においては、国交省の補助金交付の対象として公園施設の補修・更新を考えてみえると、計画策定の折には観光誘客の観点も取り入れて臨むという考えを聞かせていただきました。

美濃橋方面から小倉山トンネルのほうに上っていきますと、手前のトンネルの左側に公園の遊歩道につながっていく歩経路があります。現在では余り使われていないので、ちょっと石段が登りにくいような状況になっているんですけども、こういったところも長寿命化計画の策定をされるときには遊歩道と歩経路をつなぐような整備をやっていただきますと、また一つコースのバリエーションがふえまして、こういったところもぜひ策定するときには対象として考えていただきたいということをお願いしたいと思います。

2つ目の駐車場の管理・運営につきましては、一元化を図るとともに民間活用の方で検討するという、今まで私も懸案事項であったんですけども、非常に前向きな答弁をいただいたということで、これからの進展に大きな期待をするところであります。

市営駐車場を有料化すれば、これに誘発されて、市街地に点在している空き地など、こういったところも、民間の方も、みんな有料ならうちの空き地も有料にすれば便利なところで使ってもらえるなど、こういったことも考えられますので、利便性のよい駐車場を観光客の皆さんは使われながら、一石二鳥の相乗効果になると思いますので、ぜひこの辺も含めて検討いただきたいと思いますと思っております。

この場合、来館者だとか利用者向けの無料の駐車場として扱っている、そういったところには、例えばですが夜間の施錠とか、日中には駐車券を配付して、できるだけ公平性のある、そういう有料駐車場の利用を阻害しないという措置も考えていただく、これもまた一つ提案しておきたいと思います。

3番目の狭隘な道路の無電柱化については、将来的には無電柱化に向けて取り組みたいという答弁がありますので、これはできるだけ早期を期待したいというところにとどまると思います。

国交省で行っている検討結果を見ながらという点に関していえば、先が見えないともとれるわけで、めどという見通しをつけないと時間だけずるずる流れていくということになるのは世の常ですので、とにかくやっぱり目標を持ってやっていっていただけると。

とにかく、今、この武藤市政の2期目の4年というのは、5次総合計画の締めくくりの4年であると同時に、6次計画策定のための4年でもあるという、そういう重要な節目の4年となりますので、この任期内にそういった方向性を決定するという英断を期待したいと思い、またそれを見守っていききたいというふうに思います。

最後の質問、公衆トイレについては、日常管理においては、市が直接管理をしたりシルバ

一人材センター等への委託によって管理をして、利用者が快適に使えると、こういうような状態を維持していくという答弁をいただきました。

管理業務の委託ということになる場合には、清掃だとか消耗品の補充が主となるわけで、おもてなしの心、そういったものにつながる観光客が一番評価をするトイレ内の美化、こういったものを一つそういう業務契約の内容に含ませるという、そういうちょっと進んだ委託契約、こういったものも展開していただけたらというふうに、ここにも期待をしたいと思えます。

最後に、何度も繰り返しますが、この武藤市長2期目に当たる4年間というのは、第5次総合計画のまとめの4年であり、6次総合計画を策定する大事な4年、今後の美濃市を占う重要な4年になるというふうに認識しております。いろいろ予算的にも大変な部分はあると思いますが、継続をして少しずつでも続けていく、それが将来の美濃市の発展に大きく寄与していく、そういう4年の礎になる、そういったことをお願いしたいと思えます。この点を市長には常に意識をいただいて、市政運営の陣頭指揮ということでお願いしたいと、こういうことを申し上げて私の一般質問を終わらせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（山口育男君） これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。
休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 庄司義廣君。

○8番（庄司義廣君） 皆さん、こんにちは。

私は、発言通告に従いまして、一問一答にて一般質問を行います。

猿による農作物被害対策についてで、産業振興部長にお尋ねいたします。

近年、猿やイノシシやニホンジカなど、鳥獣被害は全国的にも増加しており、美濃市においてでも多くの市民の皆さんが長年悩まされる問題です。

私は、議会において過去にも2度質問しておりますが、今回は猿の対策について改めて質問させていただきます。

御承知のとおり、美濃市は森林面積が市の総面積の約8割を占めております。このような自然環境の影響もあり、最近、特に猿の被害が多く目立っております。近隣住民の方から、せっかくつくった野菜が食べられてしまった、軒先の柿やミカンを食べられてしまった、何とか対策できないかという声を多く聞きます。

私も、先日、庭先でつくったブロッコリーを全部食べられてしまい、がっかりしています。丹精を込めて耕作された野菜や果樹などの農作物が、収穫直前に一夜にして壊滅的な被害を受け、農家の生産意欲を奪い、耕作放棄地の増加にもつながります。

そこで1点目、美濃市における猿による被害の現状と対策方法はどのようなかについてお尋

ねいたします。

○議長（山口育男君） 産業振興部長 北村道弘君。

○産業振興部長（北村道弘君） 皆さん、こんにちは。

それでは、庄司議員からの猿による農作物被害対策についての1点目、現状と対策方法はどのようなについてお答えします。

猿被害の現状につきましては、市内のうち、特に洲原地区、下牧地区、上牧地区、大矢田地区の住民の方から多く被害の相談を聞いております。議員の御質問で言われましたとおり、耕作した野菜、クリ、柿、ミカンなど、農作物への被害が多く、市としても対策に悩むところでございます。

市では、現在、有害鳥獣による農作物の被害を防ぐ対策として3つの方策をとっております。

1つ目は、捕獲する対策で、美濃市猟友会の協力を得て美濃市鳥獣被害対策実施隊を組織し、パトロールやおりなどによる捕獲を実施しています。なお、捕獲に当たっては、ニホンザル1頭当たり2万円、イノシシ、ニホンジカ1頭当たり1万円などの奨励金を交付しています。

2つ目は、追い払う対策です。集落に出没する猿を追い払うために、自治会などの地域住民でサル追い払い隊を組織していただき、追い払う活動で使用するロケット花火などの費用に対し2万円を上限として補助をしています。

3つ目は、防護柵・電気柵を設置して有害鳥獣の侵入を防ぐ対策があり、地区全体または個人などにより設置する事業に対し、要綱に基づき補助をしています。

そのほか、おりや小型箱わなの貸与や、駆除に従事する人材を確保するために、わな猟免許の取得に対し、1人1万円の補助をしています。

〔8番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 8番 庄司義廣君。

○8番（庄司義廣君） ありがとうございます。

私も、美濃市鳥獣被害対策実施隊の一員として、駆除活動や住民からの猿の出没の通報があればパトロールに出かけています。しかし、現地に到着したときは逃げた後ということがあります。また、民家に近いところでの捕獲には危険を伴う場合もあり、銃器での捕獲はなかなか困難であります。

そこで2点目、美濃市における捕獲状況及び追い払い状況はどのようなについてお尋ねいたします。

○議長（山口育男君） 産業振興部長 北村道弘君。

○産業振興部長（北村道弘君） 2点目の捕獲状況及び追い払い状況はどのようなについて、お答えいたします。

市民や自治会からの有害鳥獣捕獲依頼は、平成27年度8件、平成28年度15件、平成29年度の12月末現在で24件あり、この対処には美濃市鳥獣被害対策実施隊に駆除の依頼を連絡して

出動していただいております。

猿の捕獲状況は、平成27年度21頭、28年度29頭、29年度12月末現在で19頭となっております。

また、地域住民によるサル追い払い隊の活動状況は、平成27年度6件、平成28年度5件、平成29年度12月末現在で12件で、それぞれ増加傾向にあります。

〔8番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 8番 庄司義廣君。

○8番（庄司義廣君） ありがとうございます。

こうした対策を継続して積極的にされていると了解いたしました。

そこで3点目、こうした実績を踏まえ、今後の対策はどのように考えられるかについてお尋ねいたします。

○議長（山口育男君） 産業振興部長 北村道弘君。

○産業振興部長（北村道弘君） 3点目の今後の対策はどのようなかについて、お答えします。

市では、人と野生生物とを隔てる緩衝地域、いわゆるバッファゾーンとして里山を帯状に整備する事業などを推進するとともに、地域住民によるサル追い払い隊の結成の促進を行っています。

ここ3年で里山整備は約28ヘクタールを実施しており、先ほど申しましたが、サル追い払い隊での活動は23件でございます。

引き続き鳥獣被害対策実施隊の皆様にはパトロールの強化などの御協力をお願いし、市、実施隊、地域住民の協働により鳥獣被害対策を推進してまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 8番 庄司義廣君。

○8番（庄司義廣君） ありがとうございます。

鳥獣被害は深刻化・広域化しております。対策につきましては、猟友会、鳥獣被害対策実施隊員の皆さんへのフォローや市民の皆さんへの活動周知も含め、取り組んでいただくことをお願いいたします。特に猟友会、実施隊によるパトロール隊を結成しての駆除・追い払い活動を提案し、市民が笑顔で、生きがいを持って、安全で安心して暮らすことができますことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山口育男君） 次に、2番 梅村辰郎君。

○2番（梅村辰郎君） 皆さん、こんにちは。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は、発言通告書に従いまして一般質問、古民家を活用した地域の活性化についてと認知症対策についてを一括方式により御質問いたします。

まず1点目の項目、古民家を活用した地域の活性化について、2点お尋ねいたします。

市では、うだつの上がる町並みの一角にある旧松久邸の土蔵群及び伝統的な日本家屋等を、美濃の繁栄をしのばせるたたずまいを後世に残し、産業の活性化やにぎわいの創出を図るた

め、民間事業者の事業提案を募り、民間と連携して事業を進めるとして、平成28年12月に寄附を受けられました。その後、この古民家を、市の観光産業の拡大や地域のにぎわい創生につながり、さらにうだつの上がる町並みの歴史や文化の継承に資する用途に有効利用するという活用コンセプトのもと、うだつの上がる町並み古民家活用事業を進めておられます。

美濃市へお越しいただく観光客数は、平成28年で年間約121万5,000人と、本美濃紙のユネスコ無形文化遺産への登録前と比べて増加傾向であります。特に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されているうだつの上がる町並みや小倉公園への観光客数は、平成17年の9万8,000人を境に増加傾向で、平成28年には22万3,000人と2倍以上となっています。美濃和紙の里会館につきましても、平成20年以降は年間3万5,000人程度で推移していたものが、平成28年には4万4,000人の利用がありました。

美濃市には、美濃和紙の産地としての歴史や伝統、また和紙産業の繁栄により形成された町並み、景観、文化などの地域に誇れる資源が多く、これらを武器として地域の活性化を図っていく必要があります。

現在、再生と活用を進めている旧松久邸についても、和紙の原料問屋として隆盛をきわめた松久家の歴史や、当時の上有知の活気を思い起こせるすばらしい建造物です。この歴史的資源をうまく活用し、観光客などを呼び込むことで、うだつの上がる町並み周辺のみならず、美濃和紙の産地である牧谷地区を初め、大矢田神社、洲原神社といった歴史的・文化的資源を有する市内各地へ人の流れがつけられることを大いに期待しているところです。

そこで、まず1点目としまして、昨年6月から8月にかけて旧松久邸を活用・運営する民間事業者の事業提案を募集し、選定委員会を経て、9月に優先交渉事業者が選定されたところですが、歴史的建造物の保存と活用を進めるうだつの上がる町並み古民家活用事業のその後の進捗と今後の展開はどのようなかについて、総務部長にお尋ねいたします。

次に、平成27年度にまとめられた美濃市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによると、本市の総人口は1985年（昭和60年）の2万6,935人から一貫して減少傾向となっており、2015年（平成27年）の国勢調査では2万1,630人で、65歳以上の割合は31.7%となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年（平成52年）に総人口1万5,969人、65歳以上の割合は40.4%に達すると予測されています。これに伴い、使用されない家屋・古民家も増加することが容易に予想されています。

平成25年住宅・土地統計調査によると、市内の住宅戸数は8,470戸、このうち賃貸アパートなどの空き部屋や別荘などを含む空き家数は1,250戸で、空き家率は14.8%となっており、ここ10年間で空き家戸数も1.2倍となっています。

人口減少や空き家の増加は、まちの輝きが損なわれ、地域の活力の減退につながるおそれがあり、使用されていない家屋・古民家に新しい住まい手を呼び込むことで、地域コミュニティを回復させ、美濃市らしい町並みを保全し、地域の経済的活力を呼び起こす必要があります。

市では、こうした考えのもとで設立されたNPO法人美濃のすまいづくりと連携し、市外

からの特に若い世代や子育て世代の移住・定住を促進する取り組みを進められておられます。こうした取り組みは、美濃市の将来にとって大変重要なことであり、移住先としての市の魅力を発信しつつ、移住希望者へのきめ細やかなサポートについて、引き続き強化していただきたいところがございます。

一方、うだつの上がる町並み古民家活用事業は、住まいとしての古民家活用ではなく、歴史的景観や建造物の価値を保存しつつ、民間事業者がみずからの資金によりビジネスの場として古民家を再生し、人を呼び込む事業に取り組むものです。こうした民間活力による古民家の再生と活用が市内各地に広がることで、現在利用されずに眠ってしまっている財産が市の新たな魅力として生まれ変わる可能性があるのではないかと考えます。

政府においても、歴史的資源を活用した官民連携による観光まちづくりを推進しており、古くからその地域に住む人々と外部のさまざまな専門知識を持った事業者とが一体となって地域再生に取り組むことで、地域の空き家、商店街の空き店舗が改修・活用されて、本来の町並みを取り戻した姿や、耕作放棄地が解消され、限界集落が一変する姿、さらに新たな雇用が生まれ、U I J ターンの若者が増加し、出生率が大幅に向上するなど、地域に活気がよみがえってきたという姿に、今後の観光振興・地域振興の鍵があるとしています。

そこで2点目でございますが、今回の旧松久邸の事例のように、民間活力による古民家の再生・活用によって期待されている地域への波及効果はどのようなかについて、総務部長にお尋ねいたします。

続きまして2点目の項目、認知症対策について2点お尋ねします。

我が国の認知症高齢者の数は、2025年には約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれています。

これまでの主な認知症施策は、1つ目に、早期受診・対応のおくれによる認知症状の悪化、2つ目に、認知症の人が住みなれた地域で可能な限り生活を続けていくための介護サービスが量・質の両面から不足、3つ目に、地域で認知症の人とその家族を支援する体制が不十分、4つ目に、医療・介護従事者が現場で連携がとれた対応ができないケースがあるなど、さまざまな課題が指摘されております。

厚生労働省は、これらの課題に対応し、平成25年から進めてきた認知症施策推進5カ年計画（オレンジプラン）による認知症を支える側の視点だけでなく、認知症の方自身の視点が重要であるとし、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すという考え方のもと、平成27年1月、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」、いわゆる新オレンジプランを策定しました。

一般的に認知症は早目の診断や治療が重要であると言われてますが、実際には本人が病院に行きたがらない、どこに相談すればいいかわからないなどの声があります。そこで、早期診断・早期対応の一つとして期待されているのが、医師や医療、介護など、複数の専門職で構成され、相談を受けて認知症を疑われる人などの症状の把握に努め、医療機関への受診を勧

めるなど、集中的にサポートを行う認知症初期集中支援チームの設置です。国では、2018年4月には全市区町村に設置するといった目標を設定しております。

また、認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容体の変化に応じ、全ての機関を通じて必要な医療・介護等が連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことが重要であるとしており、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置して、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うこととしています。

各地域に認知症初期集中支援チームを設置し、認知症地域支援推進員が配置され、機能されることにより、認知症の進行をおくらせ、症状の改善に向けた適切な支援を初期段階から受けられるということは、不安を募らせる本人や家族にとり、大変心強いことと思っております。

そこで1点目の質問でございますが、美濃市の認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員の配置とこれらの取り組みの現状について、民生部長にお尋ねいたします。

次に、認知症カフェに関する質問でございます。

認知症カフェは、国の認知症施策推進の中でも認知症介護対策の一つとされております。認知症の方やその家族などが身近な地域で気軽に立ち寄ることができ、家族同士のコミュニケーションの場となることや症状の進行をおくらせる効果もあるなど、自宅に引きこもりがちで認知症の高齢者が社会とつながる居場所として注目されております。また、一般の地域住民も参加できることから、認知症のことを知る場となり、早期発見・早期治療につながることもあります。

そこで最後の御質問ですが、地域の多くの人々が交流し、認知症への理解を深める役割を持っていると言われております認知症カフェの開催状況と今後の取り組みについて、民生部長にお尋ねします。よろしく申し上げます。

○議長（山口育男君） 総務部長 市原俊美君。

○総務部長（市原俊美君） 皆さん、こんにちは。

それでは、古民家を活用した地域の活性化についての1点目、うだつの上がる町並み古民家活用事業の進捗と今後の展開についてお答えをいたします。

平成28年12月に御寄附をいただきました旧松久邸でございますが、数寄屋風づくりの居宅や風情のある日本庭園、和紙の原料保管庫であった土蔵群については、本市における美濃和紙産業の繁栄の歴史を物語る次世代へ引き継ぐべき歴史的資源でございます。

うだつの上がる町並み古民家活用事業は、この旧松久邸を民間活力により有効活用し、美濃市へ人を呼び込む施設として再生していくものでございます。

この事業の趣旨のもと、民間事業者から企画提案を広く募集し、事業者選定委員会を経て、昨年9月に優先交渉事業者を決定いたしました。

企画提案の内容は、市内で機械すき和紙製造業を営む丸重製紙企業組合と、兵庫県篠山市を中心に古民家再生によるまちづくりに実績のある株式会社NOTEが共同で土蔵や居宅を

改修し、和紙販売拠点やレストラン、宿泊施設として運営するもので、選定委員会でも高い評価を受けたものでございます。

現在、共同運営の実施主体として両者が出資する新たな法人を設立する準備をしており、これが調い次第、円滑な事業運営に向けた基本事項の合意を図るための協定を締結する予定でございます。

なお、今回、事業者からは、事業の採算性確保と市有財産の有効利用を進めるために、平成21年12月に市へ御寄附いただきました殿町の旧須田万右衛門邸を一体的に活用する計画についても御提案をいただきました。

須田家は、古くは江戸時代からの系譜で、紙問屋として成功し、上有知一番の大地主と言われ、明治期には金融業や製紙業も営んでおられた地元の名士でございます。居宅は、老朽化はしておりますが、贅を尽くしたつくりが残されており、交通の要衝として栄えました旧牧谷街道沿いに残る市が誇るべき歴史的資源でございます。

提案では、旧松久邸に宿泊施設のフロントを集約し、旧須田邸と合わせて10部屋程度を確保した上で、両施設を統一ブランドで運営するとしております。これは、まちを面的に捉え、点在している古民家を客室や飲食店、店舗などヘリノベーションし、その土地の文化や歴史、伝統などを体感できる複合型宿泊施設としてまちを再生していく篠山市での取り組みがモデルとなっております。

市では、この提案に対し、検討を重ねた結果、旧松久邸に加え、旧須田邸もあわせてお貸しし、運営していただくことを判断いたしました。その理由としては、2つの建物を単体で考えるよりも、一体的に運営していただくことで、うだつの上がる町並みから曾代用水、川湊灯台、長良川、小倉公園、美濃橋といった旧牧谷街道沿いの歴史的風致散策ルートに人の流れが生まれること、また株式会社NOTEは、古民家の建築当時の意匠を尊重しつつ、耐震補強や防火対策などの安全性も確保する改修手法に強みと実績を持っており、建物の価値や町並みの景観などを損なうことのない活用が見込まれることなどでございます。この事業者に再生・活用をしていただくことが最適と考えたところでございます。

旧須田邸につきましては、市が整備し、公開施設等としていく計画としておりましたが、多額な改修費用に加え、維持管理していくためのランニングコストが市の財政にとって大きな負担となることから、これまで活用に向けた一步を踏み出すことができず、市の大きな課題となっております。それが、民間の資金やノウハウによって、ようやく前へ進むことができる見込みとなったものでございます。市といたしましても、これを機に、この建物を歴史的風致形成建造物の第1号に指定し、この地区の歴史的風致を維持する象徴的な建造物として市内外に発信してまいります。

事業者への貸付期間は30年間とし、提案募集の際に提示したとおり、最初10年間は無償とさせていただきます。来年度、早い段階で貸付契約の締結について市議会にお諮りし、お認めいただいた上で、夏ごろから本格的な改修に着工、平成31年度前半のオープンを目指してまいります。

この事業は、美濃和紙の歴史や伝統、文化が育んだ美濃市にしかない地域資源を再生・活用し、地方創生の実現に挑戦するもので、市全体の活性化に向けた起爆剤となることを期待しております。

具体的な事業計画が固まりましたら、近隣住民の皆様に丁寧に説明をし、御理解をいただきながら進めてまいります。

次に、御質問の2点目、民間活力による古民家の再生・活用により期待される地域への波及効果についてお答えをいたします。

古民家の明確な定義というものは存在していないようですが、旧松久邸、旧須田邸など、文化財に準ずるような建築物を含め、一般的には戦前など古くに日本の伝統的な建築技術によって建てられた木造の建物というイメージが持たれます。

少子・高齢化などにより空き家が増加し、管理が行き届かず老朽化が早まった結果、中古住宅としての市場価値が落ち、放置または解体となってしまう事例がどの自治体でも起きております。

古民家は、それぞれの地域の気候や歴史、産業、文化などをあらかず貴重な資源でもあり、最近では、これを生かすことでU・Iターンの促進や観光誘客、とりわけ外国人旅行者の増加が期待されているところでございます。

美濃市におきましては、うだつの上がる町並みの周辺で、古民家を活用したレストランやカフェ、ギャラリー、雑貨店などがこの3年間ほどで新たに10件程度開業または開業予定となっております。その経営者のほとんどが市外の方であり、美濃市に魅力を感じてビジネスの場として選択していただきました。

うだつの上がる町並みは、中心市街地として人が集まる場所ではありますが、例えば牧谷地区は、紙屋が建ち並ぶ美濃和紙の里というすばらしい景観が形成されており、昔の紙すき職人の生活様式が感じられる、ほかにはない美濃市特有の地区でございます。また、大矢田地区、洲原地区についても、文化財となっております神社や仏閣を中心に、祭りなど昔ながらの伝統文化が引き継がれている自然豊かな信仰と祭礼の地区でございます。こうした地区でも、現在空き家となってしまっている複数の家屋を面的に捉え、例えば飲食店や一棟貸しホテルなどに有効利用することができれば、その地区に新たな魅力が生まれると同時に、より多くの方に対し、美濃市へ訪れたり商売をしたりする機会を提供でき、最終的には美濃市に住むという選択をしていただけるものと考えております。

市といたしましては、うだつの上がる町並み古民家活用事業を通じて、観光客に滞在していただき、美濃市を周遊していただく経済効果はもちろん、いわゆる古民家が民間のアイデアや資金によってレストランや宿泊施設、店舗などとして生まれ変わり、地域の活性化に生かせるということを市民の皆様にご存知いただく効果も期待しております。この結果、これが起爆剤となって、古民家の所有者がその活用に踏み出し、市内の空き家・空き店舗などの減少につながるという波及効果も生まれるのではないかと考えております。

今回、兵庫県篠山市などで古民家再生によるまちづくりを民間レベルで展開し、歴史的資

源の保存と活用実績を持つ事業者が、旧松久邸、旧須田邸の再生・活用プロジェクトに参加していただくことになりました。市といたしましても、このノウハウを市全体にどのように生かせるのかを研究し、NPO法人美濃のすまいづくりと一緒に連携しつつ、古民家の活用による地域の活性化を図ってまいります。

○議長（山口育男君） 民生部長 辻幸子君。

○民生部長（福祉事務所長）（辻 幸子君） 皆様、こんにちは。

梅村議員の2つ目の認知症対策に関する御質問の1点目、認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員の配置、またその取り組みについてお答えいたします。

平成27年に決定された国の認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランでは、認知症の容体に応じた適時適切な医療・介護等の提供を目的に、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員を配置することとされております。

平成29年4月より、当市においても、構成員を認知症サポート医1名、社会福祉士1名、保健師1名の計3名による認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員を配置しております。

この認知症初期集中支援チームによる支援ですが、認知症が疑われる場合は、本人にとっても家族にとっても生活する上において不安な日々を送ることになります。認知症かどうか、本人の状況や家族の介護状況・生活状況の確認など、情報収集を最長6カ月行い、疑いがある場合は適切な医療機関につなぐ、必要な医療やサービスにつなぐといった役割を担い、住みなれた地域で安心して暮らしていただくための支援を行っています。

今年度、支援を受けられた方は1家族ありました。繰り返しの相談により、早期に医療機関・サービスへとつなぐことができました。

また、認知症地域支援推進員については、認知症の医療や介護の専門的知識を有する者が担当し、地域包括支援センターに所属しております。相談支援のほか、初期集中支援チームへのつなぎ、医療機関・介護サービス機関との連携を図るなどの業務を行っています。

そのほかに、地域包括支援センターに相談のあった方で初期集中の対象にならない方についても、事例検討会を開催し、認知症サポート医のアドバイスを受けるなど、さまざまな相談に応じております。こうした相談場所があるということは、本人にとりましても、家族にとりましても、心のよりどころとなり、適切な方向への支援が適切に行われていくものとなっております。

これに加え、今年度は対応やサービスをわかりやすく紹介するガイドブックの作成や、認知症の方の見守りなどを行っていただく認知症サポーター養成講座も3回ほど開催しております。藍見小学校の児童の皆さんや武義高校の生徒さん、高齢者の方まで、121名の新たなサポーターを養成いたしました。

今後も住みなれた地域での暮らしを支援してまいりたいと考えております。

御質問の2点目の認知症カフェの開催と現状についてということになりますが、新オレンジプランでは、認知症の人が集まれる場、また認知症カフェなど、認知症の人や家族が集う

取り組みを平成32年度までに全市町村で普及させることが追加されました。

カフェの定義といたしましては、専門職が常駐し、認知症当人や家族、専門機関の職員など、認知症にかかわる多方面の方が集い、安心して相談や息抜きができるバリアフリーカフェとなっています。

本市におきましても、平成29年12月より認知症地域支援推進員が中心となりましてカフェを開催いたしております。集いやすい場所として、道の駅「にわか茶屋」や吉田工房をお借りし、1回ずつ開催し、それぞれ約15名の方が参加されました。カフェでは、文字どおりお茶などを用意しまして、気軽に来ていただける体制を整えております。参加者の多くは家族の方も御一緒され、まずは自分の不安を相談、簡単な脳トレやゲームを自主的に行っていただき、現状を確認していただくようにしております。

こうした集まりにたまたまグループホームの入所者の方の飛び入り参加がありまして、脳トレで思わぬ能力を発揮されたと施設の引率者も驚かれたということもありました。カフェの雰囲気にも気分も変わったのかと思いますが、このように利用しやすい憩いの場として開催しております。参加者の方からは、不安解消にもなると非常によいお話をいただいております。

今後、初期における相談窓口として、利用しやすい息抜きのできるバリアフリーカフェとして広めていきたいと考えております。

なお、今年度最後の認知症カフェが3月30日金曜日に吉田工房にて1時30分から開催いたします。お時間がございましたら、ぜひ御見学いただきたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 2番 梅村辰郎君。

○2番（梅村辰郎君） 古民家を活用した地域の活性化と認知症対策について、それぞれ御答弁いただき、ありがとうございました。

古民家の活用に関しましては、旧松久邸に加え、課題となっていた旧須田邸についても、いよいよ活用に向けた取り組みが進むとのことですので、ぜひ観光客の増加や古民家の活用促進など美濃市全体により効果が生まれるよう、事業者とよく協議して進めていただきたいと考えております。

また、認知症につきましては、初期の段階からだんだんと物忘れが進み、中には不安でそれを家族や友人に悟られまいと発見がおくれるケースもあると伺っています。市長が推進されている健康年齢向上の施策においても、認知症対策は一つの課題かと思っておりますが、この点からも、早期発見、適切な支援など、専門的な知識を持つ方々のアドバイスは必要なことと思っております。今後も認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動には大いに期待するものです。

また、介護をされる家族も、身体的または精神的負担など、家族であるからこそつらい介護生活を送られている方もあるとお聞きしております。認知症カフェの開催は、認知症の方や支える家族にとって重要な意味のある場所と思っておりますので、皆さんが有効に活用されるこ

とを願います。

さらに、認知症サポーター養成講座などへの小学生、高校生の参加などの取り組みを伺い、大変うれしく思いました。高く評価するとともに、早期発見や早期治療など、初期段階の支援に重点を置かれ、ますます今後もさらなる取り組みを積極的に進めていただきますことを要望させていただき、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山口育男君） 次に、6番 岡部忠敏君。

○6番（岡部忠敏君） こんにちは。

発言通告に従いまして、3点の市政に関する一般質問を一問一答で行います。

1点目は、障がい者の雇用促進についてでございます。

本年の4月1日より、改正されました障害者雇用促進法が施行されます。労働・雇用の分野における障がい者に対する差別的取り扱いの禁止、及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置——合理的配慮の提供義務とありますが——を定めております。そして、それとともに、障がい者の雇用に関する状況から、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を図っております。

この法定雇用率は、5年ごとに見直されております。今回の改正では、法定雇用率の算定基礎に新たに精神障がい者の数が追加されるために、法定雇用率は引き上げられることとなります。具体的には、民間企業は現行の2.0%から2.2%、国・地方公共団体は2.3%から2.5%、都道府県等の教育委員会では2.2%から2.4%にそれぞれ引き上げられます。

平成29年6月1日現在で、国の機関における実雇用率は2.5%、そして岐阜県の公共機関の実雇用率は2.5%、県教育委員会の実雇用率は2.25%と高い値を示しておりますが、しかし民間企業における実雇用率は1.97%であります。岐阜県においては、民間企業においては2.02%と、辛うじて法定雇用率をクリアしております。

そこで1つとして、民間企業に対するこれまでの障がい者雇用促進の取り組みと、雇用促進に向けて、差別の禁止、合理的配慮など、これからの支援はどのようなかを産業振興部長にお尋ねいたします。

○議長（山口育男君） 産業振興部長 北村道弘君。

○産業振興部長（北村道弘君） 障がい者の雇用促進についての1点目、民間企業に対するこれまでの取り組みと雇用促進に向けての今後の支援はどのようなかについてお答えいたします。

これまでの取り組みにつきましては、国は障がい者雇用の促進に関する法律を定め、障がい者の雇用の促進を図ることとしています。これに加え、障がい者の方に働きやすい環境の改善をする措置を進めています。

市としましては、障がい者の雇用について、ハローワークの就労支援ナビゲーターと協力して、企業等の紹介、面接等の支援をしております。また、市内企業に対しましては、障がい者の法定雇用率制度や雇用を行った場合の各種助成制度などを周知しております。

ハローワーク関によりますと、平成29年6月1日現在、本社が美濃市にあり、従業員数50人以上の企業で、障がい者を雇用している市内企業は15社となっております。

今後の支援につきましては、引き続き国・県や公共職業安定所、商工会議所、福祉関係機関等と連携を深め、障がい者の雇用促進の充実に向け、一層障がい者への理解や就労環境の改善促進に取り組んでまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 6番 岡部忠敏君。

○6番（岡部忠敏君） ありがとうございます。

そして、次に2つ目として、教育委員会を含めました市役所の職員におけます現状の障がい者雇用率や改正後の雇用の過不足数、そして改正される法定雇用率と職場環境への取り組みはどのようなのかを秘書課長にお尋ねいたします。

○議長（山口育男君） 秘書課長 西部睦人君。

○秘書課長（西部睦人君） 市における障がい者の雇用の状況と職場環境について、お答えいたします。

現在、国が定める法定雇用率は、市長部局は2.3%、教育委員会は2.2%になっています。3月1日現在の正規職員・非常勤職員数は532名で、法定雇用率の基礎となる職員数は、市長部局295名、教育委員会43名となっています。したがって、市長部局は6名以上の雇用が義務づけられています。また、教育委員会は、法定の対象事業所の50名を満たさないため、義務はございません。

お尋ねの雇用の状況ではありますが、市長部局は現在7名の職員を雇用していることから、法定雇用率を確保しています。

なお、障がい者の法定雇用率につきましては、この4月から市長部局は2.3%から2.5%に0.2%引き上げられ、7名以上の雇用が必要となります。教育委員会は2.2%から2.4%と同じく0.2%引き上げられますが、雇用を義務づけされる事業所には該当いたしません。

次に、職場環境への取り組みではありますが、平成28年から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、通称障害者差別解消法が施行されたこともあり、障がい者の労働環境の向上のため、全職員を対象に研修を実施し、職員間のみにとどまらず、来庁いただく市民の皆様に対しての環境づくりにも努めているところです。

また、正規職員、非常勤職員にかかわらず、障がい者を雇用した場合には、職員のよい労働環境を整えるなど、全庁的に取り組んでおります。具体的には、勤務場所や勤務時間、業務内容への配慮、定期的な通院や病気休暇などの休暇の取得に対する配慮、秘書課職員による相談窓口など、その障がい者に必要な配慮を行うことで働きやすい環境づくりに努めているところです。

障害者差別解消法の目的は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、障がいを理由とする差別の解消を目指すものでありますので、今後も障がい者雇用に努力するとともに、環境改善にも取り組んでまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 6番 岡部忠敏君。

○6番（岡部忠敏君） ありがとうございます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をしっかりと守っていただき、障がい者の雇用促進にこれからも努めていただきたいと思います。

それでは2点目の質問ですが、持続可能な開発目標（SDGs）についてお尋ねします。

皆さんもこのSDGs（持続可能な開発目標）はほとんど聞きなれていないとは思いますが、このSDGsというのは、2001年に策定されましたミレニアム開発目標（MDGs）の後継者として、2015年9月の国連サミットで193カ国の加盟国の全会一致で採択されたもので、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されております。発展途上国のみならず、先進国自身も取り組む2016年から2030年までの国際目標で、持続可能な社会をつくることを目指しております。

その国際目標は、17の分野別の目標と169項目の達成基準が盛り込まれております。ここで17の目標を抜粋いたしますと、1つ、貧困をなくそう、2つ、飢餓をゼロに、そして4つ、質の高い教育をみんなに、6つ目として、安全な水とトイレを世界中に、7つ目として、エネルギーをみんなに、そしてクリーンに、11として、住み続けられるまちづくりを、そして13は、気候変動に具体的な対策をなどが上げられております。

日本では、2016年（平成28年）5月20日に安倍総理が本部長に就任して全閣僚を構成員とするSDGs推進本部が設置されて、同年の12月には実施方針を決めております。実施指針のビジョンは、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指すにあります。そして、その優先課題として8つあります。1つ、あらゆる人々の活躍の推進、2つ、健康・長寿の達成、3つ、成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション、4つ、持続可能で強靱な国と質の高いインフラの整備、5つ、省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会、6つ、生物多様性、森林、海洋などの環境の保全、7つ、平和と安全・安心社会の実現、そして最後の8つ目は、SDGs実施推進の体制と手段であります。

既に北九州市では昨年の7月にSDGs推進に向けた取り組みを発表しております。

このSDGsの誰一人取り残さないの理念は、公明党の掲げます生命・生活・生存を最大限に尊重する人間主義の理念と合致しており、SDGsが国の隅々まで浸透していくことを願っております。

このSDGsは、政府だけでできるものではなく、地方自治体、企業、市民などの多くの人々の参画が必要であります。

そこで、住みたい、住み続けられるまちづくりを目指す美濃市ではSDGsへの取り組みにどのような方針を持っているのか、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（山口育男君） 総務部長 市原俊美君。

○総務部長（市原俊美君） それでは、持続可能な開発目標（SDGs）についての市における取り組みについてお答えをいたします。

持続可能な開発目標、いわゆるSDGsは、2015年に国連で採択された国際目標であり、

人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題と目標でございます。その基本理念として、貧困の撲滅を初め、世界中の誰一人取り残されないという包摂的な世の中をつくっていくことが重要であると示されています。

SDGsは、17の目標と169のターゲットから成っており、そのどれもが市民や市民生活に深くかかわる目標となっております。市といたしましても、これらを相互に連携させながら、さまざまな形で取り組むことで、持続可能なまちづくりにつながっていくものと考えております。

ここで、美濃市の課題に関係が深いと思われるSDGsの目標と、市が第5次総合計画に位置づけて取り組んでいる各種施策との関連について、主なものを申し上げます。

まず1点目として、SDGsの17の目標のうち、全ての人に健康と福祉をにつまましては、第5次総合計画の基本計画においても、健康づくり活動の推進、健康長寿の推進、健康診査・健康相談の充実といった施策を位置づけて、市民が健康で長生きし、生きがいを持って活動することを目指しています。

2点目として、質の高い教育をみんなにという目標は、総合計画では、学校規模の適正化と教育環境の整備、基礎学力と基礎体力の向上、創造力を豊かにする教育の推進といった施策を位置づけており、少人数指導非常勤講師や英語指導助手、図書館司書を各学校に配置するなど、教育環境を整備し、未来を担う子供たちにきめ細やかで質の高い教育を行っているところでございます。

3点目として、ジェンダー平等を実現しようや人や国の不平等をなくそうという目標は、総合計画では、人権意識の高揚、男女共同参画社会の確立、人権・同和教育の推進、ユニバーサルデザインの推進・促進といった施策を位置づけており、誰もが住みやすく活躍できるまちづくりを進めておるところでございます。

4点目として、つくる責任つかう責任という目標は、総合計画では、ごみ排出量抑制とリサイクルの推進、廃棄物適正処理の推進といった施策を位置づけており、生ごみの堆肥化の促進やごみの排出ルールの徹底、資源ごみの分別収集のPRを進めて、発生日ごみの抑制とリサイクル化を進めているところでございます。

5点目としまして、海の豊かさを守ろうや陸の豊かさも守ろうという目標は、海や陸の豊かさを未来へ残すために、海へつながる川や緑濃き山々、森林を守る取り組みを行い、総合計画の中では、生活排水対策の推進、公害防止監視の強化などで、水環境の保全や汚濁の防止を、また森林保全と林業の生産基盤整備で健全な森林を、農地の保全と生産者の育成・支援、農産物の安全・安心な生産と地産地消などで陸の恵みを守り、生物多様性の取り組み、自然保護・環境保全の推進、自然を活用した環境づくりなどの施策で、地域の自然環境や生態系を未来へ継承していく取り組みを進めてまいります。

また、住み続けられるまちづくりをという目標は、まさに武藤市政の公約の一丁目一番地に掲げている、住み続けたい、住み続けられるまちづくりにつながるものでございます。SDGsの17の目標の達成に向けたさまざまな分野の取り組みが相互に積み重なることで、住

み続けられる美濃市が実現されるものと考えております。

以上、一部の説明ではございましたが、市におきましても、SDGsの基本理念に沿って、基礎自治体として実施すべき施策に取り組んでいるところでございます。

今後につきましても、次期の総合計画や総合戦略を初めとする各種計画の策定の際には、この国際目標であるSDGsの理念を計画の深度をはかるための物差しの一つとして取り入れ、市の各部局におけるさまざまな政策立案に生かしてまいります。さらに、この物差しを取り入れることで、グローバルな問題を地域の視点から、あるいは地域の問題をグローバルな視点から捉えることができると考えており、SDGsをキーワードにさまざまな立場の方が連携した持続可能なまちづくり事業の推進につなげ、笑顔あふれる元気な美濃市の実現を目指してまいります。

[6番議員挙手]

○議長（山口育男君） 6番 岡部忠敏君。

○6番（岡部忠敏君） 大変丁寧な御回答をありがとうございました。

最後に、3つ目の質問に移ります。

3つ目は、中小企業の設備投資を促すための固定資産税の軽減についてでございます。

産業振興部長にお尋ねいたします。

現在開会中の通常国会では、生産性向上特別措置法案が審議されております。この法案は、中小企業の設備投資を後押しする制度でございます。

近年の中小企業の労働生産性は、600万円前後で伸び悩んでおります。大企業では1,300万円を超えて、その差は拡大傾向にあります。また、中小企業が所有する設備は老朽化が進み、生産性向上の足かせになっております。今後、少子・高齢化や人手不足、働き方改革への対応などの厳しい事業環境を乗り越えるために、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の生産性向上を図るには、市内の経済、雇用を支えております中小企業の設備投資に後押しが必要であります。

具体的には、中小企業の設備投資を後押しするには、固定資産税の特例措置を創設しなければなりません。この特例措置の内容としては、設備投資の対象は市の計画に基づき中小企業が実施する設備投資、そして生産性や収益の向上などにつながる設備投資であることが必要です。企業の設備投資計画が市の計画に合致するかを市が認定をしまして、それが必要であります。固定資産税の特例率は、3年間でゼロ以上2分の1以下で、市の条例で定められる割合とされております。そして、特例措置は集中投資期間である平成30年度から32年度に限定されております。

さらに、固定資産税の特例措置とあわせまして、ものづくり補助金やIT導入補助金を抜本的に拡充しております。ものづくり補助金は、平成28年度補正予算の1.3倍の1,000億円に、同じくIT導入補助金は、5倍の500億円になっております。市が固定資産税特例率をゼロにする意向を表明すれば、その地域の事業所は補助金の優先採択を受けることができます。

中小企業の設備投資を後押しします固定資産税の軽減は、既に全国的に広がっており、滋

賀県の湖南市、静岡県牧之原市、岡山県岡山市、美作市などの市では、固定資産税特例率をゼロにする意向を表明しております。

実施するには、設備投資の種類や最低取得額を定めた導入促進基本計画の策定や関係条例の改正が必要でありましょうが、美濃市の方針はどのようなようですか、産業振興部長にお尋ねします。

○議長（山口育男君） 産業振興部長 北村道弘君。

○産業振興部長（北村道弘君） 中小企業の設備投資を促すための固定資産税の軽減について、市の方針はどのようなかについてお答えします。

当市の中小企業の支援策につきましては、工場立地法に基づく条例の制定により、緑地面積率の緩和による増改築の促進や市内企業の転出防止を図ってまいりました。その結果、増改築2件、駐車場の増設1件の実績がありました。

また、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る美濃市固定資産税の特例に関する条例により、市内企業1件に対し、平成28年から30年度まで家屋の固定資産税を減免いたしました。

ことし2月末に、経済産業省から市町村向けに、革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法、まだ仮称でございますけれども、これによる導入促進基本計画の策定の意思、固定資産税の特例率等の意向を確認するアンケート調査がなされ、調査結果を中小企業庁のホームページで公表される予定です。

当市としては、速やかにこの計画を策定し、固定資産税の課税標準の特例率をゼロとする条例を制定することとしました。

今後のスケジュールとしましては、国が示す導入促進指針に基づき、基本計画を策定し、国の同意を求めることとあわせて、本年6月議会をめぐりに固定資産税の課税標準を3年間ゼロに軽減する美濃市固定資産税の特例に関する条例案を上程し、進めてまいります。

この計画の策定による中小企業へのメリットは、設備投資を支援するものづくり・サービス補助金などが優先的に活用できます。

このように、中小企業に対して積極的に応援してまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 6番 岡部忠敏君。

○6番（岡部忠敏君） ありがとうございます。

何とぞ中小企業の方々への設備投資の後押しをよろしく願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（山口育男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時23分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 皆様、こんにちは。

発言通告に従い、一問一答形式によって、次の2点についての質問をいたします。

1点目、市長の平成30年度の施政方針中、健康日本一を目指した元気なまちづくりのもとになる食について、2点目は国民健康保険税、介護保険料の改正についてです。

それでは、まず1点目の質問に入ります。

第1回美濃市議会定例会の開始に当たり、先日、2期目を迎えられた武藤市長は、平成30年度の施政方針についての所信を述べられました。

1期目は、地域資源の活用、子育て支援のための環境整備、高齢者の生きがいや地域の助け合いの仕組みづくりなど、また健康意識の向上を目指した美濃病院を拠点とする健康年齢5歳アップの事業展開など、幅広い分野で成果を上げたことに触れておられます。

そして2期目の今年度の主要施策として、成果をおさめた3つの重点項目をさらに深化、充実させて取り組むことに、そのために5つの分野に絞り込んだ説明がありました。

さて、施政方針の重点の1つ目に元気なまちづくりがありました。元気の第一の条件は、健康であることです。健康は豊かな人間性を育みます。健全な心身を培うことで未来の夢を育み、まちをつくる将来のエネルギーにつながります。今年度はそうした健康生活を願い、昨年以上に健康に関する多くの施策が加えられました。これは、大いに歓迎すべき内容だと思います。

ところで、人体の成長、維持に欠くことができないのが食生活であります。食生活は、誕生以後、寿命を全うし終えるまで続きます。特に成長期の食習慣や食生活は、その後の人生の左右してしまうほど、大変重要です。中でも学校給食は、1日1回とはいえ昼食を家族以外の仲間とともにし、給食を通して体験的に食について学ぶことができます。

平成23年、平成25年の一般質問の答弁から、学校の食育の学習内容についての概要を知ることができました。食物アレルギーの対応、地産地消についてなど。その後、美濃市の特産野菜の仙寿菜も商品化され、今では道の駅で買い求められる客も徐々にふえてきています。

最近の児童・生徒の食生活について視点を移してみますと、食を取り巻く環境の変化が顕著になってきています。食物アレルギーと食材選び、保護者の働き方の変化による食生活の形態の変化、朝食の欠食、偏食と残量、食品添加物と安全、栄養の偏りによる成人病予備群やスリム志向、肥満への対応など懸念事項は増加するばかりであります。今後も社会環境の変化が進む中で、食に関する価値観やライフスタイル等の多様化もさらに進むことが予想されます。食育の学習内容もそれに伴って見直されていくものと思います。

現在、安心・安全な給食の提供に職員全体で取り組まれている給食センターの皆さんには、深く感謝しております。

そこで、1つ目の質問です。

元気なまちづくりを目指す食生活の観点で、成長期にある児童生徒の学校給食における食育の現状はどのようなか、お尋ねいたします。

○議長（山口育男君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） こんにちは。

成長期にある児童・生徒の学校給食における食育の現状について、お答えを申し上げます。

学校給食は学校給食法により規定され、食の安全・安心を踏まえた上で、心身の発達期にある児童・生徒にバランスのとれた栄養ある給食を提供し、体位・体格の向上、心身の健全育成、食生活の改善等を図ることを目的に、学校教育の一環として適切な実施に努めておるところでございます。

食は、成長期の児童・生徒の体づくりの根幹となるべきものです。学校給食は、食に関する専門的な知識を持つ栄養教諭が児童・生徒が1日に必要とされるカロリーの3分の1、具体的に申し上げますと、小学校低学年では約530キロカロリー、中学年では640キロカロリー、高学年では750キロカロリー、中学生では820キロカロリーを基準としておりますが、その必要なカロリーを確保し、主食、主菜、副菜を基本としてバランスよく栄養を摂取できるような献立を考え、給食を提供しております。

栄養教諭は、給食の時間中、計画的に学校訪問を行い、献立に含まれる栄養素について説明し、好き嫌いなく食べることの大切さを指導しております。また、このような給食指導以外にも担任とTTを組み、体に必要な栄養にかかわる食育の授業を行っております。

食物アレルギーにつきましては、児童・生徒が除去して食べることができるよう、アレルギーの原因となるアレルゲン食品の情報を正確に伝えたり、保護者と面談したりして安心・安全な給食の提供を行っております。

さらに、保護者に対しましては給食試食会を開き、食についての講話をしたり、食生活のチェック表の活用を勧めたりして食に対する意識を高めてもらいながら、家庭においてもバランスのよい食事がとれるような働きかけをしております。

このように、学校給食を通して進める食育は、食への関心を高め、健康な体づくりを進める上で非常に重要な役割を担っておると考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 児童・生徒は、食育の学習で健康な体の維持につながる成長期の摂取カロリー、それから栄養等について主に栄養教諭から学び、そしてまた栄養教諭は成長に必要なそうした指導を中心に基本的な食生活、自己防衛のための衛生週間など食生活全般についての指導とあわせて、学校給食の管理も担っているということがわかりました。

その指導の担い手である栄養教諭が保護者に向けて行う専門性を生かした食生活指導は、家族全体の基本的な食習慣をもつくっていくことに一役買っているということもわかります。中でも、食生活や生活習慣病の予防とあわせて、食物アレルギーへの対応は特別に注意が必要とされています。今、学校では食物アレルギーの児童・生徒は除去して食べるという、そういう対応になっているようです。

それならば、調味料ですとか、だしとか、添加物など、原材料がアレルゲンになっている

場合はどのようにしているのか。これも一歩踏み込んで知っておかないと怖い結果になりかねません。その点については、毎月配付される献立表に毎食ごとの使用調味料が記してあります。そしてまた、調理の段階では個別に栄養教諭から対象の児童・生徒に事前に知らせてチェックしているということを知って、安心いたしました。

県も事故防止の対応として、除去して食べるという、その事故防止の対応の一つに周囲の児童・生徒の声かけもそれにつながっていくことを記しております。これはもちろん保護者及び御本人の了解を得て、学級の児童・生徒の理解のもとに行われる対応であります。

こうして見ていきますと、社会環境の変化と現状の食育のもとに、今、美濃市では老朽化した築39年目の給食センターで、アレルギー対応に注意しながら毎日の食事を調理してくださっている職員の皆さんの責任の重さを痛切に感じます。

続いて、2つ目の質問です。

施政方針で5つの分野の主要事業の説明がありました。高齢者の生活支援に触れ、地域の高齢者の交流の場、縁側コミュニティと並び、高齢者を見守りながら弁当を配食するサービスへの支援についての説明です。

市内で長く配食のボランティアとして活動に参加されているやまびこを例に話を進めます。長く携わった後、高齢の理由で今では引退された方から、活動の様子についてたびたび話を伺っていました。代表責任者からも話を聞いております。さかのぼること約20年前の活動のきっかけですとか、今日に至るまでの紆余曲折について語られました。今では食事のメニューは高齢者に合った家庭的な献立を考えて調理し、配食している。同時に利用者を見守りも行い、週3回の配食のとき、住まいの状況変化や御本人の体調など、見てわかる範囲でチェックして注意をし合っている。異常があれば早目に情報を関係者に伝えて対応を求めていると言われました。

単に配食し、所定の場所に弁当を置くだけではなく、利用者の様子に異常はないか、心配事はないかなど話を聞いたり、時には体調が悪く動きづらい利用者には手を貸したりなど、メンバーの皆さんの思いやりの意識が非常に高く、ほかのサービスでは得られない心温まる活動となっています。

始められた当時の老年人口比率は約21～22%で、現在の状況を想定するには余りにかけ離れていました。今後の老年人口の予想では、平成32年に35.2%、そしてまた、2025年を迎えます平成37年には37.0%と推定されています。これはあくまでも数字ですから、参考程度でしかありません。しかし、私たちの周囲を見回しても若者世代の増加は見込み薄の現状です。

今、このやまびこが高齢化の域に入り、これまでの実績を何としてでも継続させていきたい強い願いを持っておられます。美濃市だからこそできた純粋なボランティア活動であり、市民力の結集です。市の大切な財産でもあります。高齢者の独居や高齢世帯の増加は避けられません。切なる思いで日々頑張っていらっしゃるやまびこの皆さんの願いを引き継ぐ手だてを真剣に考えねばならないときであります。

厚生労働省の平成28年4月1日の第3次食育推進基本計画にも多様な暮らしに対応した食

育の推進を次のように記しています。高齢者のひとり暮らしの増加と、さまざまな家庭の状況や生活の多様化で、家庭や個人の努力では健全な食生活の実践は困難な状況にある。そのために地域の果たす役割が重要であり、関係団体等によっても食べる共食の機会提供への理解と支援、体制の整備に地方公共団体と食育にかかわる関係者の主体的かつ多様な連携・協働の取り組みへのお願いを記しているのとあります。

県内におきましても、全国でも痛ましい高齢者の餓死の記事を目にします。幾つになっても、どんな状況でも、食事だけは安心していただける、そんな食の環境はどうあったらよいのか。

2つ目の質問は、市民の暮らし支援の説明にある弁当配食について、今後増加が予測される高齢・独居世帯への配食の生活支援の現状と対策はどのようなかについてです。お願いします。

○議長（山口育男君） 民生部長 辻幸子君。

○民生部長（福祉事務所長）（辻 幸子君） 御質問の2点目、お弁当配食についての現状と今後の増加が予測される高齢・独居世帯への配食に関する生活支援の対策についてお答えいたします。

市では、自立生活の充実を図ることなどを目的とし、日常生活に支障のある在宅の70歳以上のひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯で食事の支度が困難な方に対して高齢者配食サービスを実施しております。

事業としましては、1カ月12回を限度に1回250円の助成を行っており、現在は女性72名、男性45名の計117名の方が利用され、4事業所をお願いしております。食事のバランスや栄養を考えることが困難ということもありますので、単に食事を提供するだけでなく、栄養面での考慮や、事業所によっては絵手紙を添えるなど、温かく支えていただいております。また、同時に配達の際には安否確認ということもお願いしております。

現在、4事業所をお願いしていると申し上げましたが、一番多い利用がありますのは、この助成事業を始めるきっかけとなりました市内のNPO法人やまびこさんで、月・水・金の週3回、毎回約60から80食をつくっていただいております。非常に多い数をこなしていただいておりますが、できる限りの要望に応えたいと、大変御協力をいただいております。この利用者117名への手渡しは、食生活の確認やふだんの生活の様子など異変に気づくきっかけとなり、以前には体調不良の方の通報や亡くなっていた方を見つけていただいたということもありました。きめ細やかに対応していただいている現状の中で、高齢化やボランティアの不足による担い手の確保の課題があることは伺っております。

今後は、地域の方々の協力もお願いしながら、民間事業所の活用拡大も考えていかなければならないと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 利用者が117名もあるという現状を知り、その数の多さに少々驚きま

した。これからの担い手については、民間事業所の活用も視野に入っているとの答弁でした。見守りという、そういう視点からすると、この民間に活用が委ねられた場合、民間活用になった場合にそうした分野での視点は大丈夫なのかなあというふうに、やや不安に思います。

これまでの意思を受け継ぎ、公共施設である給食センターに作業機能を集約化し、アレルギー食の調理場と高齢者向け配食サービス、この2つの調理場を同一施設内に区別してつくってはどうか。

ここで、昨年、私たち民生教育常任委員会は、岩手県遠野市の給食センターを行政視察しました。遠野市は人口約2万8,000人、美濃市と、やや数は多いですがよく似ています。学校給食は1日当たり2,500食、高齢者向け宅配用弁当100食をつくる施設で、平成25年にオープンしています。ここは子供からお年寄りまでの市民のための食の拠点、市民の健康を食で支えるための施設として紹介されました。食育、地産地消の推進、そしてまた加えて災害時の炊き出し等、多機能を持つ施設です。建設に当たり、人口減少と高齢化は将来の施設能力に余剰が生じるという、これは我々と共通の課題が検討されて、総事業費13億円で建設されました。財源確保には、総合給食センターであるがゆえにかなり苦勞され、結果は国土交通省の社会資本整備総合交付金を使って約40%近くの交付金を受け、建設の運びとなったようです。

約10年に及ぶ事業経過を経て、多様な視点を取り入れることに配慮し、30人から成る整備市民会議を21回開催して意見を反映させた経過を話されました。アレルギー対応として部屋を整備し、そのための管理栄養士も置かれています。今年度着工する隣の関市もアレルギー対応の調理室の差別化をしています。美濃市において、老朽化している給食センターの計画の推進に当たり、ぜひとも将来を見据えたアレルギー食対応、高齢者への配食調理の多機能型の建設を要望するものであります。

2点目、国民健康保険税、介護保険料の改正についての質問に進みます。

さきの2月8日から2月22日まで計7回にわたり、市内の7会場にて改正についての説明を行っていただきました。寒い時期ではありましたが、4月から開始となる第7期介護保険料については、今後の3年ごとの見直しと関係づけて知っておく必要があると判断して参加しました。十分理解できましたと言いたいのですが、緊迫感がやや不足してしまっていて、今後活用できるようにもっともっと理解に努めていきます。

ここで非常に残念だったことは、市民の参加が7会場の合計でも14~15名だったことです。ある会場ではゼロ人だったということも聞いております。3年前の改正のときは一体どうであったのでしょうか、やはり同じだったのでしょうか。65歳以上の高齢年齢人口は、2040年には40.4%と推定されています。将来にわたって大切な内容であるにもかかわらず、これだけしか参加者がなかったことが残念でたまりません。

また、昨年から年明けにかけて、事前にこの改正のもとになる資料を使って我々議員向けに研修会を設定していただき、担当課の市民生活課国保年金係と健康福祉課介護保険係の皆様には、この場をおかりして心より感謝申し上げます。おかげさまで、わかりにくい国保や

介護保険について理解を深めることができました。

そこで、1つ目の質問です。

2025年には戦後生まれの団塊の世代が75歳となり、後期高齢者人口の急増で医療費、介護保険給付費など大きく膨らみます。それに対応するため、国は骨太方針2015の考えのもと、2016年度から3年間を集中改革期間と設定して社会保障費の自然増を1兆5,000億円ほどに抑えることを実行してきました。

改正の情報が新聞やテレビで広報されるたびに、次はどうなるのか、また値上がりかと市民はどうしようもない焦りと不安を抱いてきました。2018年度も、国は計画的に社会保障費を抑え、6,300億円の自然増の見込みを1,300億円削減して社会保障関係費に組み入れています。16年度から18年度の経済・財政再生計画の改革工程表に基づき、社会保障のあらゆる分野で負担増、給付減が推し進められてきました。こうした動きのもと、今回、美濃市では国民健康保険税、介護保険料は主にどの点で見直され、改正されたのかお尋ねいたします。お願いします。

○議長（山口育男君） 民生部長 辻幸子君。

○民生部長（福祉事務所長）（辻 幸子君） それでは、永田議員の国民健康保険税、介護保険料の改正についての1点目、まず国民健康保険税が主にどのような点で見直されたか、改正についてお答えいたします。

国民健康保険税の主な改正についてですが、平成27年5月27日国会において成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年4月から財政運営の責任主体が市町村から都道府県にかわり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すことになりました。

この背景として、全国の国民健康保険の加入者ですが、この10年間に高齢者数は1.3倍、医療費も1.3倍となり、美濃市でも65歳以上の割合は平成19年には25.9%だったのが、現在では48.1%と1.8倍、また1人当たりの医療費の金額は平成19年度には約19万8,000円でしたが、現在は33万4,000円と約1.7倍に増加しています。このような国民健康保険の構造的ともなる課題を解決するために国民健康保険制度が変わることになりました。具体的には、今まで市町村にあった国保の財布が県の財布一つになります。このため、国は都道府県に対し、毎年約3,400億円の財政支援の拡充を実施いたします。

今回の改正により、医療費を賄う国保の財政基盤は県全体で大きくなり、岐阜県は納付金のもととなる県内各市町村の標準保険料を所得割、均等割、平等割の3方式とし、医療費などの伸びを見込んで算出しております。この改革に伴い、美濃市の国民健康保険税も同様に4方式から3方式として資産割を廃止し、所得割の率、均等割と平等割の額を見直ししております。資産割の相当分は、国・県からの支援金を充てるものとしております。昨年の所得と大きな変わりがなければ、おおむね下がる予定でございます。

いずれにしても、国民健康保険は医療の最後のとりでです。持続可能な社会保障制度

の確立を図るため、国民健康保険税の改正につきましての御理解、御協力をいただきますとともに、市民の皆様にはできるだけ健康でお過ごしいただきたいと思っております。

[4番議員挙手]

○議長（山口育男君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 今回の改正の大きな特徴として、国保行政の都道府県化により財政責任者が県へ移行したことにあります。それによって、県から国保事業の必要費用を納付金として割り当てる、市は住民から賦課・徴収し、集めた保険料を県に納付する、県は保険納付に必要な財源を市に交付金として搬出する。こういう県と市のリンクがよくわかりました。

説明会でこの仕組みを市民の皆さんにもわかりやすく話していただき、持続可能な医療保険制度の安定化のための改正である、ということが理解できたようです。こうして市民は、これまでどおり病院窓口での支払いを行えばよい、保険税率の資産割の廃止によって所得が前年度と大差なければ、おおむね支払い金額は下がるということで、大変安心しております。

国から県へ毎年3,400億円を財政支援として投入して、国保の抜本的財政支援の強化を図るとしていることで、激変した際の対応もひとまず可能になります。また、開始してみないとわからないこともあるのですが、これまでのように滞納者の差し押さえも実情を十分把握した上で、市独自の対応であるようにしていただくことを要望いたします。

少しでも長く健康を維持し、やむを得ない医療費をできるだけ無駄遣いしない、服用しない薬はため込まない、病院でも無駄に薬を処方しない方向で治療に当たっていただくことも含め、個人の小さな努力が結果的に国民健康保険税の安定化をさらに強めていくことになるのだと理解できました。

私たち市民は、今後の努力義務として健康生活づくりを進めたいです。そしてまた、改正後の生活が、国が目的とする財政運営や効率的事業の確保、国保運営の役割と制度と安定化に合致した結果につながっていくのか見守る必要があります。

2つ目の質問です。

国民健康保険に保険者負担努力支援、こうした制度があるといいますが、さてそれはどのような制度かについての質問です。お願いします。

○議長（山口育男君） 民生部長 辻幸子君。

○民生部長（福祉事務所長）（辻 幸子君） 2つ目の質問の、国保に保険者努力支援制度だと思いますが、あるが、どのような制度かについてお答えいたします。

保険者努力支援制度とは、医療費が減少すれば、その取り組みを評価し、努力を行った自治体に対し支援金となる国庫補助金を交付するというものです。対象は全国の市町村及び都道府県で、財政規模は700から800億円とされており、事業に対して点数化し、この点数により支援金が交付されます。

予防・健康づくりに係る指標といたしましては、特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、2つ目に特定健診に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取り組みの実施状況、3つ目に糖尿病等の重症化予防

の実施状況、4つ目に広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取り組みの実施状況などが上げられております。医療の効率的な提供への働きに係る指標といたしましては、1つ目に加入者の適正受診・適正服薬を促す取り組みの実施状況、2つ目に後発医薬品の使用促進に係る取り組みの実施状況の2つとなっています。

市民の健康への関心を高めることや医療機関との連携を強化するなど、市民自ら疾病の予防、合併症を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の適正使用などや特定健診の受診率向上に取り組んでいただきつつ、個人や保険者の取り組みを促すインセンティブある仕組みを構築することが重要であると考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 用語を間違えました。大変失礼いたしました。

さて、今の答弁から、保険者である市当局の取り組み課題であるとはいうものの、努力によって結果が出れば評価点数に基づく支援金の交付が受けられる、それが国保全体にとって将来負担の軽減につながることにものなる。その関係を市民はどこまで周知できているのか。自分にも問いかけてみますと、病院はそもそも病の治療に行く施設とぐらいしか思っていなかったことに気づきました。これはとんでもない誤解をしていたこととなります。2016年6月に竣工し、新たな機能を備えた美濃病院健診棟の役割は、この制度と強く結びついた施設であるということがわかりました。

国民の多くがかかりやすいがん、糖尿病、心疾患、脳卒中などの病気予防のために、市は特定健診の案内をしています。これ一つを例にとっても、現実には元気だから必要なしと判断して受診しないでいたりとか、出かける時間の余裕がないなどの理由で病気の予防から遠ざかっていたりしている市民は多いように思います。

美濃病院健診棟の役割は、建設当初、心と体の磨きアップ、学び・楽しみ教養アップ、健診など受診率アップの3点を市民の健康年齢引き上げの柱として掲げ、平成28年から前倒しで進めているとあります。市民の健康への関心を高め、医療費の抑制へつなぐ制度と言えます。予防・健康づくり関連の指標4点、医療の効果的な提供への働きかけ2点について示されてきました。行政と市民が一体となって健康づくりに取り組み、そして成果を出すために制度の有効利用を促し、関心を高められるよう、活発な広報活動を望みます。前倒しで行ったこの制度の取り組みによって、どのような成果や課題が明らかになってきたのか、また別の機会に改めて質問したいと思います。

3つ目です。

介護保険料改正について質問します。

2025年問題が課題にあり、対策に迫られています。これまでのお世話を受ける介護から自立支援へと軸を移した今回の介護制度の見直しであります。健康維持のための施策によって元気な高齢者がふえ、介護対象者が予想以下になればよいのですが、人の体は個人差が大きく、そうはいかないのが現実です。しかし、介護を受けずに寿命を終えることは社会貢献の

一つだと思う。だから、毎日の健康管理、特に食事には気をつけている、こうして大きな声で言われる、独居で80代後半の元気な先輩方の姿をちょこちょこ目にします。高齢でも自立した生き方ができるライフスタイルはどのようなのかをお互いに学び、将来の介護料軽減につないでいくことも課題解決の一つと言えます。

介護報酬の改正では、医療から介護へ、病院・施設から在宅への流れが強まっています。しかし、利用者にとってはこれまでと違ってかなりきつい内容です。介護報酬の改定、訪問介護分野の生活援助の報酬引き下げ、資格要件の緩和、生活援助サービスに利用制限をつける、デイサービスに成功報酬、福祉用具の貸与価格に上限設定など幾つも上げられます。これが具体的に個々人の介護状況にどのように影響しているかについては、もう既に経験なさっていらっしゃる方にはいたくのしかかってくる課題ではないかと思うのです。

美濃市ではこれまでどおりのサービスを受け続けられるのか、切り捨てられることはないのか、対象者についてチェックをしなければなりません。3年ごとの見直しによる対応は、想像を超える膨大な仕事だと想像しています。担当課の皆さんには頭が下がります。

今回は、月額基準額が500円の値上げと聞きました。介護保険料が引き上げられたその背景はどのようなのか、お答え願います。

○議長（山口育男君） 民生部長 辻幸子君。

○民生部長（福祉事務所長）（辻 幸子君） 次に、御質問の3点目、介護保険料が上げられた背景についてお答えいたします。

介護保険料につきましてですが、介護保険法により3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行い、この先3年の事業計画や給付状況を推計し、あわせて3年間の保険料も決定していくこととしております。

本年度は、平成30年度から32年度までの第7期となる計画の見直しを行い、それに伴い、平成30年度からの介護保険料も見直しをいたしました。介護保険の給付については、現在、制度の運用に必要な金額を65歳以上の第1号被保険者が全体の22%、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が28%、国・県・市町村が50%を負担することとしています。

今回の見直しの背景としました大きな要因の一つには、納付に関する保険料の負担割合の変更がございます。平成30年度以降、第2号被保険者負担が1%減るため、その分、第1号被保険者の負担が22%から23%へと1%の増となります。また、平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、要支援1・2の方へのサービスが一部給付対象から外れ、地域支援事業へと変更になりました。給付対象とするよりも地域支援事業は保険料の負担割合が少々高くなっているため、これも要因となります。このほかに介護報酬が0.54%増で改定されます。

また、高齢者の人口ですが、65歳以上の第1号被保険者の人数は今後も増加していく傾向にあります。ただ、利用には認定者数も影響してくるものと思いますが、この人数も平成29年度を基準に、32年度には7%の伸びを予測しております。介護保険の利用者も必然的にふえる見込みとなってきます。今回の保険料の改定につきましては、推計から本来はもう少し

高くする必要がありましたが、市民の皆さんへの影響を考え、できるだけ最小限の増額としております。

いずれにしても、御負担をおかけすることとなりますが、御理解いただきたいと思っております。

○議長（山口育男君） 永田議員に申し上げます。

要望なりはしっかりと口頭で言ってから言ってください。中に大分私見が入っておりますので、質問に対してはしっかりと質問していただきますようお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） すみません。ちょっと今、注意を受けましたので、気をつけて進めます。

介護保険料の引き上げの根拠について、これはよくわかりました。算定の流れも説明会で教えていただき、理解できました。値上げはやむを得ない背景があるということがわかります。

美濃市の保険基準額は、現在でも県や国の月額平均よりも五、六百円安く設定されていて、30年度から月額500円上げても2025年の過不足が約2億5,000万円と推定される、このことから、次の第8期の改定も基準額をさらに上げざるを得なくなります。年度とともに介護認定者、第1号被保険者の数は増加し、それに伴って当然、介護保険の利用も増加となり、今回の値上げにつながっている。

そこで今回、もう一つの0.54%の介護報酬の改定、この引き上げの理由は2015年にマイナス2.27%引き下げられているため、数字は小さくても改定の影響が大きくなります。こうした現象は、美濃市以外の市町村にも共通した課題だと思います。2025年に向けて相当の覚悟が必要であり、市長の言われるところの健康年齢5歳アップは、国民健康保険税だけでなく、介護保険料においても非常に重要になってきます。私たち市民は、こうした現実を直視し、やはり市から出していただくいろんな施策とともに、それを十分理解して現実の生活の中に生かしていかなければならないことに、強く今回の答弁から理解したものとします。

さて、4つ目の質問に移ります。

介護保険料支払いに関して、支払い可能な方は年金からの天引きで済みますが、低い年金受給者の方は見直しのたびに一喜一憂し、切り詰めた生活を余儀なくされる心配が出てきます。介護保険料は、国民一人一人に課せられた保険料であることから、家族もぎりぎりの生活状態であれば、相互に助け合うことも難しい世帯も出てきます。また、保険料が納められなければ介護は受けられません。別の制度による助成はありますが、その制度も利用できないぎりぎりの境界線上にある方の場合はどうなるのか。

低い年金受給者への介護保険料への配慮はどのようなかについて質問します。お願いします。

○議長（山口育男君） 民生部長 辻幸子君。

○民生部長（福祉事務所長）（辻 幸子君） 御質問の4点目、低い年金受給者への保険料の

配慮についてお答えいたします。

介護保険料は一律の金額ではなく、所得の低い方などの負担が大きくなるように本人と世帯の課税状況や所得に応じて段階的に調整しております。先ほど御説明させていただきました介護保険の給付等に係る費用などから基準額を定め、各所得段階の保険料額を決定しております。

当市では、この段階を9段階としており、このうち標準となる基準額は第5段階の月額5,400円となる見込みです。これは年金額のみを考慮したものではなく、個人の所得、世帯の所得などを総合的に鑑みております。

このうち第1段階は、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税の世帯など、所得金額の合計額が80万円以下の方で、保険料額は基準額の半額と低い設定にしておりますが、国・県・市による軽減があるため、さらに5%上乘せ、55%減の月額2,430円としております。第2段階は、世帯全員が市民税非課税で所得金額の合計額が120万円以下の場合、基準額の40%減、月額3,240円。第3段階は、世帯全員が市民税非課税世帯で所得金額の合計額が120万円を超える場合は、基準額の30%減、月額3,780円。第4段階は、世帯の誰かに市民税が課税されており、本人は市民税非課税で所得金額の合計額が80万円以下の場合で、基準額の10%減、月額4,860円となっております。

このように、標準額の第5段階算定における所得より低い方については、段階的に減額されております。逆に、第6段階は基準額の20%の増額、以後、第7段階は30%、第8段階は50%、第9段階は70%の増額となっております。なお、生活保護の方は第1段階に属しておりますが、生活扶助とは別に介護保険料を支給しております。

来年度からの保険料の改定につきましては、市内7カ所で説明会を開催させていただき、御理解、御協力をお願いしたところでございます。

[4番議員挙手]

○議長（山口育男君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 説明会において参加された市民の質問の中に、自治体によっては保険料9段階以上をさらに細分化しているところもあるという補足説明を受けました。高額所得者の実数は実際に美濃市はどうであるのかはわかりませんが、今後の改定のときには、ぜひこの点も応能負担の視点で細分化を考慮することを要望いたします。

ところで、どうしても払い切れない低所得の高齢者に対して行われているペナルティーの問題がよく浮上しています。未納期間の長さによる3つの罰則があり、払うだけの現金が用意できなければ苛酷な結果になります。厚生労働省のまとめでは、介護保険の罰則を受けた人は、毎年1万3,000人に上るといいます。介護保険制度がスタートしたときの保険料は、全国平均で月2,911円、ところが現在は5,514円で約2倍になっています。一方、年金支給額は減額や据え置きという状況のもとでの保険料改正です。

医療費の支払いを優先すれば介護保険料まで回らない高齢者が、今後どれくらいふえていくのか、これについてはまた別の機会にお尋ねすることになりますが、コンパクトで顔が見

える美濃市の現状とその対応については、安心してよいと思います。サービスを受けることを諦めたり、制限したりしなければならぬ人を出さないで済む工夫をしなければ、今後はこの工夫が大切になってくると思います。けれども、それはあくまでも法律に基づく工夫でなければならぬ。痛ましい事故にならないように、市民の声をしっかり聞き取って対策を練ることを強く要望いたします。

さて、最後の質問になります。

要支援の認定を受けている方の介護は、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援事業、まとめて総合事業と呼ばせていただきますが、そこへ移されています。開始は平成27年4月の制度改正でした。要支援者が利用する訪問・通所介護は保険給付ではなく、市町村事業の対象になっています。

今行われているサービスのほかに、全国では無資格の人による基準緩和型ボランティアによる支援といったような事業も自治体裁量で実施されているところもあるようです。しかも事業所への報酬は下げられている現状から、美濃市の実態はどのようになっているのか、軽度者の負担は大丈夫だろうかなど心配です。平成27年4月には、要支援1・2の認定者の訪問・通所介護が市の総合事業に移管されましたが、実態はどのようか、また、出てきた問題はあのかお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○議長（山口育男君） 民生部長 辻幸子君。

○民生部長（福祉事務所長）（辻 幸子君） 要支援1・2の認定者に係る市の総合事業の実態と問題についてお答えいたします。

平成27年度の介護保険制度の改正により、地域支援事業となる介護予防・日常生活支援総合事業がスタートいたしました。当市においては、本年度から始めております。

概要につきましては、介護認定の要支援と判定された方が利用されているサービスの一部である訪問介護・通所介護が保険給付の対象から外れ、市町村が実施する総合事業へと変わりました。この事業は、全国一律のサービスではなく市町村が主体となって実施する独自事業となるもので、介護などの専門職によるサービスのほか、個人の状態に応じたサービス、住民ボランティアなどによるものなど、多様化したサービスの類型が示されております。

今年度からの実施に向けては、利用者の状況や介護事業所の対応状況、その他事業所以外のサービス提供も調査・検討しましたが、要支援者の利用人数、事業所の定員の空き状況などから、各個人が今までどおり利用されていた形態のサービスのものに対応できるとし、新しいサービスの創設には至っていないのが現状です。

平成29年12月現在の要支援認定者193名中、総合事業の介護予防訪問・通所介護を利用されているのは69名です。第7期の計画書策定の中でも、今後の要介護認定者・要支援者は増加の見込みをしており、認定者の増加とともにサービス利用も多くなると考えられます。この場合、事業所の利用は要介護者が優先されるため、要支援者が利用ができなくなることも考えられます。

したがいまして、市としても、今後の受け皿の確保について検討していく必要があるのか

と考えてはおります。

[4 番議員挙手]

○議長（山口育男君） 4 番 永田知子君。

○4 番（永田知子君） 美濃市は今のところこれまでどおりで、介護料の支払い方を除いて、新しいサービスの創設は行っていない、このような答弁でした。3 年ごとにいろいろな制度が変わっていきます。けれども、一番その中心に置かなければならないのは利用者であり、その利用者の個々の方々の状況、これを一番基本に置かなければ、制度で振り回されてしまって、あっちへ行ってこっちへ行ってということで、かえって介護の程度を軽減していかなければいけない、そのところを自立支援のほうへ持っていかなければならないのに、悪化のほうに持って行ってしまっは大変なことになります。

今のお答えの中にありました、これからふえるであろうと、そのことに対する事業所の増設及びこれからのやりとりについては、かなり慎重に考えていく必要があると思います。県でもいろいろ介護事業者の倒産が何件あったというふうに報道されておりますが、中でも一番の原因は担い手不足と、さらに低い報酬による、そうしたことの悪循環がもとになっていると言われております。

この美濃市では多くのジレンマが同じようにあると思いますけれども、現場で働く介護職の方々、それから市の担当者、あるいはまた現場住民の意見をよく聞いて十分検証し、対応することを強くここで要望いたします。この仕事を担当されている職員の方々には、最後になりますが、どうもいつもありがとうございます。

これにて、いろいろ不手際がありましたが、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山口育男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後 3 時16分

再開 午後 3 時25分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 太田照彦君。

○10 番（太田照彦君） 改めて、こんにちは。

発言のお許しをいただきましたので、私は農地転用と太陽光発電施設についてと新たな防災対策についての2点につきまして、一問一答にて一般質問を行います。

初めに、農地転用と太陽光発電施設について、産業振興部長にお尋ねをいたします。

農業従事者の高齢化による農業経営からのリタイア、後継者不足や新たな担い手不足など農業を取り巻く課題につきましては、全国的な課題でもあります。美濃市においても、農業従事者の減少、高齢化が急速に進展し、担い手不足が深刻になることに加え、中山間地域でもあり、耕作放棄地が深刻化していることは言うまでもありません。

この対策として、美濃市においては曾代用水の世界かんがい施設遺産登録や長良川の鮎の

世界農業遺産認定を受けて、長良川の里川システムの保全活用や、農作物のブランド化の推進や、国・県の制度を活用し、耕作放棄地の減少と拡大防止に向けて各種取り組みを実施されています。特に、農地中間管理機構による担い手への集積・集約化の促進、仙寿菜などの農産物による特産品開発への支援、新規就農者支援など努力されていることは、ありがたく思っております。

しかしながら、私の住んでいる牧谷地区を含め市全域においても、担い手の高齢化や後継者の転出などのため荒れ果てた田畑などが増加し、その対策として農地をやむを得ず太陽光発電施設に転用される方が目立ってきております。

そこで、農地法第4条、5条の許可申請の件数と用途区分についての農地転用の状況はどのようなかをお尋ねいたします。

○議長（山口育男君） 産業振興部長 北村道弘君。

○産業振興部長（北村道弘君） 農地転用と太陽光発電施設についての1点目、農地転用の状況についてどのようなかについてお答えいたします。

農地転用は、農地法第4条または第5条に基づく申請許可が必要です。農地法第4条は、農地所有者が自己の農地を自己の目的のために農地以外のものにすること、第5条は、譲渡を伴うものなど自己以外の者が農地を農地以外にする制度でございます。

当市のこの3年間の農地法第4条、5条の許可申請の状況は、平成27年度では用途区分は住宅用地、工場用地及び商業サービス用地などで合計72件、面積は約6ヘクタール。平成28年度では合計で76件で、面積は約4.2ヘクタール。平成29年度は12月末現在で合計52件で、面積は約2.8ヘクタールとなっております。

〔10番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 10番 太田照彦君。

○10番（太田照彦君） 農地を守らなければならないのも当然のことながら、市の総面積の約8割が森林面積であるため、残りの面積のうち農地を転用して工場用地や個人住宅にされることは、産業振興や人口増対策につながるものとしてやむを得ないことと考えております。

そこで、太陽光発電施設への農地転用について、過去数年、農地法第4条、5条の許可申請のうちの太陽光発電への件数及び許可基準について、お伺いいたします。

○議長（山口育男君） 産業振興部長 北村道弘君。

○産業振興部長（北村道弘君） 2点目の太陽光発電施設への農地転用と許可基準についてどのようなかについてお答えします。

平成27年度では合計18件で、面積は2.4ヘクタール。平成28年度では合計7件で、面積は0.7ヘクタール。平成29年度では合計5件で、面積は約0.4ヘクタールとなっております。

農地転用の許可基準につきましては、立地基準と一般基準の2つの基準があります。立地基準とは、営農に支障のない範囲で周辺の市街地等の状況から見て区分し、その立地場所の状況により許可の可否を判断する基準で、一般基準とは、農地転用の目的に対し、事業実施の確実性や周辺農地への営農条件に支障を生じないなどを審査する基準です。

このほか、平成29年3月に資源エネルギー庁から太陽光発電事業計画策定ガイドラインが示され、太陽光発電の設計・施工に当たり、発電設備の稼働音や電磁波等が地域住民、周辺環境に影響を与えないよう適切な措置を講ずるように努めることとされておりました。例えば、低圧の太陽光発電を設置する場合、施設への立ち入り防止措置として柵などを設置することとされています。このようなことも農地転用の許可の参考基準としております。

[10番議員挙手]

○議長（山口育男君） 10番 太田照彦君。

○10番（太田照彦君） そこで、農地転用における太陽光発電施設の設置について、ここ3年間で30件となっておりますが、農地以外の設置も数多くあると思います。農地法からは、今お聞きした条件をクリアすればいいとのことですが、地域住民からは施設の稼働音による騒音や電波障害、反射光による光害に関して心配される声もお聞きしております。

そこで、太陽光発電施設設置への規制はあるのかについて、建設部長にお伺いいたします。

○議長（山口育男君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 議員御質問の3点目、太陽光発電施設設置への規制はあるのかについてお答えします。

現在のところ、本市におきましては、太陽光発電施設の設置に特化した規制はございません。ただし、太陽光発電施設の設置に限らず一定以上の面積を開発する場合は、美濃市環境保全に関する条例を適用し、環境破壊の防止を図っております。また、住みたいまち美濃市の環境を守る条例においては、事業者にはみずからの責任と負担において、良好な環境を害さないように必要な措置を講ずる責務を、また土地及び建物の所有者には地域の良好な環境を保全する責務を負わせております。

そのほかには、市独自ではありませんが、先ほども産業振興部長が答弁したとおり、資源エネルギー庁が制定した太陽光発電事業計画策定ガイドラインがございます。これは、新規参入した事業者の中には専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の確保や防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなど、種々の問題が顕在化したことから、平成29年3月に制定されたものです。

県内の他の自治体では、太陽光発電施設の設置に特化した届け出制度、住民等に対する説明の義務、区域規制等について定めているところもございます。多くはありませんが、全国的には太陽光パネルでの光の反射によるまぶしさが問題になっているケースが見受けられますし、また、将来的には老朽化した施設の放置等も懸念されます。

本市におきましてもこのようなことが危惧されますので、近隣の他の自治体の状況を参考にしながら、今後検討してまいります。

[10番議員挙手]

○議長（山口育男君） 10番 太田照彦君。

○10番（太田照彦君） 再生可能エネルギーの拡大は、環境を守るため、安全なエネルギーを確保することやこれを活用する産業が発展し、社会に利益を還元することなど、多くのメ

リットのあることも承知はしております。そして、再生可能エネルギーの導入を促進し、環境への負荷低減を実現しつつ、長期にわたる安定的な発電を継続していくことも重要であります。一方では農地を守ることや、3つの世界に誇る世界遺産や、大矢田神社、板取川など景観や自然環境を守ることも重要かと思えます。

今の答弁にもありましたように、私も一番懸念しているのが、今、市が抱えている廃屋問題に市民の中には大変苦慮している方々が多く見えますことから、先日、総務産業建設常任委員会でも市内の数カ所の廃屋を視察してまいりました。将来、耐用年数が切れたとき、新たに太陽光発電施設の放置問題が加わるのではないかと、心配するところであります。

このためにも、他市にもありますような要綱も参考にしながら、美濃市独自のガイドラインなどを策定していただくことを要望して、農地転用と太陽光発電施設についての質問は終わります。

次に2つ目の質問に入ります。

新たな防災対策についての1点目、土砂災害等に向けた対策はどのようなかについて、総務部長にお伺いいたします。

昨年の九州北部豪雨では、梅雨前線や台風第3号の影響により西日本から東日本にかけて局地的に猛烈な雨が降り、大雨となりました。特に7月5日から6日にかけては、福岡県、大分県などで記録的な大雨となりました。この大雨の影響で、特に福岡県朝倉市、東峰村、大分県日田市など北九州を中心に河川の氾濫、浸水被害、土砂災害等が発生し、甚大な被害が発生しました。

美濃市でも、昨年8月17日から18日にかけて集中豪雨があり、蕨生地区の雨量計で8月18日午前0時から8時間の間に300ミリを超える雨量を観測いたしました。この集中豪雨で洲原、下牧、上牧地区で住宅の床下浸水が24件、土砂崩れによる住宅の一部損壊が1件などが発生しました。幸い人的被害はありませんでしたが、ことしももうすぐ大雨のシーズンを迎えます。大雨が降ると、美濃市で特に心配されますのは山間部での土砂災害と河川の氾濫でございます。新年度に当たり市長が述べられた施政方針演説の中でも災害に備える取り組みについて言及されているところですが、今までの施策に加え、新たな取り組みについてはどのようにお考えをされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（山口育男君） 総務部長 市原俊美君。

○総務部長（市原俊美君） 新たな防災対策についての1点目、土砂災害等に向けた対策についてお答えをいたします。

昨年の九州北部の集中豪雨や平成27年の鬼怒川流域での集中豪雨など、同じ場所で大量の雨が降り続き甚大な被害が発生する線状降水帯による災害が発生しております。美濃市においても、昨年8月17日から18日にかけての美濃市北部での集中豪雨により記録的短時間大雨情報や土災害警戒情報が発令され、近年にない大きな災害が発生いたしました。幸い自治会、消防団を初め市民の皆様の御協力により人的被害はなく、最小限の被害にとどめることができ、現在、河川等の復旧事業に取り組んでいるところでございます。

美濃市は急峻な山並みが続き、大量の雨が降り続くと土砂災害が発生する可能性が高い地区が多くあります。特に洞となっている地区では、集落途中で土砂崩れや河川の侵食により道路が寸断されれば、孤立する可能性が高くなります。

そこで、新年度の新たな取り組みとして、このような災害に備え、救援物資が届くまでの数日を孤立した住民が過ごすことのできるよう、災害時、孤立する可能性の高い地区への発電機や投光機、炊飯器など防災備蓄品の配備を計画しております。この施策により市民の方々に少しでも安心して過ごしていただけるような地域づくりになればと考えております。今後も、どの地区にどのような災害が起こる可能性が高いのか、そのためにはどのような備え、対策が必要かを十分検討し、無駄のない装備と備蓄を目指してまいります。

大規模な災害が起きたときには、行政が行う救助・救援活動にも限界があります。まずはみずからの命を守るため最新の情報を把握し、早目の避難を心がけていただくことが大切です。市では、これまでJアラートや防災行政無線の整備、防災あんしんメール、防災ラジオの普及等を進め、市民にいち早く防災情報をお知らせするための情報伝達手段の整備を行ってまいりました。これに加え、今年度、スマートフォン用の美濃市防災情報アプリを開発いたしました。簡単な操作で河川や雨量の情報、土砂災害の危険度などを確認することができるようになります。新年度はこのアプリの普及を進め、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、市のホームページを含め、さまざまな手段で市民みずからが情報を収集できる体制を整えてまいります。あわせて防災訓練やふれあい消防祭など、さまざまな機会に防災に対する情報を発信してまいります。

災害に立ち向かうには、まずはみずからを守る自助、近隣の人たちで助け合う共助が大切でございます。非常用の備蓄品については、家族が2日程度は自力で生活できるよう準備していただくことが必要です。例えば20リットルのポリ容器に飲料水を常に確保することや、即席カップ麺やレトルト御飯などの備蓄、乳児のみえる家庭は粉ミルクを用意するなど、それぞれの家族構成に合わせ自助として備蓄していただくことが大切と考えております。

このほか、今年度は市役所の72時間対応の非常用発電施設の整備や消防車、防寒着の貸与による消防団の装備充実などに取り組んでまいりました。今後もさまざまな施策により美濃市全体の防災力の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（山口育男君） 10番 太田照彦君。

○10番（太田照彦君） 災害に備えるためにさまざまな施策に取り組み、新年度も新しい施策で防災力の強化を図ることがわかりました。

答弁でもありましたように、災害に立ち向かうには、まずは自助、そして近所で助け合う共助が大切です。しかしながら、災害は一部の地域で起こるわけではありません。市の防災訓練にしておいても、こういった啓発を含め、市内全部の自治会が何かしら訓練に参加できるような、できるだけ実際に即した市内全域での訓練となるように御検討いただきたいと思っております。

また、昨年8月に集中豪雨による災害の、今年度災害復旧工事が行われているところですが、工事場所以外にも小規模な災害は発生しております。いまだに手がつけられていない場所があります。ことしの大雨の時期になる前に、2次災害の原因とならないよう、いま一度調査、確認いただきますよう要望しておきます。

次に2点目ですが、消防団員は、平素はほかの仕事を持ちながら、みずからの地域はみずからで守るという郷土愛の精神に基づき、日夜消防活動を行っていただいています。消防団は、地域防災の中心的存在として日ごろから地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、コミュニティーの活性化にも大きな役割を果たしております。

近年、全国各地で地震や水害などの大規模な災害が多く発生しており、多数の消防団員が地域住民の避難誘導、救助活動などに従事している姿が新聞、テレビにより報道されております。今後、東海地震、東南海地震などによる大規模災害が発生する可能性も考えられることから、常設の消防署のみでは十分に地域住民を守ることは困難な場合も想定されます。このため、地域住民等で組織され、地域の実情を熟知し、動員力を有している消防団の活動がますます期待されるところであります。

このように、消防団の役割が拡大し、地域住民の期待が高まる状況にあるにもかかわらず、消防団を取り巻く社会環境は厳しい状況であり、全国では年々消防団員が減少しています。私の地元である上牧地区でも、乙狩・乙北地区担当の上牧分団第2部が地区内の人口減少と高齢化などに伴い消防活動が困難な状況となり、新年度からは上牧分団第2部と第5部を統合することとなりました。地域防災力の充実・強化を図る必要性を考えると、消防団員数の確保は差し迫った重要な課題であると考えます。

さらに、社会構造の変化により日本の就業者に占める会社員の割合が大幅に増加している中、消防団員においても消防団員全体に占める会社員の割合がふえています。会社員の消防団員が増加することで、平日昼間の火災に駆けつけることのできる消防団員の確保が心配されるところであります。

このような状況の中、市におかれましては、今後どのような考え方で消防団員の確保、消防組織のあり方について考えておみえになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（山口育男君） 総務部長 市原俊美君。

○総務部長（市原俊美君） 御質問の2点目、消防組織の今後のあり方についてお答えをいたします。

美濃市消防団は、現在、定員470人に対しまして481人で組織されております。本部分団と7地区の分団合わせて8分団により構成され、可搬ポンプ積載車27台、消防ポンプ車5台、タンク車、多機能消防車各1台で活動をいたしております。

現在、定員は確保されていますが、消防団員のうち会社員の割合は481人中399人で82%となっており、全国平均と比較しても高い状況にあります。また、市内で働いている消防団員は238人で全体の約半分となっており、平日昼間の火災などへの出動が課題となっています。消防団では、こういった状況を想定し、火災のあった地区だけではなく隣接する地区で協力

体制をとり、広範囲から消火活動に携わることとしております。

また、可搬ポンプ積載車に比べ1台で複数の消火ホースを延長することができる消防ポンプ車の導入を進め、整備の充実も図っております。また、消防団活動への理解や従業員の入団促進などに取り組む事業所を消防団協力事業所として認定することにより、消防活動に従事しやすい環境も整えてまいります。

消防団活動は、現状では消防団員の高い士気に支えられ、活動に支障を来してはませんが、今後、少子・高齢化が進み、消防団員の確保が難しくなることに備え、年齢制限の見直しや市内従業者を消防団員とすることができる規定など、消防団員を広く確保する方策を検討してまいりたいと考えております。また、乙狩・乙北地区など消防団活動が困難となった地区では、消防団員OBの方々などに火災発生時の初期消火活動や消防団活動の後方支援を担っていただくことで、消防組織の強化を図ってまいりたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 10番 太田照彦君。

○10番（太田照彦君） 答弁にもありましたように、これからますます過疎化が進み、消防団員の確保が難しくなってくると考えられます。そういった地域のためにも、OBの方々が火災発生時に活動支援がしやすくなるように、将来的には、機能別消防団などの活用も検討していただくとありがたいと思います。地域住民が今まで以上に初期消火ができるよう、例えば消火栓を増設するなど、市民全員で安心した地域づくりができるよう、今後そういった施策もいろいろ考えながら、過疎化が進む地域の住民の思いをしっかりとわかっていただき、施設等の設備整備に邁進していただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山口育男君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

これより議案付託表を配付いたさせます。

〔議案付託表配付〕

○議長（山口育男君） ただいま議題となっている議第1号から議第32号まで並びに議第34号及び議第35号の34案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、総務産業建設常任委員会は3月15日及び16日の午前9時から、民生教育常任委員会は3月19日及び20日の午前9時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから3月21日までの8日間休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから3月21日までの8日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（山口育男君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月22日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後3時57分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月13日

美濃市議会議長 山 口 育 男

署 名 議 員 古 田 秀 文

署 名 議 員 岡 部 忠 敏

平成30年3月22日

平成30年第1回美濃市議会定例会会議録（第3号）

議 事 日 程 (第 3 号)

平成30年 3月22日 (木曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 1 号 平成30年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 2 号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議第 3 号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議第 4 号 平成30年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 6 議第 5 号 平成30年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第 7 議第 6 号 平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議第 7 号 平成30年度美濃市病院事業会計予算
- 第 9 議第 8 号 平成30年度美濃市上水道事業会計予算
- 第10 議第 9 号 平成29年度美濃市一般会計補正予算 (第10号)
- 第11 議第10号 平成29年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第12 議第11号 平成29年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第13 議第12号 平成29年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第14 議第13号 平成29年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第15 議第14号 平成29年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 第16 議第15号 平成29年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第16号 平成29年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第18 議第17号 平成29年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第19 議第18号 美濃市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について
- 第20 議第19号 美濃市空家等の適正な管理及び利活用の促進に関する条例について
- 第21 議第20号 美濃市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第22 議第21号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議第22号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第24 議第23号 美濃市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第24号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第26 議第25号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第26号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第27号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第29 議第28号 美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第29号 美濃市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 第31 議第30号 美濃市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
 第32 議第31号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について
 第33 議第32号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
 第34 議第34号 公の施設の指定管理者の指定について
 第35 議第35号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

第1から第35までの各事件

(追加日程)

議 第 38号 美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

市議第1号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（13名）

1 番	豊 澤 正 信 君	2 番	梅 村 辰 郎 君
3 番	梅 村 栄 一 君	4 番	永 田 知 子 君
5 番	古 田 秀 文 君	6 番	岡 部 忠 敏 君
7 番	辻 文 男 君	8 番	庄 司 義 廣 君
9 番	古 田 豊 君	10 番	太 田 照 彦 君
11 番	森 福 子 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	柴 田 徳 美 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	市 原 俊 美 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	辻 幸 子 君	産 業 振 興 部 長	北 村 道 弘 君
建 設 部 長	古 川 雄 太 君	会 計 管 理 者	古 田 和 彦 君
教 育 次 長	澤 村 浩 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
総 務 課 長・ 選 管 事 務 局 長	市 原 義 則 君	秘 書 課 長	西 部 睦 人 君
市 民 生 活 課 長	西 部 生 男 君	民 生 部 課 長 (社会福祉協議会派遣)	猿 渡 篤 子 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 篠田博史

議会事務局書記 平田純也

議会事務局次長
兼議事調査係長

石原まさゆ

開議の宣告

○議長（山口育男君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（山口育男君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口育男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、7番 辻文男君、8番 庄司義廣君の両君を指名いたします。

第2 議第1号から第35 議第35号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（山口育男君） 日程第2、議第1号から日程第35、議第35号までの34案件を一括して
議題といたします。

これら34案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 古田豊君。

○総務産業建設常任委員会委員長（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、
去る3月15日午前9時からと16日午前9時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まし
て委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告
を申し上げます。

最初に、議第1号 平成30年度美濃市一般会計予算中、総務産業建設常任委員会の所管に
関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採
決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第3号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算を議題とし、関係職員
から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可
決すべきものと決定いたしました。

次に、議第4号 平成30年度美濃市下水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細に
わたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきも
のと決定いたしました。

次に、議第8号 平成30年度美濃市上水道事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細に
わたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきも
のと決定いたしました。

次に、議第9号 平成29年度美濃市一般会計補正予算（第10号）中、総務産業建設常任委
員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の
後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第12号 平成29年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号 平成29年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号 平成29年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第19号 美濃市空家等の適正な管理及び利活用の促進に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第21号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第22号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第32号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第35号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議第1号中、本委員会に付託されました観光費の美濃観光キャンペーン推進事業の予算のうち、花みこしを活用した観光誘客（展示・組み立て作業の一般公開）に対して、実施方法を含めたPR効果について検証され、結果を報告されますよう委員会として申し添えるものであります。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（山口育男君） 次に、民生教育常任委員会委員長 庄司義廣君。

○民生教育常任委員会委員長（庄司義廣君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月19日午前9時からと20日午前9時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に、議第1号 平成30年度美濃市一般会計予算中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第2号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第5号 平成30年度美濃市介護保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第6号 平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第7号 平成30年度美濃市病院事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第9号 平成29年度美濃市一般会計補正予算（第10号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号 平成29年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第11号 平成29年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第14号 平成29年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号 平成29年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第16号 平成29年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職

員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号 美濃市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第20号 美濃市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号 美濃市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第25号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第26号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号 美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第29号 美濃市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第30号 美濃市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第34号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（山口育男君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第1号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第1号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第2号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第2号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第3号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第3号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第4号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第4号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第5号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第5号は委員長報告のとおり可決い

たしました。

次に議第6号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第6号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第7号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第7号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第8号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第8号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第9号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第9号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第10号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第10号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第11号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第11号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第12号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第12号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第13号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第13号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第14号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第14号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第15号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第15号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第16号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第16号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第17号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第17号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第18号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第18号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第19号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第19号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第20号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり

決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第20号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第21号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第21号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第22号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第22号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第23号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第23号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第24号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第24号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第25号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第25号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第26号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第26号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第27号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第27号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第28号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第28号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第29号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第29号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第30号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第30号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第31号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第31号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第32号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第32号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第34号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第34号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第35号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第35号は委員長報告のとおり可決いたしました。

これより暫時休憩いたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第38号、市議第1号が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第38号及び市議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（山口育男君） 議第38号、市議第1号の2案件について一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第38号について、秘書課長 西部睦人君。

○秘書課長（西部睦人君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第38号 美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ6、議案集の1ページをお開きください。またあわせて赤スタンプ7、議案説明資料の1ページ、概要と、2ページ、新旧対照表を御参照ください。

今回の改正は、厳しい財政事情のもと着実に事業を推進するため、特別職の給与について引き続き減額措置を講ずるもので、特例の期間を改正するものでございます。

改正いたしますのは、本則中「平成27年10月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成33年3月31日まで」に改めるものでございます。

附則は、本条例の施行日を定めております。

以上で、議第38号についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山口育男君） 次に、市議第1号について、9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） ただいま上程されました市議第1号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明いたします。

議案集の1ページ、並びに議案説明資料の美濃市条例の改正の概要1ページをあわせて御参照ください。

今回の改正は、議員の報酬について減額措置を講じている議会の議員の報酬の特例に関す

る条例の特例期間が満了となるため、報酬月額の特例措置を講ずる特例期間を改正するものであります。

提案理由としましては、厳しい財政事情が続く中、着実に事業の推進をするために議会活性化委員会で議員の報酬について協議・検討しました結果、任期中の期間までは報酬月額の特例措置を講ずる特例期間の延長をすることに決定しました。

改正いたしますのは、本則中の「平成27年10月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成31年4月29日まで」に改めるものでございます。

参考までに、報酬月額を議長にあっては38万6,000円、副議長にあっては34万2,000円、議員にあっては32万2,000円とするものであります。

また、附則では施行期日を平成30年4月1日とするものです。

以上で市議第1号の説明を終わります。審議いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山口育男君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、本日10時40分までに議会事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時40分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第38号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第38号は原案のとおり可決いたしました。

次に市議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、市議第1号は原案のとおり可決いたしました。

閉会の宣告

○議長（山口育男君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、平成30年第1回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時42分

市長挨拶

○議長（山口育男君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第1回美濃市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、平成30年度一般会計予算を初めとする41案件の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり議決いただき、まことにありがとうございました。会期中、議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市民福祉の向上に反映するよう努めてまいります。

今定例会に提案いたしました平成30年度の当初予算におきましては、健康日本一を目指した「元気なまちづくり」、子供を産み育てやすい「やさしいまちづくり」、地域資源を生かした「魅力あるまちづくり」の3つの重点項目と、市民の暮らしの支援、教育環境の充実、元気な美濃市づくり、移住・定住対策、社会資本整備の推進の5つの分野に積極的に取り組むとしたところであります。この実現に向けまして、将来の美濃市を見据え、職員とともに新しい発想で取り組んでまいります。

また、行政ニーズが増大する中で健全財政を維持するため、本市の財政運営に御理解いただき、議員報酬の引き続きの減額にも御協力いただきまして感謝を申し上げます。

議員各位を初め市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山口育男君） 本定例会には、平成30年度予算を初め数多くの重要案件が提出されました。議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事

運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願いを申し上げます、閉会といたします。

本日は御苦勞さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 3月22日

美濃市議会議長 山 口 育 男

署 名 議 員 辻 文 男

署 名 議 員 庄 司 義 廣

総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議 第 1 号	平成30年度美濃市一般会計予算中、所管に関する事項	原案可決
議 第 3 号	平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議 第 4 号	平成30年度美濃市下水道特別会計予算	原案可決
議 第 8 号	平成30年度美濃市上水道事業会計予算	原案可決
議 第 9 号	平成29年度美濃市一般会計補正予算（第10号）中、所管に関する事項	原案可決
議 第 12 号	平成29年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議 第 13 号	平成29年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議 第 17 号	平成29年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 19 号	美濃市空家等の適正な管理及び利活用の促進に関する条例について	原案可決
議 第 21 号	美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 22 号	美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 24 号	美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 31 号	美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 32 号	美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 35 号	市道路線の認定について	原案可決

平成30年3月16日

総務産業建設常任委員会委員長 古 田 豊

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議 第 1 号	平成30年度美濃市一般会計予算中、所管に関する事項	原案可決
議 第 2 号	平成30年度美濃市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議 第 5 号	平成30年度美濃市介護保険特別会計予算	原案可決
議 第 6 号	平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議 第 7 号	平成30年度美濃市病院事業会計予算	原案可決
議 第 9 号	平成29年度美濃市一般会計補正予算（第10号）中、所管に関する事項	原案可決
議 第 10号	平成29年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 11号	平成29年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議 第 14号	平成29年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議 第 15号	平成29年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 16号	平成29年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議 第 18号	美濃市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について	原案可決
議 第 20号	美濃市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 23号	美濃市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 25号	美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 26号	美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決

議 第 27 号	美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 28 号	美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 29 号	美濃市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 30 号	美濃市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 34 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

平成30年3月20日

民生教育常任委員会委員長 庄 司 義 廣

美濃市議会議長 山 口 育 男 様